

序 文

江戸時代、宮城郡八幡村に在所を拝領した天童家には代々伝えられてきた古文書が多数残されており、その大部分が多賀城市に寄贈されました。

天童家は八幡村に在所屋敷を持つとともに、仙台にも屋敷を拝領し、仙台屋敷には留主居が、在所屋敷には家老が勤務していました。本書は、留主居や家老が関わった日々の事柄が記録された留書帳一二五点を報告するものです。

第一部は、文政元（一八一八）年における一年間の記録が一冊に綴られた仙台屋敷の「御用留帳」です。第二部は、在所屋敷の家老の日々の出来事を記した「御用留」です。こちらは、襖の裏張りとして残されていたもので、一枚一枚を剥がして史料としたものです。どちらも、当時の武士の奉公のありさまと彼らをとりまく人々の生き方を垣間見ることができる貴重な史料と考えております。

最後になりますが、本書の作成にあたり、引き続き懇切丁寧なる解説をはじめとして多大なる御協力をいただきました宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏、さらには史料の修復に従事された多くの方々や関係各位に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

平成二十七年三月

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

目次

序文

例言

「天童家文書Ⅲ」を読み解く

1

第一部 文政元（一八一八）年仙台留主居方「御用留帳」

23

第二部 八幡村在所家老「御用留」（断簡）

1

文化十二（一八一五）年

95

文政 八（一八二五）年

93

天保 三（一八三二）年

118

天保十二（一八四二）年

96

嘉永 六（一八五三）年

162

安政年間（一八五四～六〇）

195

万延 二（文久元）（一八六一）年

202

年不明 ······

218

年月日不明 ······

245

「史料相互関連一覧表」 ······

252

例 言

- 一 本報告書は、平成二十六年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものである。
- 一 本報告書は、東日本大震災後、天童家から新たに発見された多数の文書のうち、天童家の仙台屋敷で書かれた「御用留帳」一冊及び八幡村在所屋敷で書かれた「御用留」一六〇枚の史料を掲載した。
- 一 各文書には、本報告書の通し番号を付し、通し番号の下に括弧書きで管理番号を記した。
- 一 「御用留」は、襖の裏張として使われたものを剥がして史料とした。このため、文章の継続具合や月日などから相互に関連するものを「史料相互関連一覧表」としてまとめた。最善をつくしたものの、錯誤がないとはいえない。今後の調査・研究に期待したい。
- 一 翻刻文の文字は、固有名詞については文書の表記の通りとし、それ以外は常用漢字を使用した。
- 一 改行は文書と同様にした。
- 一 判読できない文字は字数に応じて□で、字数が不明な場合は□□で表記した。また欠損している部分は「欠」で表記した。
- 一 文意が通じないものには、その右側に（ママ）を、疑問の箇所には（カ）を記した。
- 一 緯じ代又は折り目は「…………」で区切りを示した。
- 一 法量は、翻刻文のあとに、縦・横の順に括弧書きで記した。
- 一 ただし、文政元年の「御用留帳」は、経じた状態の法量を翻刻文の頭書に記した。
- 一 各文書の調査・翻刻は、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏の指導のもと、多賀城市教育委員会文化財課鈴木孝行、志田清一、菊地千夏、半澤経明があつた。
- 一 「天童家文書Ⅲを読み解く」は、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏に執筆いただいた。
- 一 「史料相互関連一覧表」は、志田清一が作成した。
- 一 文書の整理等には、瀧川ちかこ、鈴木孝行、志田清一、菊地千夏、半澤経明が従事した。
- 一 本報告書の編集は、志田清一が担当した。

「天童家文書Ⅲ」を読み解く

(仙台留主居『御用留帳』と在所家老『御用留』の世界)

はじめに

本報告には、文政元（一八一八）年の仙台留主居方『御用留帳』、および八幡村在所の家老方『御用留』の断簡を収める。後者の家老方『御用留』は、文中の年号などから①文化一二（一八一五）年、②文政八（一八二五）年、③天保三（一八三二）年、④天保四（一八三三）年、⑤天保一二（一八四一）年、⑥嘉永六（一八五三）年、⑦文久元（一八六一）年のものと判明する。

天童家の仙台屋敷の留主居方の『御用留帳』は完全な形で残されており、上級家臣の仙台での奉公と仙台屋敷の役割を知る上で貴重な史料である。

在所の家老方『御用留』は、東日本大震災後の天童家における文化財レスキューにより、複数の裏張りとして発見されたものである。そのため、各帳簿は完全な形では残ってはおらず、しかも年代的な連続性はない。そのかわり、全体として残っている断簡の量が多く、かつ年代的に幕末期の五、六年間を跨いでいることにより、これまで謎に包まれていた八幡在所における天童家臣団について数多くの情報を含んでおり、これまで謎に包まれていた多賀城市の歴史の一一面をタイムカプセルのように明らかにするものである。のみならず、その実態が未解明に近い、仙台藩の在郷陪臣の生活と勤務を知る上でもきわめて貴重な史料となる。

それでは順に、この二つの種類の帳簿の内容について解説することにしたい。

一 文政元（一八一八）年留主居方『御用留帳』

本報告書に掲載する文政元（一八一八）年の留主居方『御用留帳』（仮題）は、天童家文書から発見された「冊目の同種の留帳である。最初に発見された文化五（一八〇八）年の「諸御用留帳」は、本報告書第一一三集『天童家文書I』に掲載されたが、この帳簿は複の裏張りから発見されたため、一つの冊としての構造が失われ多くの頁が欠けているなど、内容を把握することが困難である。その意味で、震災後の調査で新たに文政元（一八一八）年の留帳が完全な形で発見されたことの意義は大きい。なお、『天童家文書I』でこれらの留帳を作成した役方を「留守居」と翻刻したが、これは読み間違いで「留主居」の方が正しい表記である。

「留守居」とは、各大名の江戸屋敷におかれた役方であり、江戸屋敷の取締りの他、他の大名家と幕府との外交交渉と儀礼を司つた。仙台藩でも、仙台藩の家臣が仙台屋敷の統括責任者として同名の役方を置いていたが、若干の例外はあるものの、藩法や家臣史料の多くではこれを「留主居」と表記する。江戸における大名留守居についての研究が進んでおり、この役職が幕藩関係を解明する上で非常に重要なものであることが明らかになってきた。江戸における大名留守居の研究の成果から考えると、仙台藩における大名と家臣との関係を解明する上で仙台屋敷の「留主居」の研究から新しい視点と理解が生まれる可能性が期待される。

第二節 文政元（一八一八）年留主居方『御用留帳』の内容

文政元（一八一八）年の留主居方『御用留帳』（仮題）は、完全な形で残っているため、文化五（一八〇八）年の留帳より内容が格段と充実している。この留帳の内容を表1としてまとめた。内容は、

儀礼（四六筆）、行政・勤役（一九筆）、および司法・刑事（一七筆）の三種類に分類してある。文化五（一八〇八）年の留帳と比べると、海防関係の動きがみられないかわりに、天童家「家中」の次男が犯罪に巻き込まれ、この者の抑留と取り調べ過程に関する記述が多い数みられるのが大きな特徴となっている。さらに、前の留帳と比べると儀礼関係の記事が他の記事より圧倒的に多くなっていることがもう一つの際立つた特徴になっている。

（一）儀礼関連の記事と当主の病氣届

文化元（一八一八）年の留帳に見られる儀礼関連の記述内容は、一〇年前の留帳とほぼ同じである。つまり、準一家の天童家は、広い意味での大名伊達家のイエの中の構成員として位置付けられていることが、年中の節目々々で繰り返される儀礼的な「悦び」などの言上を通して確認されていたこと、また、この儀礼は伊達家の当主（大名）だけではなく、その正室である「御前様」とも交わされていたことが興味深い。

ただし、儀礼と行政・勤役をここで分けているのは、藩政時代當時の人びとの感覚と大きくはずれていることを断わっておきたい。同時代の人びとの価値観では、「ここで儀礼として捉えている行為こそ、実は、軍役奉公と並んで武士の主人に対する御奉公（勤役）の一つの柱をなしていた。ここで両者をあえて分けてるのは行政・勤役における儀礼的な行為の割合の高さを浮き彫りにしたいからであって、当時の価値観でいえば本来同質のものだったことを断つておきたい。

行政・勤役の内容で特徴的なのは、天童家当主常頼の病氣届が多いことである。仙台藩の武士は、病気になつたら医師の診断書を添

えて奉公できない旨を自分の軍事上の指揮官に届け出、それから快復するまで二〇日おきに病氣届を出し続けなければならないことになっていた。快復したと判断したら、今度は本復届を提出して、再び奉公ができる旨を報告しなければならなかつた。この年に常頼が病氣療養のために在所の八幡村に下つており、留主居役が仙台屋敷の責任者として藩から届けられるさまざまな指示（達）を在所に通達して、また常頼に代わって藩との連絡や大名一族の法事への参加を代理人として行うことになつた。一方、常頼は、在郷にて体調の快復をまち、本復届を提出した後に再び体調を崩すということを繰り返していた姿が見えてくる。最後に、この年に当主が病氣により奉公を引き受けられなかつたことが、儀礼に関する記事に比して行政・勤役に関する記事が少なくなつていている要因の一つとなつてゐることに留意されたい。

（二）男女比から読む「家中」の生活

常頼の「家中」たちの姿もこの留帳から垣間見られる。一月一日に町奉行所に提出した宗門改請書に天童家の家族員および「家中」の概要が記載されている。两者を含めた総数は一八四人、そのうち男性は一二〇人、女性は六四人と報告されている。天童家「家中」の人数について、文化五（一八〇八）年の「諸御用留帳」にも宗門改請書の控えの断簡が含まれており、一九世紀初頭における約一〇年間の天童家「家中」などの人数の推移を窺い知ることができる。「諸御用留帳」の残存状況が悪く内容を正確に理解できない部分もあるが、おそらく、次の通りに理解できると推定する。つまり、文化二（一八〇五）年の天童家および「家中」の総数は二六七人であったが、文化四（一八〇七）年にはその人数が一八二人にまで急に減つ

ていたようである。この人數は文政元（一八一八）年の人數とほとんど同じように見えるが、その内訳における男女の比率をみると文化四（一八〇七）年に五二対四八とほぼ半々であったのに、おおよそ一〇年後には六五対三五へとかわり女性の構成比率が急に減退していたことが分かる。これは大変大きな内部変化のように見えるが、文化二（一八〇五）年には男女比率が五七対四三で、やはり男性が多かったのである。年代によつて相当な変動はあるものの、男性が女性より多いということは、天童家の「家中」や足輕などの多くは、この時期には所帯をもてなかつたことを暗示しており、彼らの生活基盤の脆弱さを物語つてゐるよう見受けられる。

（iii）事件からみる「家中」の生活

このような「家中」層の生活実態の一端が垣間見られるものとして、天童家「家中」瀧口隼人次男瀧口昌吉に係わる司法・刑事の一連の記事が貴重な記録である。「御用留帳」の記事からみると事件のあらましは次のようなものであった。瀧口昌吉（数え歳二十三歳）は、実家から勘当され、親類を頼つて仙台城下町で武家奉公人として生活していた。遊び仲間と思われる保春院「家中」の親類彦右衛門に自分の質物通帳を貸したところ、彦右衛門がこの通帳を使って盜難品の換金を謀ったことに連座して、昌吉も取り調べの対象となつた。五月中旬に町奉行所所属の町同心が昌吉を仙台屋敷に連行してきて彼の身柄の確保を天童家仙台屋敷に要求した。その次に、同二〇日から評定所で昌吉の取り調べが始まり、評定所まで昌吉を送迎する責任を仙台屋敷が請け負うことになった。同二六日までに昌吉の取り調べは終わつたが、それ以後も昌吉が「遠方出行」を禁じられた旨を評定所から通達され、引き続き、仙台屋敷で昌吉の身柄確保を

しなければならないことになつた。しかし、取り調べと自由の制限に耐えられなくなつたのか、六月五日に昌吉が姿をくらまし「無行衛」（行衛不明）になつた。慌てた天童家仙台屋敷の人びとが藩奉行（他藩の家老職に相当）に昌吉の出奔を届け出た。しかし、奉行の返答は「家中」に係わる件は評定所だけに届ければよく、藩奉行および天童家と同格の一家・準一家の家々に順々に知らせる必要はないというものであつた。そののち天童家、とりわけ実家の瀧口家で昌吉の行衛を探索したとみられるが、見つかならなかつた。さらに四ヶ月後に評定所から昌吉の出奔について「御構（御構）いなし」と告げられ、藩としては昌吉の一件はこれで落着したことになつた。

推理小説風にこの一件を読むと、武家の厳しい仕事としつけに耐えられなかつた、ちょっと多動・軽率な次男坊昌吉が父親から勘当され、親類を頼つて仙台城下町で武家奉公人（現代でいう派遣労働者）として暮らしていたところ、悪い遊び仲間に騙され犯罪帮助罪で逮捕され取り調べを受けた。嫌疑がおおむね晴れ評定所での取り調べが終了したところで、自由の拘束に耐えられなくなつた昌吉は出奔したという筋書きが見えてくる。宗門改請書について述べた通り、天童家「家中」の暮らしぶりはけつして豊かではなかつただろうと推定されるが、それでも侍身分の者としての自覚と厳しい生活・行動規範を求められていたとみられる。昌吉の出奔後に天童家が認めた「人相書き」では、昌吉の衣類はすべて「古物」（中古品）と書かれており身なりはみすぼらしかつたとみられるが、それでも武士の象徴である「大小」（刀および脇差）を押していたとする。当時の武士社会を示す断片として、家に勘当されあぶれた若者を親族が助けて職にありつかせるという、社会的なセイフティネットとしての武士の一族の役割、仙台城下町に形成されていた武

家奉公人同士のネットワークとその供給源としての在郷「家中」層の存在が透けて見える。

もう一つ、この一件からみえてくるものとして、勘当中とはいえ、藩からみれば昌吉は天童家「家中」である以上、彼の身柄は天童家の専決・責任事項とされた。取り調べ中の昌吉は天童家仙台屋敷で預かりとなり、出奔後は、その出奔は基本的に天童家内部の問題とされ藩奉行や一家の「仲間」に通達する事項とされなかつた。藩が六月一三日に、昌吉の出奔で慌てている天童家の仙台屋敷に通達した一連の措置は、この原則に則るものだつたと理解する。

表1 天童氏文政元年留主居方「御用留帳」の内容

					二・一〇	日付
三・一三	当年始祝儀代納入	三・一九	年始之祝儀代上納	三・三	近衛三位中将、権 中納言受任の悦言	儀 札
頃	(四・一四)	期日の知らせ	四・〇七	一・〇一	一・二四	日付
	無日付	名代・参事について	病氣届(癡癡)	鐵砲・家中宗門改 め	実名、知行高、在 郷の有無等の届け	行政 勤務
	奉行月番覧			五・一四	五・一四	日付
		五・一五	瀧口昌吉口上書 「保春院御家申中 親類彦右衛門へ貰 物通帳を貸し与え る一件について」	瀧口昌吉口上書 横目からの通達 上記通達の諸文	天童家中瀧口隼太 次男瀧口昌吉御用 儀有之につき、 遠方出行指宿の町 横目からの通達	司法・刑事
(達)	書(第弟吉勘正同 姓半左衛門口上書 の者につき、天童 家屋敷では身柄を引 き取れない旨の					

五・一九	五・〇五	五	四・二一	日付
片倉家留主居から、小十郎娘男が大名自ら字及び刀を拝領したことの報告書	江戸発難前に将軍世嗣に御禮御礼言などと果たした悦を星形様御前様言上	紹山院様法事成就の御前様へ言上	御香典頃先三ヶ所の御び星形様へ言上	敬山様御法事成就の御び星形様へ言上
九・〇一	七・〇三	七	四・二二	儀 礼
二十日置き病気届	病氣本復届	七・一八	無日付	無日付
十・〇三	(カ) 六・一三	六	四・二三	無日付
く、達が評定所より届け出るに由り御構いなしの「人後書」の控え	天童右近から評定所への家中譲り出よび無行衛の達および「人後書」の控え	昌吉出奔を月番(奉行)に届けたので相達候には及ばない」とされる。	御前様へ言上	御前様へ言上
八・二三	八・〇八	八	四・二四	無日付
差支えないことの届け	後明院様第三十三回法事名代調べに對し差支えないことの届け	桂山様二十三回忌法事成就の御びを星形様へ言上	桂山様二十三回忌法事成就の御びを星形様へ言上	桂山様百回忌御法事自分拝みの名代使者名前届

八・二三	八・〇八	八	五・二七	日付
差支えないことの届け	後明院様第三十三回法事名代調べに對し差支えないことの届け	桂山様二十三回忌法事成就の御びを星形様へ言上	桂山様二十三回忌法事成就の御びを星形様へ言上	桂山様百回忌御法事自分拝みの名代使者名前届
九・〇三	九・一八	九	五・二七	儀 礼
病氣本復届	病氣本復届	九・一八	六・〇九	無日付
行政・勤務	行政・勤務	九・一九	五・二七	無日付
司法・刑事	司法・刑事	五・二六	五・二七	無日付
日付	日付	五・二七	五・二七	日付

			日付
「御文」をして、	(九)	十二・一八 十二・一九 (九)	日付 儀礼 日付
天道家文書「文政元年留主居帳」(仮)より作成	十二・二六 十二・二五	十二・二六 十二・二五 留主居登城命令	日付 行政・勧役 日付
当年の儀礼(諸事諸事申上候)を首尾よく済ませたので、「名前ヲ申す」と尾崎半兵衛から言い渡される。留主居中山忠太夫が登城して			司法・刑事

二 在所家老「御用留」の世界

在所家老「御用留」の冊数が多く内容が多岐にわたるため、解説に当たって、いくつか重要なテーマに沿って年代にとらわれないで横断的に解説することにする。

(一) 天童家中の序列

天童家のようない上級大身家臣の家臣団においては、家臣が軍事上の役割を主な基準に階層的な編制がとられていた。「御用留」の記事から、その序列と各班の標準的な知行高が判明するので、その形態を表2としてまとめた。

表2 天童家家臣団の編成

班名	基準知行高	役職・備考
着座	一貫八〇六文(一貫文)	家老職(1)・御田地方御用入
小姓(小姓)組	八〇〇文(五〇〇文)(2)	家老連名加門御用入・留主居・留主居添役・小姓頭・目付・屋敷役・徒目付・鳥見役(3)
徒組	五〇〇文(四〇〇文)(4)	目付・屋敷役・徒目付・鳥見役
足軽	四〇〇文(三〇〇文)	知行を貰わず・足軽だけを拝領する者。

(1) 家刈家(一貫八〇六文・今野家(一貫三二〇文)・伊東家(一貫〇〇文)・長谷川家(一貫文)・郡吉家(不明))の五家

(2) 例外は佐々木勝治の一貫文である(43)

(3) 「起居・御役」・「荒れ地となつた田畠を再開発する役職」(32)

(4) 例外は宮沢清左衛門の(一〇〇文)切目四切である(5・6)

同時に天童家軍団における上級指揮官であつたことを意味し、その役割に相応しく馬や自分の従者を常に用意しなければならないことになつてはいたはずである。しかし、着座の家の知行高からすると、上層農民よりは持ち高は少なかつた。

「小姓組」のコショウとは、本来「小姓」と表記するが、仙台藩ではしばしば天童家の「御用留」で使用される「小姓組」という表記がみられる。この場合の「小姓」(小姓)とは、將軍や大名などの上級武士の身边に仕える若武者という本来の意味ではなく、天童家軍団の中心を担う騎馬武者というのが本来の姿であった。「御用留」の中では、重要な書類に家老と連署する「御用人」や、仙台屋敷の留主居・目付役・屋敷方など、天童家役列の中の中堅職に就いていたことが確認できる。しかし、その一方で、在所と仙台を往来する飛脚をしていたという記述も散見され、馬上役の侍には身分不相応とみられる役をも引き受けたようである。さらに、この層の知行高が五から八石の間で、かろうじて中層農民並みであったことを考えると、はたして、幕末のころに騎馬武者の実体を強力で保つていたか、疑問である。

「徒組」とは、本来、近世軍団の中で主力部隊を形成する、決戦時に投入される切り込み部隊であった。苗字・帶刀という侍の特權を許されるが、馬上はせず、戦闘時に従者を伴わないことが騎馬武者の格式をもつ「小姓組」との大きな違いである。知行高は4~5石で下層農民並みであった。徒組の者が就く役職として「徒目付」という役職が散見され、「小姓組」格の目付と一緒に、八幡在所の治安と政治秩序の維持を担当していたことが分かる。天童家の身分序列では、「徒組」までが「家中」つまり侍身分であった。

天童家家臣序列で最上位の「着座」とは、軍事的な意味を持つ言葉ではなく、元来、儀礼の場における席順を表すことであったが、着座という格式は、家老職筋の家柄にのみ許されていたことが「御用留」の使用例から判明する。家老であれば、当然、着座の家は、「足軽」は、戦闘において前哨戦を行う歩兵であり、組頭以外は

原則的に苗字を認められず、農民などと同じ身分上の範疇に属していた。「御用留」では、日付・徒目付の手下となつて容疑者の捕縛と護衛などの警察業務を行つていたことが確認できる。

〔12、13〕
「屋敷持」とは、農民身分として知行地を宛がわれなかつたようである。軍事動員の際に准戦闘員補助員の「若覚」となり、荷物運搬などの非軍事的な役割に当たつた農民身分の者と区別されていた。

なお在所の「御用留」には、留主居といふ語が散見はされるが、文政元（一八一八）年の留主居方「御用留帳」に天童右近介留主居として記載されている中山忠太夫という人物の名前と知行高は、見られない。他家の例をみると、留主居は、家老と同等の役職か、仙台屋敷における家老職の別称という位置づけの例もあったようであるが、天童家の家格序列の中で中山忠太夫の位置づけが何であったか確認できない。在所「御用留」に見られる中山姓のいくつかの家は、「小姓組」以下の家格であるが、これらどのかが忠太夫の家であつた

たかどうか、判明しない。天保三年三月二日の知行高五四〇文（五石四斗）の淹口半左衛門（後述）の願書で、「小性組」の半左衛門の父隼太が仙台屋敷の留主居を勤めたとあるので、天童家の役列では、留主居は「小性組」が就く役職となっていたと仮定される（31）。

天童家家臣団の序列についてわかるることは前述の通りであるが、これが天童家中内の序列とは別に、仙台本藩の身分序列もあり、これが天童家の序列とは別の原理で成り立っていた。藩法の序列では、武士の身分の者でもその人が藩の直臣か陪臣によって藩の身分序列の中の扱いが違っていた。準一家の家格を有する天童家の家臣、つまり藩からみれば陪臣のうち、本藩から「士」として認められたのは家老と留主居だけで、しかもそれは馬上士としてではなく徒步歩並みの

(ii) 天童家中の奉公

主人を持つ近世武士にとって、主人から知行地や俸禄を与えられる対価として奉公を勤めることが求められており、奉公を無事に勤め上げることが自分の家の存続の必要条件となっていた。『御用留』からは天童家中の奉公と生活について多様な情報が得られる。以下、その一端を紹介しよう。

(イ) 奉公の様々な形態

天童家中が奉公を勤める主な場所には、「在所御屋敷」への定詰、仙台屋敷定詰（「仙定詰」）、および主人の江戸詰めに伴う江戸詰めの三ヶ所があった。家中にとつて仙台及び江戸での奉公が大変大きくなる経済的負担となり、手当金などが支給されたことがあった（65）。

馬場軍治が一年に金一両を宛がわれた。
在所定詰の方が仙台や江戸勤務より負担が少ないと思われるが、文政八年一月一日にこれを年間三人交代にしたことや、また四年間続けて勤めた飛來源治が役の免除を願い出たことは、在所の定詰、定交代が家中にとって意外と負担になっていたことが垣間見られる（4、5）。その主な理由として、在郷にても當時詰めて職務にあるたることが彼らの生活基盤となっていた農業などの妨げとなつたか

待遇であった。天童家の序列のなかで馬上侍である「小性組」は、藩法の序列为「凡下」とされ、足輕や農民と同じ範疇に入れられていた。当時の社会の中でこのような位と身分の差異は、法制上の扱いのみならず日常生活の中では髪型・服装・出で立ち・言葉・家屋の作りなど多様な形で規範化や音声化されていた。在所家老の「御用留」ではこのような複雑な序列の輪郭を示す事例がいくつか見られる（後述の書札礼の項）。

らであると推定される。

在所勤務となつた家臣は、例えば家老の場合は、重要な申渡しが家老の家で行われていたように、自宅がそのまま役宅ともなつたとみられる。より下層の家臣が在所で「定詰」した場所として判明するものが天童家の在郷屋敷だけであるが(5)、仕事の関係上、家老や用人、目付の宅にも詰める可能性が考えられる。家老についても、文政八年二月三日に在所家老の郷古左門太が病気を理由に役職の免除を仙台屋敷に願い出る文書の、「宅御用とも」免除されたいと書いた「宅御用」とは、まさに自宅での執務という意味と理解でき、その後に書き加えられている「とも」の語は、一月一二日に願い出した「出勤の御用」を指すものであると考えられる(6,7)。八幡村在所絵図(『天童家文書I』37・38頁)には、役所とみられる建物は描かれていないので、天童家の在郷屋敷に家老の執務室となる部屋があつた可能性を示唆している。

奉公を勤めるのは、原則として各家の当主であったが、当主がながびく病氣などの理由によつて勤務できない場合には、嫡男が代わりに奉公する「名代奉公」の例が散見される。次に瀧口半左衛門の事例のように、家督を継ぐ前(「部屋住み」)から父親とは別に役職について奉公する「部屋住み奉公」という形の奉公もあつた。後者の場合、若い家中に早いうちから奉公に必要な知識と技能を教えるために「見習いの部屋住み奉公」をさせた事例もある(44)。

主人への奉公に翻弄された家中の姿も見える。天保三年三月一二日に瀧口半左衛門が悲壯に満ちた願書を、時の家老の(草刈)軍藏に提出した。要旨だけを書くと、半左衛門は、幼少の時から約三〇年間、仙台に住み農業のことが全く分からぬのに、父の隠居をきつかけに八幡在所に戻つてそこで勤務することを命じられ、生活でき

る見通しがないこと(「家内相続つかまつるべき見積もり御座なき候」)を訴え、「家並み御奉公」をしながら仙台への残留を許されることを必死に訴え出た。半左衛門は、家督を継ぐ前から部屋住み奉公して天童家の仙台屋敷のなかに家族と一緒に「定詰」して住み込んだが、火事をきっかけに屋敷外に居住しながら通勤することを許され、川内(武家地)から肴町(町人町)へと転居しながら屋敷に通つて勤め続けてきたとある。文脈からみると半左衛門が願い出た「家並み御奉公」とは、彼の現在の勤務形態、つまり自分の借家から天童家屋敷に通勤する形の奉公と解釈できる。父左門太の代に、長引く仙台勤務で借財が嵩んだ所為か在所の知行地は借金の形に取り上げられていたことに加え、在所の屋敷は他人に一〇年間契約で貸していたようであるので、たしかに半左衛門が急に在所での奉公を命じられても生活できる目途は簡単には立たなかつたというのは事実のようにも見えるが、願書からあふれ出る半左衛門の慌てぶりには、城下町育ちの彼が未知の世界である在所に勤務を命じられ一種のカルチャーショックをきたしていよいよすら見える(31,32)。半左衛門の必死の嘆願は却下され、「成し下され難き」ため、「小頭頃」に返却された。その後、半左衛門がどのようにして半農の生活に適応したか不明であるが、「御用留」に散見される彼の名前を追ってみると、在所での勤めを無事成し遂げ、最後は、仙台屋敷に復帰を果たしたようである。直接の史料的な裏付けは得られないが、半左衛門の人生の大転換を支えたのは、おそらく、在所にいた瀧口家の一族と親類集団であつたと推定される。

(口) 女性の奉公

在所から仙台屋敷に上がる家中女性の姿も、「御用留」から垣間見られる。たとえば文久元年に酒好きの足輕の音吉は妻と二人で仙台

屋敷に定詰になっていた（後述）。女性固有の奉公として「乳母御奉公」があつたことも確認できる（15）。しかし、女性の仙台屋敷定詰で特に目を引くのは、三ノ閨民藏（知行高五〇一文／五石一升）とその母親の事例である。民藏は、年金五切（二両一分）で児小姓として、併せて母とみも年金三両という高報酬で仙台屋敷の定詰を天保一二年九月一一日に「御意」（当主の命）として命じられ、早速上仙するよう命じられた（80～82）。しかし、同年の一月十四日に民藏の祖母が病気になつて親類が看病していたところ、重病の祖母が一命を留めたが、看病を人任せにしていた母が七日間の看病のための暇願いを親類の伊藤茂市を通して提出した。提出人が夫ではないこと、祖母の看病をするのが親類であつて家のものではないところから推測すると、とみは寡婦で母子を高額の手当金にて仙台屋敷で召し抱えたのは、幼少な民藏に奉公をさせることで三ノ閨家の存続を保障すると同時に、仙台屋敷で彼の養育を行うという、現代流でいえば福祉目的での仙台屋敷定詰となつたと理解できる。なお、女性による奉公ではないが、家中の家の存続を図るために幼少の相続人に親類から後見人をつけて後見人に奉公をさせるという事例もある（13）。

（八）軍事動員の実際

天童家のように在郷の中を多数抱えている上級家臣の場合、実際の軍事動員をどのようにして実現したか不明の点が多い。その意味で「御用留」の文政八年五月一七日の条に非常に注目すべき記述がある。外国船が頻繁に本州の沿岸を通り、幕府から外国船打ち払い令が再度発せられ、それに合わせて仙台藩で沿岸部の警備体制の強化を家臣に命じた。その結果、天童家は、近くの蒲生という持場周辺の見回りを命じられ、其の体制として鉄炮四

挺四人、弓二張二人、長柄三本三人、武頭一人に従者一人、荷物運搬の「持夫」二人計一四人を出すように、藩奉行の意思として仙台屋敷から伝えられてきた。天童家の八幡在所では、鉄炮と弓は足輕に、長柄（柄の長い槍）は徒、そして馬上役の武頭の従者には「屋敷持」が充てられた。「御用留」には明記されていないが、武頭には、「小性組」の者が当たり、馬は天童家から貸し出され、馬上侍の体を整うために必要な若駒を充てられたものと考えられる。このようにして、中層農民並みの知行地を自作していた「小性組」の家中が、必要に応じて天童家の歩兵小隊を率いる馬上武者へと様変わりできただと推測する（9～12）。

なお、この時の動員人数を決定する時に知行高一〇〇〇石以上の重臣について、「留主居寄合」がかかわっていたことが三月二六日付の今野莊三郎から「瀧口隼太殿」宛ての書状の写しで判明する。留主居寄合で決まつた動員数に対し、留主居たちが月番の（藩）奉行宅に呼び出され、結果的に寄合で決めた動員数の内、鉄炮の数を二挺から四挺に増やすよう命じられたことにはなつたが、それ以外の動員数は留主居寄合で決まつた通りのままであり、この際の軍事動員の決定プロセスに留主居寄合の意思が大きな影響力をもつていたことが分かる。仙台藩留主居寄合の役割について知る、非常に貴重な事例である。

（二）暇願いのいろいろ 病氣、看病、喪、血忌、家作り、家業、そして洗濯

日曜日ごとに休むという、現代では当たり前のような発想は、江戸時代の日本にはなかつた。武家社会では、一つの役職に複数の人間が任じられ、定期的に交代しながら勤めるのが普通であつた。前述の通り、文政八年に仕事始めの翌日に当たる一月一二日に在所で

の定説が三交代となつたのがその例である。天童家家中の場合、着座家格のものはともかく、「小性組」以下の家中は自分の知行地を中心耕作していたと考えられる。例外として、幼少の時に体が弱かつたために農業ができず職人となつた今野要人（知行高50文／五石、「小性組」）もいたが、いずれにせよ、知行地からの年貢収入で生活を保障されていた藩直臣とは違い、天童家家中の生活は、奉公と農業・家業の双方が成り立つてはじめて生活と家の存続が保障されたのである。こと奉公については、勤務が決まつたのにやむを得ない事情により一時的休職をする正当な理由として、幾通りものものがあつた。その主なもの順次紹介していくことにしたい。

病気 病気によって勤務できない状態であれば休職を願い出るのは当然であろう。留主居「御用留帳」では、天童家当主が藩に對し病氣届をする事例は多数みられる。仙台藩は、病氣届という手続きが制度化されていたことが特徴的である。具体的には、自分の上司に病氣の内容と医者の診断書を付けて届け出、以後、病状が長引いた場合には二〇日おきに確認の届けをすること、本復したら上司に本復届を提出して、職務への復帰を願い出るというのがその大まかな流れであった。天童家中の場合、医者の診断書そのものは一例しか見られないが、藩の制度に準じて、自分の病状・病名、どこの医者に治療を受けたか、快復についての医者の見立ての情報を書き添えて、病休願を出していた。近世の医学知識と、在方における医者についての情報がたくさん含まれており、近世仙台藩の郡部における医療の実態について貴重な史料となる。

看病 自身の病気ではなく、家の者の看病・介護のための休職願いが数多くみられる。これらを注意して読むと、男性でも看病・介護に直接かかわっていたこと、その理由として多くの家中の家人

が少なく、重い病状や症状の場合は、家族全員で看病・介護にあたつていたようのみえる。また、例えば前述の三ノ関民藏母とみの例のように在所に看病人がいなかつた場合に「親類」同士で助け合つて難局を乗り越えていたことがわかる。また、本人が病気で届けられない場合、親類が代わつて届出を行い、助け合つた。

喪 武家社会では身内が死亡した場合には、一定の期間、喪に服する決まりになつてゐた。天童家中の喪について確認できる種類と期間は、次の通りである。

七歳未満の子ども死亡 三日遠慮 (106, 113, 119)

叔父死亡 一〇日忌中 (135, 150)

妹死亡 一〇日忌中 (129)

妻死亡 二〇日忌中 (73, 81, 98)

祖父・義父死亡 三〇日忌中 (126)

養育の父死亡 三〇日忌中 (37, 144)

父死亡 五〇日忌中 (103, 135, 144)

義父・養母死亡 五〇日忌中 (30, 58, 135)

なお、上記の事例に「養父」・「養母」が多くみられるのは、当時のイエ社会においてイエの存続を保障するために（可能な限り）親類から養子・養女をもつても家名の存続を図るべきであるとする社会的規範の強さを見ることができる。

血忌 血忌による休職願いは、妻が出産した場合に出すもので、期間は七日であった。名目は「血の忌」であつても、当時の天童家中の生活と家族員の少なさを考えると、この休暇の実態は、一種の短期介護休暇のようなものではなかつたかと推測する。

家作り 天童家中は、主人から「屋敷」を与えられそこに住むことになつてはいたが、屋敷地に建てる家屋は家の責任と自

己費用で用意しなければならなかつた。家中屋敷についてすでに『天童家文書』(1) 61頁で解説してある通り、「屋敷」は屋敷地、家屋は「家作り」と呼び分けていた。「御用留」では、例えば、天保三年二月一二日に伊藤昌右衛門の屋敷が大破したために家作りをするために休暇願を出した。(29, 30)。

なお、例えば天保三年三月一二日瀧口半左衛門から(草刈)軍藏宛の願書にみられる「家作」とは家屋という意味で使われており、家中が自分の家屋を他人に賃貸もしたことを示す興味深い事例である(32)。もう一つ、家の屋敷は、天童家に「上げ金」を払つてより条件のよいものをもらうということもあつたようである(67)。また、屋敷をもらった場合に表通りに接したところでは垣を結い掃除をして、見苦しくないようにすることを求められた(82, 83)。家作りは単に自分の住居としてあるのではなく、八幡村の天童家在所拝領内の武家街の体面を保つことも重要な勤めの内であった。

家業 休職願いなどの中には、農業をするため、また、前述の今野要八のように職人としての稼業をするために休職、あるいは上仙の時期を遅らせてほしいという願いもみられる(46, 47)。前述の通り、天童家中が自分の知行地から年貢をとるのではなく、知行地(または別の農地)を耕作するか、職人となつて売り上げで收入を得るかして、はじめて主人への奉公が成り立つたので、このような願は正当な要求として認められていたようである。

洗濯

家中が書き上げる文書の中に、洗濯することが公務に準ずるものとして散見される。天保三年九月三〇日に赤間山右衛門が仙台定詰中、七日間の「洗濯御暇」のために在所に下つたところ、病気になつて病休願を出すことになつた(37)。同八月一六日に渡辺四郎右衛門も同様の経過になつた(39)。下つて天保一二年一〇

月二八日に一ヶ年の仙台詰を命じられた着座から足軽までの家臣四人が一月一五日に揃つて上仙するよう命じられたが、全員が病氣か、生活苦または洗濯が調わぬことを理由に上仙延期願いを出すことになつた(91~95)。これらの事例から二つのことがみえてくる。

一つ目は、仙台屋敷での定詰が家中の人びとに大変な負担となつてゐたことが浮かび上がつてくる。裏返せば、天童家が在所から仙台や江戸勤務時の従者を確保することが容易ではなかつたことを意味するであろう。家中の各種「御暇願い」にみられる「人少なく」の時節に奉公を休むことが憚れるという趣旨の文言がしばしばみられるのは、天童家のような上級家臣でも仙台屋敷に大勢の家中を養うだけの財政的余裕がもはやなくなつていてこと併せて、家中側にも容易に仙台や江戸での長期の勤務に耐えられるだけの経済力もなかつたことの結果、仙台屋敷に詰める家の数をぎりぎりまで切り詰めていたことを表す。

もう一つは、衣服を洗濯して外観をきれいに整うことが公務の一環であるとする考え方、屋敷地において表通りの垣を結つて掃除をすることにも通じ、近世武家社会において外観・体裁を整うことがいかに重要であったことを示す一例となる。

(iii) 養子・縁組からみる身分関係

天童家中(「家中」・「足怪」・「屋敷持」と農民身分との境界線を知る上で、両者の間の養子・婚姻関係と、そこから生まれる親類關係が重要な指標となるが、「御用留」の記述からこの問題についていろいろな情報が得られる。

天童家中といふ範囲の中での養子・婚姻関係については「御用留」には間接的な記載しか見当たらず、原則として重要事項として扱わ

れなかつたようである。その理由として考えられるのは、天童家中同士の縁組であれば宗門改上の変更を伴わなかつたことである。なお、確認できる例外は、末期養子である(33)。しかし、天童家から他家・他身分との養子・婚姻関係を結んだ場合に、当事者が天童家人の人別改帳から離脱するか新たに加入する手続きが必要となり、全國法である宗門改帳の記載に変更をもたらしたことになつた。

したがつて天童家中を離れる者については、「永代御暇願を提出して、本人が天童家を離れることの許可を仙台屋敷に願い出なければならなかつた。同じく、他所から人をイエの一員として迎え入れる場合でも、同じく、仙台屋敷に伺いをたて許可を仰ぐ決まりになつた。このような男女の移動を巡る願書類を拾つて整理すると次の通りになる。

男性

送り出す

天保三年一月一日 小性組 五〇〇文 瀧口半四郎弟半平二三歳
→南宮村百姓与四兵衛養子 (37)
天保三年一月十五日 小性組 一貫文 佐々木幡治次男兼次郎
二〇歳→南宮村成田運之進家中瀬戸權右衛門賛養子
(43)

女性

送り出す

文政八年一月二三日 足軽 四〇〇文 安右衛門嫡女一六歳→当村百姓清蔵妻 (6)

文久元年三月二三日 足軽 三〇〇文 弥平妹夏一八歳→宮城郡高城里浜百姓新兵衛妻 (12)

文久元年三月二八日 小性組 八〇〇文 中山吉左衛門妹つめ一七歳→中野村百姓左仲嫡子美之吉妻 (13)

迎える

天保三年一月一日 屋敷持 菊地權之丞妻→同村桑島左右家中菅野源左衛門娘こん二三歳 (27, 28)

数は多くないが、これらの事例からいくつかの特徴がみられる。

男・女ともに、天童家中から農民身分の婿養子・嫁に人を送り出しているのに、男性についての転入願いの事例はなく、女性は一例しかない。男性二人の送り出しの事例が同じ月に、近隣の南宮村に養子に入っていることは、何か事情があるようみえる。なお、その一人が、自分が農業がまったくできないと八幡在所への転勤・転居に懸命に抵抗していた前述の瀧口半左衛門の弟で農家の後継ぎとなつていていることが興味深い。天童家中の階層でみれば、農民身分のイエとの転出・転入の事例は、小性組・足軽・屋敷持のみであり、着座格の事例は確認できない。小性組の中でも飛び抜けた知行地を押領していた佐々木幡治の息子は、同じ陪臣身分の家に養子に入つた。これらの事例は、天童家中の人びとは、農家の後継ぎや嫁を勤められるだけの農業についての知識と技量をもつておらず、天童家中にとつて生活基盤が農民同様農作業にあつたことを示す。

なお、「御用留」に転出入に係わる願書の写しは残っていないが、養子による家督繼承が予定通りいかずこじれた場合に、その経過を説明する中で他所・他身分との養子・婚姻関係が行われていたことを示す事例が他に二つある。

天保三年閏一月十五日に、小性組で知行高五〇〇文御用人仮役を勤める伊藤宋左衛門が瀧口門左衛門弟茂市を養子にしたい旨の願

を提出したが、そこにいたるまでの経過が複雑であった（44）。そもそも養子は、自分の親類内から願い出るのが原則であった。後継ぎのない榮左衛門は、文政七年三月に八幡村農民萬之助弟庄左衛門を、「内々」に菊地大右衛門の「養弟」にしてから榮左衛門の養子にすべく願い出で認められた。農民から家中になり「初心者」の庄左衛門が武家の習わしと奉公になれるために彼に「見習いの部屋住奉公」を命じたところ、庄左衛門が長々の病気になり養父榮左衛門の「存慮」（思い、期待）に叶わなかつたために文政三年に榮左衛門が養子縁組を解消した上、「他人」ではあるが茨市との養子縁組を願い出るに至つた。庄左衛門の長々の病名が記されていないが、経緯からみると、このように発病したこと自体は、農民から武士になつた若者が過度のストレスを受けていたことを暗示するようみえる。農民から家中の養子になつた事例が一つでもあることは、家中が親類から養子を迎えることが身分制上不可能ではなかつたことを示すが、その一例が迎えた結果から考へると、実際にはあまり現実的な選択肢ではなかつたようみえる。なお、庄左衛門を「養弟」にして彼に必要な「家中」身分の名義を付与した菊地大右衛門は、「御用留」にしばしば登場する。その事例からすると大右衛門は八幡在所の御用人もしくは家老とみられるが、その家格と知行高は特定できない。

もう一つの事例は、小姓組知行高人〇〇文の瀧口義右衛門養子義左衛門の養子縁組解消願である。もともと、高齢の義右衛門に子どもなく、最初に孫娘である赤沼村百姓清四郎娘を養女にして、長次郎をその婿養子として迎えた。しかし、この長次郎が死亡し、新たに松島水主善吉四男義左衛門を孫の婿養子に迎えることにした。ところが、義左衛門が回復の見込みないほどの脚氣と診断されたこと

とをもって、養父義右衛門が養子縁組の取り消しを願い出るに至った（100、101）。義右衛門家の家督がその後どうなつたか、「御用留」では確認できないが、義右衛門の孫娘が農民身分であることをみると、その娘の母または父が義右衛門家から赤沼村の農家に嫁か聟に入つたことは間違いない。そして義右衛門は、自家の存続を図るために、農民身分でも孫娘に家の血統の存続を託すという選択をしたことに注目されたい。

最後に、養子・縁組の例ではないが、屋敷持菊地権之丞の身分上の異例についても説明したい。そもそも屋敷持の家格は、その用例をみると足軽以下の位で、限りなく農民身分に近いようみえる。にもかかわらず、権之丞が苗字を名乗つてること自体は、異例である。加えて、上記の婚姻関係の例でみれば、彼が他家家中から嫁を迎えることも、どちらかといえば屋敷持にしては身分不相応であった。そこで注目されるのが天保三年四月二日の足軽知行高四〇二文の三浦甚平の末期養子願の中の記載である（33）。四才の甚平が仙台屋敷での定詰中に疫病にかかり余命わずかと医者に診断された。後継ぎのいない甚平は、親類と連名で、建前上禁止されていた末期養子を願い出たが、その相手が菊地権之丞養育の弟利惣太であった。その願書の中で権之丞の家格は、「御徒組末席當時御屋敷持」と書かれ、権之丞の元來の家格が徒組末席で、何かの事情により、当時、屋敷持に降格させていたことがわかる。降格されても、天童家内の公式文書では徒組の格式である苗字付きに記載され、文末に甚平の親類として、例の農作業嫌いの瀧口半左衛門と連署している。この一例は、天童家中の中で、家格を超えて二・三男の養子縁組などを通して親類関係が形成されていたことを示すと同時に、家格の一時的な降格も何かの事情によって行われていたことを示す。

(IV) 天童家における「罪」・「罰」・「赦」

「御用留」には、天童家が家中に罰を科した事例、および処分を解いた赦免の例がいくつかみられる。なお、農民身分の者に対する刑罰の事例が見られないのは、天童家の在所持領という格の知行地では所領内の農民に対する刑罰権は認められていなかつたためである。天童家の家中に対する罰の例を検討すると、それが意外と思われるぐらいの寛大主義に貫かれていることがみてくる。管見の仙台藩臣の他の事例をみると、その時の当主の考え方によつて刑罰のありようがだいぶ変わつてくるよう、天童家のこの寛大主義が仙台藩で一般的であつたかどうか、今後の研究の深まりに期待したい。ここでは、年代順に天童家の刑罰と赦免についての事例を確認したい。

最初の事件は、天保三年一二月一二日づけで、黒沼彦郎右衛門と飛来源治が改易という厳しい処分を言い渡された事件である（4952）。言い渡し文では、彦郎右衛門の罪状として、身持ちがよろしくないこと、田畠を荒らしたこと、間違いも間々ある事、さらに飛來源治の不届きについて親類として不十分な調査をしたことをあげつらつてゐるが、肝心の部分は、前年に「御用地」（収公された土地）になつた土地についてその決定プロセスを問題にしてそれを議論する集会を開いたこと、上司に対しぬかみがあつて勤役中に「上」を批判して軽んじたことのようみえる。しかし、改易という重い处分の直接の引鉄となつたものとして言い渡し文の結びに、彦郎右衛門の次男を年男にするために幼形を残すように言明されたにもかかわらず次男の前髪を切つたことを挙げてゐる。この命令無視をもつて主人の堪忍袋の緒が切れ、これまでの悪行の数々を大目に見て許したことで彦郎右衛門が益々増長してきたという態度が上を敬わず

不届きのことであるので、改易に処することとなつた。

彦郎右衛門と一緒に改易となつた親類の飛來源治の罪状は、家中の田んぼから作物を盗んだところ、親類の執り成しで事件が内済となつて落着したが、これでは「家中の押さえ」にならないと天童家の当主が判断し、その意によつて源治も改易となつた。二人の改易言い渡し文を総合的にみると、改易を決定するきっかけとして挙げられているのは非常に些細なことであり、焦点がわざとぼやかされているようにもみえる。「本当の理由」として考えられるのは、彦郎右衛門が集会を開いて執行部批判を行つたことのように思えるが、当主・執行部に対する反対集会を開いただけでは重い処分にならなかつたことが別の事件で示されている。年代不詳一二月二一日に言い渡された処分（47、48）では、「田地方」について集会を開いて議論を行つた家中一〇人（その内三人は、無苗字のため足輕とみられる）も、首謀者格とみられる閑口久も「慎」という非常に軽い処分となつたことに照らし合わせると、彦郎右衛門・源治の改易処分が格段と重く、やはり、額面通り、二人が引き続き「上を軽んじる」態度を重ねたこと、および彼らの悪行を放置したら他の家中に對し示しがつかなくなることを避けるための重い処分となつたと考えるべきであろう。

なお、言い渡し文の他に、二人の改易に伴う家財道具押収時の目録もついており、その少なさに驚かされる。例えば、「それぞれ「わん」（椀）を二つずつしか没収されなかつたことがその家族規模が二人ずつしかいなかつたことを意味するのであろうか。その代わり、生活手段となる農具と武具が含まれていないことは、住居と台所用品・髪結い道具・硯箱を没収しても生計を立てるのに必要な物は没収されなかつたことと理解される。もう一つ、この家財道具押収の

執行人が御用人、目付、徒目付の三役であり、目付の警察機能の一面が窺われる。最後に、年代不詳の断簡に改易の際に家財道具以外に穀物までを没収するよう命じる文がみえるが（155）、彦郎右衛門、源治の家財道具目録には穀物は含まれていない。

次の事件は、精神疾患を抱えていた渡部四郎右衛門という若者をめぐるものである。四郎右衛門は天保三年八月一六日より、仙台屋敷定詰中のところ、「洗濯御暇」のために在所に下り、病気を理由に滞在を引き伸ばして九月一〇日に本復して仙台に戻った（39）。しかし、一一月二七日の夜に「狐狸のしわざ」にかかったように屋敷をぬけ出して徘徊し、二日後に泥だらけになって田中村の農民の宅に現れた。農民から用件を尋ねられても四郎右衛門は一向に答えられず、そこで八幡村の関係者に四郎右衛門を渡した。四郎右衛門を預かれた者がすぐに彼を医師に診断してもらった。この時点まで四郎右衛門の記憶喪失がまだ続いているよう、医師は、「狐つき」という診断を下した。在所からこの頬末を仙台屋敷に届けたのが閏一一月三日となり、この時点で四郎右衛門が記憶を回復していたのか、たとえ自分の行動が「狐狸の所作」によるものとしても、ことの重大さを考えて在所で「自分遠慮」（処分を言い渡される前に自己的に自重すること）をして謹慎していた（39、40）。在所からの頬末の報告を受けて、仙台屋敷では、主人の「御意」として四郎右衛門の「不都合」な所行を「若年」であるゆえに許して「自分遠慮」を解いて、今後このような問題を起さないように心掛けるよう注意し、四郎右衛門を早速仙台屋敷に登らせるべき旨を在所に伝えた。急いで四郎右衛門の上仙を促したのは、四郎右衛門を松岡主水（知行高一〇〇〇石、家格着座）に来年一年間「貸す」約束があつたからである（53、54）。四郎右衛門がまた「御用留」に現れてくるのは、

翌天保四年七月二六日の条である。四郎右衛門は、約束通り、天保三年の一月に松岡家の仙台屋敷に入った。しかし、松岡家屋敷で四郎右衛門が「不届」のことをしたので、次の年の六月六日に松岡家の御用人が四郎右衛門を天童家の屋敷に連れてきて、天童家に返した。しかしながら、四郎右衛門は天童家屋敷で拘束または収監されていなかつたのか、七日に「ふと」天童家屋敷を出て行方不明となつた。その月の五日に在所から四郎右衛門親類の瀧口義兵衛が上仙して、松岡家の御用人とも協議し、ついに四郎右衛門が城下内の田町（現、五橋二丁目）にいることを突き止め、身柄を預かり、家老の郷古忠左衛門に報告した。忠左衛門からは、四郎右衛門を在所に連れ戻して「吟味」（事情聴取）および「訓教」するよう指示された。在所に四郎右衛門を連れ戻したら、親類が集まつて対応を「吟味」（検討）して四郎右衛門をいろいろと論じてはみたものの、四郎右衛門は、一向に納得しなかつた様子であった。すると一八日の夜、四郎右衛門が二度目の脱走を果たし、行方不明となつた。徘徊、脱走をこれだけ繰り返していくにもかかわらず、在所でも四郎右衛門を厳重な管理のもとにおいていかなかつたようである。一カ月以上の搜索にもかかわらず四郎右衛門がみつからず、ついに親類連名で行方不明者として「人像書」（人相書）を天童家の役人に届け出た。この人像書によると四郎右衛門は数え歳で一八歳で、脳差一振りを所持していた。ただし、この届出も、実は、四郎右衛門の取り調べについて親類からの報告が遅延していたことを問い合わせた仙台屋敷への回答として引き出されたものである（62～65）。これで四郎右衛門が天童家中から消えたかと思つたら、二七年後の文久元年二・三月ごろに在所に下るための渡部四郎右衛門が「御暇」を許されたが、同月の一八日までに彼が再び上仙するようにな所の役人に手配

を命じ、併せて、同人の知行地が取り上げられるのでそのための手配をも現地役人に命じるという記述がみられる(128)。

下つて、文久元年三月一三日から同一四日にかけて発生した強盗事件である(129～134)。一二日に飛脚として仙台屋敷から在所に下つた足輕音吉が、翌二三日に上仙する途中の福室村において急に暴漢に襲われ、暴行を受けた上に脇差と仙台屋敷宛ての「御用箱」と「御用金」が入っている風呂敷を奪い取られた。音吉がいつも簡単に脇指と風呂敷の強奪を許したのは、実は、「大醉の余り」の所為として咎められて、重い仕置を科されるべきところを、音吉の妻も一緒に仙台定詰を勤めていたことに免じて、一四日の夜に仙台屋敷からの指示で在所で「慎」に減刑された上、その二四日付で早速「慎」を免じられる上仙を命じられた。一方、音吉から大事な御用物を奪つたのは、福室村の嘉助という者で、かつて村を離れて行方不明者となつてゐたが村に立ち返つていていた。彼は音吉から御用物を奪つた後すぐに天童家の役人に拘束されたようである。しかし、天童家は、嘉助を拘束しても農民身分でかつ支配達いの彼に対し裁判権はない、家中の菊地進が福室村肝煎清左衛門に嘉助の身柄受取りのため人を八幡村に遣わすよう、知らせた。同日に清左衛門が請書を菊地進宛てに認め、「福室村組頭井五人組頭」半三郎および嘉助親類であり五人組の組頭である嘉蔵が受取証明書を「天童右近介様御内閨山昇様」宛てに出した。文書のやり取りを書き留めた行間に、一四日の夜に福室村から「大勢」の人が引き取りに来たことが書かれ、騒々しくなつてゐた様子が窺われる。そこで本来、村側からこの一件を管轄の藩代官に届けるべきであったが、嘉助を引き取りに來た親類衆・五人組の人びとが帰村して、新山権現別当寶善院という山伏寺に駆け込み「入院」(入寺)といふ赦免の作法に出た。寶

善院の仲介でこの一件は、すぐさま「内済に片付き候」こととなり、藩代官への届出なしに一件落着となつた。このような事件は、建前として藩の司法制度によつて裁かれるべきものではあつたが、藩權の力を借りずとも、地域社会の中で農民・家中という身分差を超えて犯罪事件を当事者双方の納得できる形で内済にして地域秩序を保つこともあつたことを示す、興味深い事例である。藩法や藩の裁判記録からみてこない、別の社会秩序の世界が垣間見られる。なお、福室村から嘉助を引き取りに來た「福室村組頭井五人組頭」半三郎の「村組頭」という職は、村の中の五人組頭の中から村肝煎の仕事を補佐するためにおかれた職である。

家中の最後の处罚事件として、前述の年代不詳(一二月一一日に言ひ渡された関口久他一〇人の「慎」事件がある(147、148))。この事件は「田地方」(耕地問題)を発端にしていてこと以外は不明であるが、当時の武士社会でイエの執行部を批判する密会を催したこと、「慎」という大変軽い处分で済んだのは、特筆に値する。なお、年代は不明であるが、黒沼・飛来事件でもみられたこの種の集会・密会に上層部が神経を尖らしていたことは、執行部が決定した「御仕置き」(处罚)を「非判」(批判)する者の取り締りを目付・徒目付に命じていてことからも知られる(154、155)。

天童家の处罚と表裏のものとして注目されるのは、「御赦」(恩赦)である。天保三年一二月一二日付で改易を言い渡された黒沼彦郎右衛門と飛来源治の親類は、天保三年七月二四日に天童家の菩提寺寶国寺において催された先祖供養の法事に合わせて、寶国寺宛てに「御赦」として両者の「御目先御免」を許されることの取り成しを願い出、その願書が「御用留」に書き留められている(61、62)。「御目先御免」自体は、当主の逆鱗に触れた者が、罰せられたことの付

帶刑として禁止された当主の眼前に現れることを許されるいという意味で、いうならば、当主との主従関係・人間関係を修復する道を開くというのである。

「御目先 御免」という言葉が「御用留」でみられる最初の用例は、文政八年一月ころに、先年に「御仕置き」をされ召し放した三橋与一が再び召し出されたことを「御意」として伝える記述の中で、「御目先御免」となった上で、さらに召し出しに至ったという経緯が書かれている(18)。さらに、天保二年七月一三日に、徒組知行高四〇〇文大江音右衛門嫡男平治の場合、彼がすでに天童家先祖の供養法事をきっかけに御目先御免になったので、さらにもう一度の法事をきつかけに、寶国寺に新たに平治の「召し返し」の仲介を願い出た。平治は、仙台定詰中に主人の勘當に遭い廃嫡を命じられていたが、今回の「御赦」願いによって廃嫡処分の取り消しを親類が新たに願い出たのである(72)。しかし、八月一日にこの願書について、七月一三日の法事は格別に赦を願い出られるものには該当しないという理由で願いを却下して願書を返却した。これを受けて同年一二月七日付で親類が「御赦」ではない形で平治を家督として認めてほしい旨の願書を改めて在所の家老と御用人宛てに提出した(96)。この願書の結果については、残存する「御用留」の中に記述がないので判明しないが、これらの事例から(1)「御目先御免」を先に果たして、その上で(2)地位回復を願い出るという二段階での「赦」の構造がみえてくる。さらに、この性質が異なる二つの「赦」の多くは、天童家の先祖供養法事をきっかけに天童家菩提寺寶国寺を仲介者にしていたことが窺われる。ここには、福室村の人びとが村の山伏に嘉助の件について天童家との仲介を依頼した共通性がみられる。しかし、大江平治の問題のように、すべ

ての法事でこの地位回復願を出せば通るというものではなく、また、法事を理由にした「御赦」以外にも、通常の行政ルートで地位を復を願い出ることもあったことが確認される。

なお、「御用留」には異色の「御赦」・地位回復願が一件含まれている(76~78)。江刺郡輕石村(現岩手県奥州市)にある天童家の飛地から、先年、「不調法(無礼)」を理由に地肝煎の地位と天童家から与えられた知行地を剥奪された覚右衛門という者に再び地肝煎職とそれとともに「御手宛(当)」の支給を許してほしい旨の願書が仙台屋敷に届けられ、仙台屋敷御人の神尾専太夫から在所の家老と御用人宛てにその裁可を求める添文で八幡村の在所に送られてきた。専太夫は、願書の内容を尤ものこととして在所に書き送っているが、この件についての決定権は、在所にあつたようである。願書末には「天保二年三月(日付なし)」とあり、天童家の当主が江戸在番を無事終えて帰國したという慶事を「御赦」を願い出る根拠としている。宮城郡八幡村にある寶国寺から遠く離れた輕石村の住民にとって、天童家菩提寺による仲介と協力は望めなかつたということであろう。地肝煎の「不調法」の中身とは、つまり、輕石知行所の支配について天童家の意向を受け入れなかつたというものがあつたと推測される。彼の地位回復を知行所の親類・村肝煎との人望の厚さを示すものともみられる。なお、「御用留」の現存する断簡の中で天童家の知行地に触れる記述がみられるのはこの部分だけである。例えば、知行地からの年貢収入などを記した勘定目録や、困窮などを理由とした農民からの年貢減免額などが毎年作成さ

れていたはずであるが、このような知行地支配にかかる書類は、すべて、別の帳簿に記録されていたとみるべきであろう。天保一二年一〇月一〇日付に伊藤昌右衛門が菊地大右衛門・庄子林右衛門宛てに出した辞職願（85～87）に彼の前歴として書かれている「御田地方御用人」がこの役職に該当するようみえるが、詳細は不明である。

(V) 天童家の財政・借金・献金

村方支配（年貢諸役の徵収、農民の經營維持のための各種措置など）についての記述が見当たらない他、同様に天童家の財政に係わる記述もほとんどなく、財政も別の役方が専門的に取り扱っていたと考えられる。それでも、天童家の財政状況にかかる情報はまったくないわけではない。

文政八年一二月（日付なし）に、在所の家老と御用人二人ずつ計四名の連署で四人の債権者に対し、向こう二〇年間天童家の領地の一部を合計金四八五切（一一両一步）の借金返済のために充てる手形の写しがある（20～24）。債権者の貸付額が、二人は約二〇〇切ずつ、残る二人は約四〇切ずつというように明らかに財力に大きな開きがあるが、その一人が郷古權内という、天童家家老筋の家の分家とみられる。この郷古權内が純粹に天童家中の分家か農民の出自か不明であるが、天童家中に財を蓄える余裕のある者もいたことを示唆している。

嘉永六年一二月一日付で知行高三〇〇文の足輕に先月召しだされた清左衛門が在所家老など宛てに、御軍用御備金手形二〇〇切分の献金を許されたい旨の願を提出した（107）。仙台藩が出したと思われるこの手形（紙幣）が額面通りの価値を保っていたかどうか不明

であるが、足軽に召し出されたお礼にしては大変な高額に見える。しかも、村の富裕層にとつて、献金してまで天童家の足軽になるほどどの価値があつたかどうかはなはだ疑わしく、「謎」の献金であるといわざるを得ない。

家中の中には天童家に上金を出して、より条件のよい屋敷地を獲得する者もいた。上納した金額は不明であるが、このようにして瀧口半四郎が空き屋敷を畠地として入手した（67、68）。上金の記載はないが、他に屋敷持源藏が天保一二年九月一五日付で、濱田多右衛門という侍格の者の上屋敷（收公された屋敷）を与えられたことを伝える記述の後に、この屋敷の場所は「軽い者へは下されがたき場所」であることが書き加えられ、屋敷持が本来住めるところではなかつたことが分かる（82）。このような特例が認められた背景には相応の献金があつたと考えるのが自然であろう。

最後に、天童家仙台屋敷の財政状況を生きしく伝える記述もある。天保一二年一〇月一〇日付で、長年家老の重鎮を勤めてきた伊東昌右衛門から、老衰と病状の悪化を理由に家老職を辞して嫡男に名代奉公を許された旨の願いが提出された（85～87）。一〇月二七日の回答では、当主の「御意」として昌右衛門の病状を「御氣の毒」としながらも、当時の役職者の殆どが経験が浅く心配があるので、無理のない範囲内で昌右衛門に引き続き家老職に留まってほしい旨が伝えられるのと併せて、当主の誠意の証として、仙台屋敷の蔵（金庫）にあり合わせた一步判の手形五枚をお見舞金として遣わせた（89、90）。仙台屋敷の金庫に現金五切しかなかつたという意味であるならば、大変厳しい財政事情であったという他ない。

(vi) 書札礼

近世の人びとにとって、相手と言葉を交わす時や文通をする場合に、自分と相手との相対的な社会的地位を表す言葉遣い・文字遣いに細心の注意を払わなければならなかつた。このような複雑な決まりをそつなく使いこなすのが容易なことではなかつたことを暗示する出来事も「御用留」に二件みられる。

年代不詳六月一四日付で瀧口半左衛門が、家老の伊東昌右衛門などの上司宛てに「平様」を使つた文体で書状を送つたことに対し、申し開き状を書かせられた(138, 139)。江戸時代には、同じ「様」の字でも七通りの書き方・崩し方があり、崩せば崩すほど薄礼になるという決まりで、文字の書き方にも身分的な上下関係が表されていた。その七通りの書き方の中でも「平様」は、「様」の字形をもつとも崩した書き方で、半左衛門が家老に対しこれを使つたのが大変な無礼に当たつたということである。申し開き状で半左衛門は、仕事の多さに圧倒されて、問題の文書を目下宛ての文書であると勘違にして認めたと申し開きしているが、仙台屋敷で育つた半左衛門にしては、意外な過失であつた。

もう一つの事例は、天童家の家老と御用人が藩の目付役に提出する請け文の署名を苗字付きで下書きを認めたところを、「苗字を線で消されている記事である(年代不詳六月二〇日付, 141)。この場合問題になつたのは、陪臣である天童家中が直臣である藩の目付に文通する時に格下になるため、苗字を名乗ることが許されるかということであった。最初は天童家の在所家老と御用人の署名を苗字付きにして下書きを認めたところを、在所の中での様式点検をもつて、天童家の役職者の署名を無苗字で書くことに訂正した。なお、天童家留守居の「御用留帳」および在所家老の「御用留」に記載されて

いる各種文書の指出人・宛て人における名前と敬称の細かい使い分けに注意して読むと当時の身分的序列関係の一端がみえてくるが、この二つの事例は、当時の人びとでも場合にこの使い分けの判断に迷うことや、筆を滑らしてしまつることもあつたことを示す。(i)

(vii) 大名側室になつた天童家の女性

(文久元年)一月一二日付で、仙台留主居(推定)の鎌田直人から、在所の御用人(推定)馬場一学宛てに、瀧口栄次郎の飛脚で文書が届けられた(115, 116)。特別に家中を飛脚にして届けた重大報告とは、直人が昨日の夜中に仙台城(一の丸留主居役の矢野清太夫に呼び出され「お藤様」という女性が「上臍」を仰せつかれ、それがあわせて彼女の切米が三五両から三〇両に増額され呼称も「お藤の方」に格上げされたという内容であった。「上臍」とは仙台では大名側室の呼び方であるが、自家から大名側室が出たならば、そのことは天童家にとって大変名誉なことで大急ぎで在所の家臣団に告げるべき重大事項に当たるものであつた。しかしながら、「お藤」という女性は、現存する天童家系図には見当たらない『仙台藩歴史事典』改訂版(仙台郷土研究会編、二〇一二年、二三二頁)によると、一三代大名伊達慶邦側室に天童右近頼益の女がいた。諱は綱子、藤と称した。文久元年二月にこのお藤が慶邦の娘を死産したとあり、「御用留」にみえる「お藤」が天童頼益の女(娘)であつたことは、間違いないまい。側室への格上げのすぐ後にお藤が慶邦の子を身ごもつた。

では、文末にみえる「右につき、お悦びを左の通りに申上候」という一文はどうに理解すればよいか。簡単にいえば、役付の家臣は「奥」(住居の中の主人の私生活空間)に入つて、役についてない家中は「御広間」にて悦びを申し上げるべきであるという意

味であるが、この文の解釈に戸惑う。仙台藩は、全国諸藩の中で側室の待遇がよく、側室になつた女性が大名「家族」の一員としての扱いを受けた。したがつて、側室に格上げとなつたら、諸藩士は、仙台城において挨拶を申し上げ主従関係を結ぶことになつて、いた。文末のこの下りが直臣宛ての指示で仙台城内の儀式を指しているか、天童家の在郷屋敷における天童家中への指示か、判断に迷う。(ii)

(viii) 幕末の天童家当主の家督相続

本解説で「御用留」の中の天童家当主の名前を特定せずに書いている。現存する天童家系図では、当主の家督相続の時期の記載がないため、『伊達世臣家譜』の記述を頼りに推定するが、幕末になると『伊達世臣家譜』の範囲外となり、当主の家督就任の時期が特定できない。今後の研究に俟ちたい。

以上、天童家在所家老日記である「御用留」の解説を振り返るといくつかの特徴がみえてくる。一つは、「御用留」に記載されている事項は、基本的に天童家の家中に係わるものであつて、天童家の知行地支配や財政については、記述が皆無に近い。このことは、幕末期までに天童家の家政機構における役割分担が徹底していたことを意味すると理解できる。もう一つは、天童家中の生活と再生産の中で親類集団が大きな社会的役割を果たしていたことである。この親類の範囲は、養子縁組や婚姻を通して、位・身分を超えた人との紐帶としての広がりをもつものであった。なかんずく、この親類集団が相互扶助と相互監督という両面の機能をもち、藩法の建前とはかけ離れた別の地域秩序の基盤となつてゐたことが「御用留」の事

例から垣間見えてくる。とりわけ、天童家において、親類集団がもつてゐたこれらの諸機能を積極的に利用して、家中團内の秩序維持に活かしていたことは、天童家が牢屋や専門の裁判機構を持たなかつたであろうことに直接的に起因すると思われるが、結果として、この親類集団の活用の度合いが非常に高く広範囲であることが、近世の身分序列で下級武士に位置づけられる天童家中團の社会的統制法の一つの際立つた特徴であったと仮定する。

(i)

仙台藩の書札礼についての記述は、堀田幸義著『近世武家の「個」と社会——身分格式と名前に見る社会像——』(刀水書房、二〇〇七年)五八頁による。

(ii)

仙台藩の側室については、柳谷慶子「武家権力と女性——正室と側室」(萩田寛・柳谷慶子編『江戸の人と身分④身分のなきの女性』吉川弘文館、二〇一〇年)を参照した。

第一部

文政元（一八一八）年仙台留主居方
「御用留帳」

1 (No. 03960) (法量：二五・二一cm × 一六・〇cm)

准御一家
留守居_庄

覺

知行高

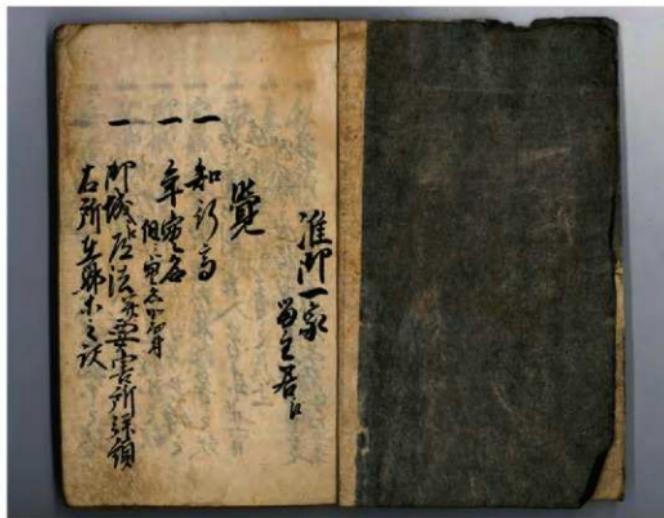
年実名

但_シ実名_{カナ}付

御城_庄道法_#要害所拝領

右所在郷等之訣

一一
知行高
年實名
但_シ實名_{カナ}付
御城_庄道法_#要害所拝領
右所在郷等之訣



一
名代御奉公長病等之訣并

御役付等之訣共二
御願御給主御足輕等之訣

但數組人數高常時之

実高組頭床頭等之訣

右之通御用ニ相入候間來ル廿六日

迄書出候様可有之候以上

別紙之通猪苗代主計様御留主居
梁川与右衛門方以順達至來致候事

一私御知行高百三拾四貫七百六拾七文
一年四拾五歲

一實名常頼

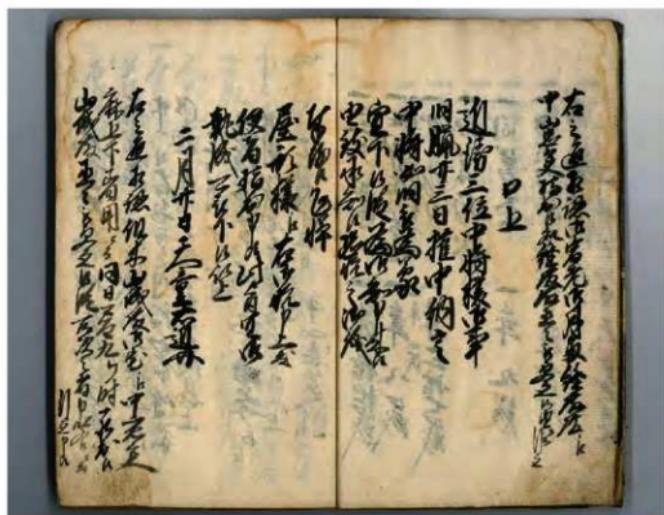
一宮城郡八幡村在所拝領
一御城より上道三里拾九丁三拾八間

一在郷住居罷有申候

一無役

一
免沙賀公家病等之訣
御役付亦之訣共二
少於吉宗色低三恒不之訣
但長親人為高子貴賀之
宇高相公底附等之訣
左之通御用ニ相入候間來ル廿六日
直喜高松ノ音ノ如上
別紙之通猪苗代主計様御留主居
梁川与右衛門方以順達至來致候事
免沙賀公家病等之訣
御役付亦之訣共二
少於吉宗色低三恒不之訣
但長親人為高子貴賀之
宇高相公底附等之訣
左之通御用ニ相入候間來ル廿六日
直喜高松ノ音ノ如上
別紙之通猪苗代主計様御留主居
梁川与右衛門方以順達至來致候事





右之通相認御宿老御月番縫殿殿江
中山忠太夫指出候處縫殿殿直々被受取候由ニ面引取

右之通相認御宿老御月番縫殿殿江
中山忠太夫指出候處縫殿殿直々被受取候由ニ面引取

口上

近衛三位中將様御事

旧職廿三日權中納言

中將如旧被為蒙（平出）

宣下候段為御知申來候

由致承知候恐悅之御儀

奉存候乍憚（平出）

屋形様江右御悦申上度

使者指出申候此旨宜御

執成可被下候以上

二月廿日 天童右近介

右之通相認但木山城殿御宅江中山忠太夫

麻上下着用ニ同日晨九時罷出候

山城殿直々被受取候段取次之者申聞候ニ付

引取申候

右之通相認但木山城殿御宅江中山忠太夫
麻上下着用ニ同日晨九時罷出候

山城殿直々被受取候段取次之者申聞候ニ付



天童右近介様

赤坂孫右衛門

当年始之御祝儀代來廿三日同
廿六日右兩日之内朝五半時前

御藏方正取合可被相納候以上

三月十三日

赤坂孫右衛門殿より天童右近介方正

御用紙面老通請取申候以上

右内

三月十三日 中山忠太夫印

如毎年鉄炮御改被 仰付候家中

下々寺社門前之者等無残遂譲儀

候处鉄炮預置申者御座候浪

人等無御座候

一寺社内寄進納置候鉄炮無御座候

若此已後鉄炮寄進相納度由申

出候者有之候ハ、其品早速可申上

候事

如毎年鉄炮御改被 仰付候家中
下々寺社門前之者等無残遂譲儀
候处鉄炮預置申者御座候浪
人等無御座候

一寺社内寄進納置候鉄炮無御座候
若此已後鉄炮寄進相納度由申
出候者有之候ハ、其品早速可申上

候事



一浪人鐵炮所持之儀指南をも仕者
者不苦候何方より浪人参候共相改
鐵炮所持仕候ハ、紙指南をも仕候
者之由ニ候共相改其品早速可申上候

事

一御扶持人^ノ諸家中致所持候鐵炮
百姓町人浪人^ニ当座^ニも貸申

間敷候事

一扶持人^ノ輕者候共御構無之候尤扶
持人鐵炮稽古杯相止候義^ノ無之

候事

右之通被仰渡趣承知仕訖度

相守可申候若違背之段訴人
も御座候ハ、可申分候依如件

一浪人鐵炮^ノ持候^ノ鐵指南^ノ候共
之三者^ノ何方より浪人^ニ來是相改
鐵炮所持候^ノ紙指南^ノ候共
者之由ニ候共相改其品早速可申上候

事

一浪人鐵炮^ノ不端家申^ノ鐵不持^ノ範
而惟町人浪人^ニ當座^ニも貸申

石舟^ノ草

一經持人^ノ令極省^ノ急脚^ノ殊^ノ之^ノ發^ノ
據人^ノ鐵炮^ノ誓^ノ古^ノ極^ノ古^ノ急^ノ度^ノ

事

在之通^ノ被^ノ仰^ノ渡^ノ趣^ノ承^ノ知^ノ仕^ノ訖^ノ度^ノ

相守可申候若違^ノ背^ノ之^ノ段^ノ訴^ノ人^ノ

も御座候ハ、可申分候依如件



天童右近

文化十五年二月朔日

常頼

文化十五年二月朔日

天童右近介印

常頼

(花押)

石川林太夫殿

此殿間違有之
間敷候事

天童右近介義妻子者不及申

家中下々寺社門前之者迄切支丹

宗門無御座候

上下合百人拾四人

内

一男百武拾人

一女六拾四人

壱ヶ寺出家壱人

天台宗

光德院



右近介儀妻子共
臨濟宗

當時寺且那御座候若訴人也

候八、可申分候依如件

宮城郡八幡村臨濟宗

寶國寺

惠發（花押）

文化十五年二月朔日

石川林太夫殿

長沼勝介殿

天童右近介留主居

中山忠太夫

右之通留主居指出候名前小札
相認指添切支丹所江指出候處

同所御役人衆御受取之由
由引取

十一月十六日

信證院様回御忌

御名代付

仰付候付

仰付候付

今十九日迄付相達候

儀病氣指合等無之候間

右之段相達申候以上

三月十九日 御名前

右之通相認但木山城殿御宅正中山

忠太夫罷出指出申候處右山城殿御

直々御受取被成候由取次之者申

聞候付引取申候事

來月十六日 (平出)

信證院様廿三回御忌

御法事付 (平出)

御名代被 (平出)

仰付候吟味付相入候間

病氣指合有無之訛

今十九日迄付相達候

儀病氣指合等無之候間

右之段相達申候以上

三月十九日 御名前

右之通相認但木山城殿御宅正中山

忠太夫罷出指出申候處右山城殿御

直々御受取被成候由取次之者申

聞候付引取申候事



一代武百文

御太刀代

一代百六拾七文

御馬代

武口合代三百六拾七文

右之通天童右近介

当年始御祝儀代

相納申候以上

右留主居

中山忠太夫直

文化十五年

三月廿三日

御勘定奉行衆

支倉幸元

三月廿三日

支倉幸元

中川忠政

中川忠政

中川忠政

中川忠政

中川忠政

中川忠政

右之通相認納手形受取
三月廿九日質夫ヲ以御
在所^江相下申候事

來十六日

來十六日（平出）

信證院様廿三回御忌

御法事被遊御執行

候付拝被（平出）

仰付候御触之趣致承

知候私儀御当日拝ニ

罷出候間此段相達申候

以上

四月朔日 天童右近介

右之通御達御宿老衆御月番遠藤勘解由殿

御宅指出申候處御物書尾崎半兵衛殿受取由也

私儀備積差時々

指込等有之病氣而罷

有申候間右之段相達申

候以上

四月七日 天童右近介

右之通相認瀧口半左衛門遠藤勘解由殿

御宅指出申候處御物書請取置候由二面引取



來ル十六日（平出）

信證院様廿三回御忌

御法事被遊御執行

候付自分拝被（平出）

仰付候段御触之趣致

承知候付御当日拝罷

出候由相達置申候處私儀

病氣付御当日指出候名

代使者名前左二

中山忠太夫

右之通相達申候以上

四月八日 天童右近介

來ル廿一日（平出）

微山様廿三回御忌御法事被遊

御執行候付自分拝被（平出）

仰付候段御触之趣致承知候

私儀病氣付御当日指出候名代



使
者
名
前
左

中
山
忠
太
夫

使
者
名
前
左

中
山
忠
太
夫

右之通相達申候以上

四月八日

天童右近介

來廿四日(平出)

紹山様七回御忌御法事

被遊御執行候付自分拝

被(平出)

仰付候段御触之趣致承

知候私義病氣付中ノ日

廿三日指出候名代使者名

前左

今野莊三郎

右之通相達申候以上

四月八日 天童右近介

尾崎半兵衛様

右之通御達三通遠藤勘解由殿御宅^庄指出申候處受取之由引取





一筆致啓上候今日（平出）

信證院様廿三回御忌

御法事御執行被遊從（平出）

御前様も御法事中ノ日

御附御法事被成上

御首尾能相済候段

承知仕恐悦之御儀

奉存候乍惲（平出）

御前様正右御悦申上
度如是御座候此旨宜

御執成可被下候恐惶

謹言

天童右近介

四月十六日 常頼（花押）

平賀美濃様

信證院様御法事付御悦申上候便書
星形様

小札左二

天童右近介

四月十六日

常頼

平賀美濃様

信證院様御法事付御悦申上候便書



一筆致啓達候今日（平出）

信證院様廿三回御忌

御法事御執行被遊從（平出）

御前様も御法事中ノ日

御附御法事被成上御首

尾能相濟候段承知仕

恐悦之御儀奉存候乍憚（平出）

御前様正右御悦申上度

如是御座候此旨御老女中

迄宜頼入存候恐惶

謹言

天童右近介

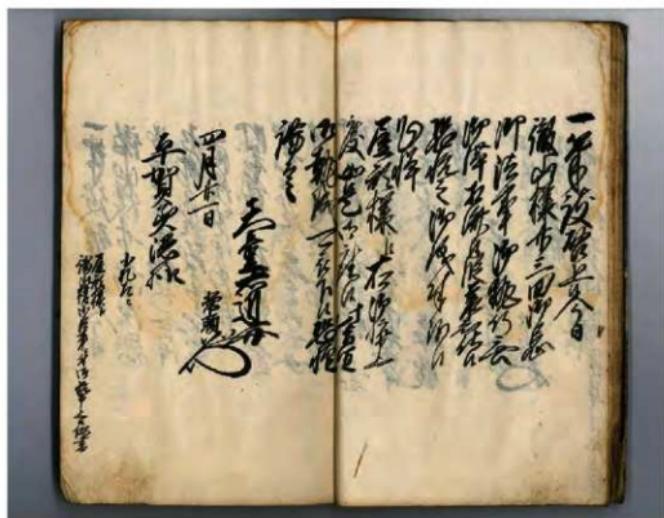
四月十六日 常賴（花押）

小梁川郷右衛門様

小札左

斎藤作右衛門様

御前様
信證院様御法事付御悦申上候使書



一筆致啓上候今日（平出）

微山様廿三回御忌

御法事御執行無

御藩相済候段承知仕候

恐悦之御儀奉存候

乍憚（平出）

屋形様正右御悦申上

度如是御座候此旨宜

御執成可被下候恐惶

謹言

天童右近介

四月廿一日 常頼（花押）

平賀美濃様

小札左二

屋形様正

微山様御法事付御悦申上候便書



一筆致啓達候今日

徹山様廿三回御忌

御法事御執行無御滞

相濟候段致承知恐悅

之御儀奉存候乍憚（平出）

御前様上右御悦申上度

如是御座候此旨御老女

中迄宜頼入存候恐惶

謹言

御名前

四月廿一日
御書判

小梁川郷右衛門様

斎藤作右衛門様

小札右同断之事

御香奠目録左之通^リ

御香奠目録左之通^リ

御香奠 二十疋

天童右近介使者名代

中山忠太夫

右八御目付^江指出ス

天童右近介使者名代

中山忠太夫

右八御香奠所^江指出ス

天童右近介使者名代

中山忠太夫

御奉行衆
御月番覺

正月服原殿

二月後藤殿

三月石田殿

四月遠藤殿

五月松前殿

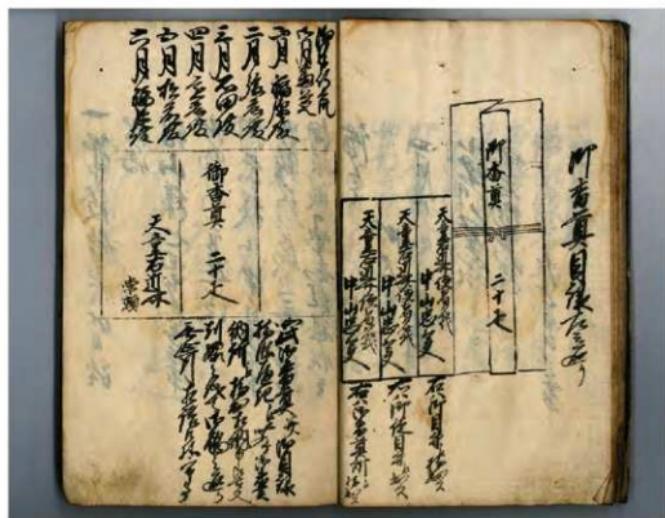
六月福原殿

天童右近介
常賴

御香奠 二十疋

如此香典并御目録
指添へき^江聞御香奠

納所^江指出相納申候事
刻限之儀^者御触之通^リ
無延引相詰候様可申事



一筆致啓上吉時日

松嶋

一筆致啓達候昨日於
松嶋(平出)

絹山様七回御忌御法事

御執行被遊從(平出)

御前様も中ノ日御法事

御執行被成上無御滞相

濟候段承知仕恐悅之

御儀奉存候乍憚(平出)

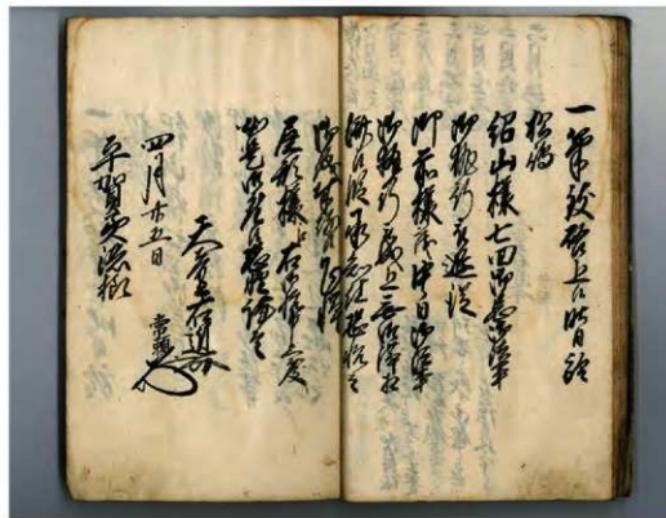
屋形様正右御悅申上度

如是御座候恐惶謹言

天童右近介
常頼(花押)

四月廿五日
平賀美濃様

天童右近
常頼
四月廿五日
平賀美濃様



一筆致啓達候昨日於

松嶋

（平出）

紹山様七回御忌御法事

遼陽行幸既返

御前様中ノ日御法事

御執行被成上無御滞相

濟候段承知仕恐悅之

（平出）

御儀奉存候乍憚

（平出）

御前様江右御悅申上度

如是御座候此旨御老女中

迄宜賴入存候恐惶謹言

御名前

四月廿五日
御書判

小梁川鄉右衛門様

齋藤作右衛門様

御名前
小梁川鄉右衛門様

齋藤作右衛門様





天童右近介

留守居江

覺

田村右京太夫様御家中
二関三郎右衛門義御吟味
中被相預候間不^レ等無之

詔云仕候事

天童右近介
留守居江

覺

田村右京太夫様御家中

二関三郎右衛門義御吟味
中被相預候間不^レ等無之

詔可仕候事

右三郎右衛門義山崎

源太左衛門宅より其屋敷江

早速可被受取候事

右之通四月廿四日遠藤

勘解由殿御宅正中山忠太夫

御呼出付罷出候處右之通之

御書付荒戸惣八殿より被相渡

候由^ニ而引取申候事



私儀病氣付其段相達
置候處今日廿日置付

四月廿七日 御名前

来ル ■ 四日 (平出)
屋形様 (平出)

御着城被遊候段承知仕候間

病氣二
上府仕兼候問

五月二日 天童右近介
右心印林道申便以上

口上

去月十六日以上使御國許江之



御暇被 仰出被遊

御拝領物等も從 (平出)

右大將様も

上使被遊

御拝領為御礼兩 (平出)

御丸御老中方江御廻勤も

相濟同十八日御奉書ツバタフ至來

翌十九日為御暇之御礼

御登 (平出)

御登 (平出)

城両 (平出)

御所様江御礼被

仰上被為蒙御懇之

上意御請も被 (平出)

仰上御留主居御家老

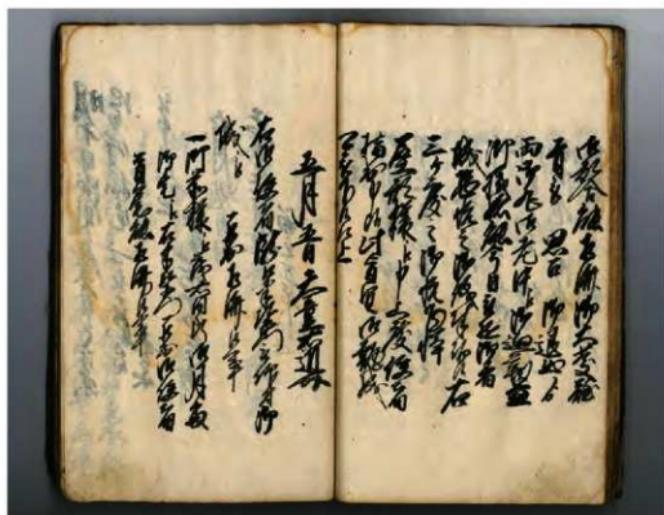
御目見被 仰付御直々

西御丸江御登 (平出)

城御禮被 仰上諸事

門 暫名 作業事
門 暫領物不序候
左之様候 上便速
門 暫領事而九面
門 九月光中身沙西初奉
身御向八日御奉書事
相十九日居沙服事
身金

城丄
門 所様上御礼
仰上至而為沙事
上意御請事
仰上身事
門 目見事 作業事
西御丸身御登
城御禮事 仰上事



御都合能相濟御大慶難

有被思召御退出より

両御丸御老中^(江)御廻勤益

御機嫌能今日被遊御着(平出)

城恐悦之御儀奉存候右

三ヶ度之御悦乍憚(平出)

屋形様^(江)申上度使者

指出申候此旨宜御執成

可被下候以上

五月五日 天童右近介

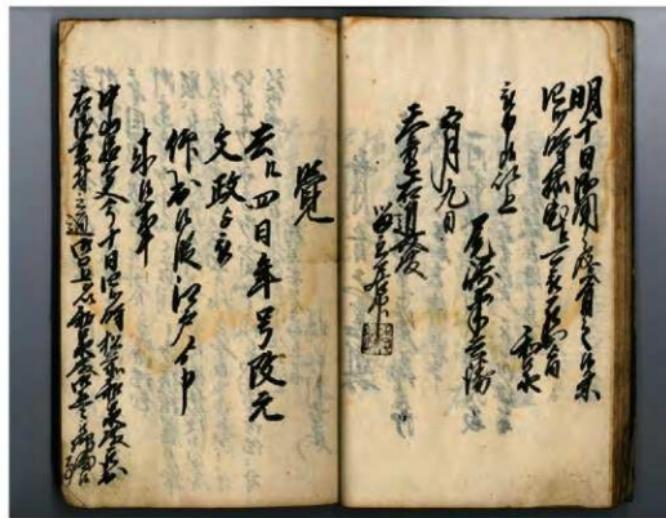
右御使者瀧口半左衛門被仰付御

城^(江)罷出相濟候事

一御前様^(江)も右同断御月番

御宅^(江)右半左衛門罷出御使者

首尾能相濟候事



明日御用之儀有之候条
四ツ時捕宅可被罷出旨

和泉

被申候以上

尾崎半兵衛

五月九日

天童右近介殿

留主居中印

覺

去々四日年号改元

文政より

仰出候段江戸より申

来候事

中山忠太夫今十日四ツ時松前和泉殿罷出

中田忠太夫今十日四ツ時松前和泉殿罷出

中田忠太夫今十日四ツ時松前和泉殿罷出



此度御上府之御方様 御着 城之翌日伺

御機嫌御牒付之儀和泉様御宿老方被相勤候
付周防様御直々御問合被成御伝尤 (平出)

御参府御下向之節伺 御機嫌御牒付常

服被致候様御相談有之候由周防様御同席
様方江御通達致候様主人方江御直談付

以来御家方御不同無之様被成度由御伝付
致御通達候被申付如是御座候以上

鮎貝兵庫留主居

櫻井利右衛門

五月七日

天童右近介様

御留主居様中

御町横目

高橋十三郎

天童右近介殿

中山忠太夫殿

大森一郎左衛門

〃 〃

菅野幸内

〃

川村十郎兵衛

〃

大森一郎左衛門

天童右近介殿家中

瀧口昌吉

瀧口隼太次男

右之者御用之儀有之一応承届

候上遠方出行指留召送候条

其御心得御首尾可被成候以上

五月十四日

右昌吉儀御町同心手先之者北鎧治町

高橋屋清五郎右同人内之者共三両人面

同道召連同日晚四ツ半時請取直々瀧口

半左衛門方右昌吉遠方出行指留候様

申渡候上相渡申候以上尤此段御在所江も相達申候

右之受取挨拶左之通四

御町横

高橋十三郎様

菅野幸内様

川村十郎兵衛様

中山忠太夫

大森市郎左衛門様

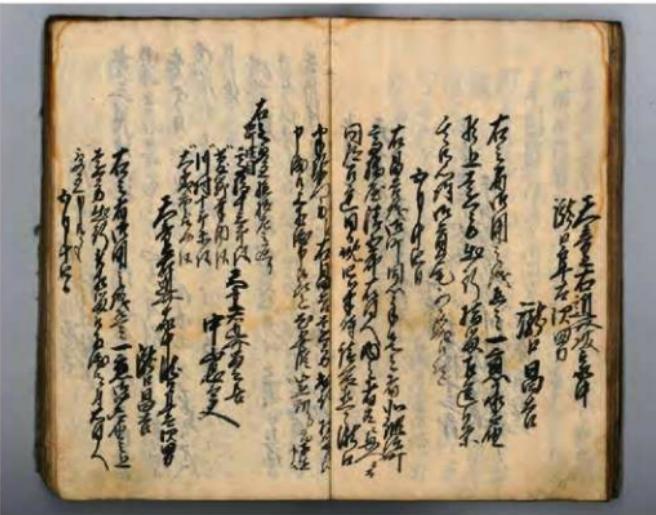
天童右近介家中瀧口隼太次男

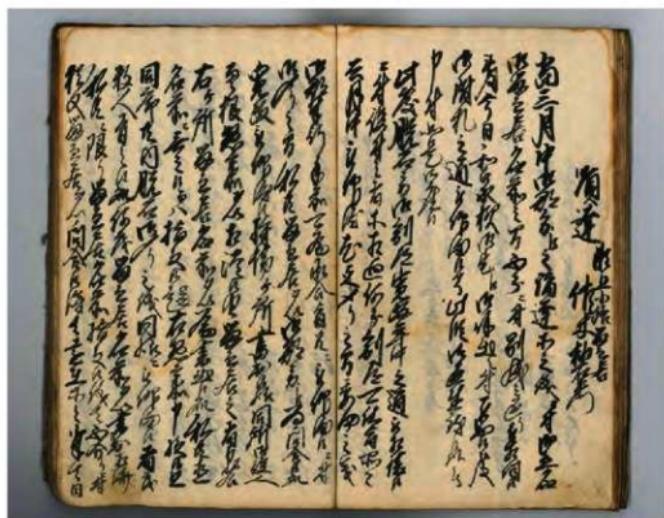
右之者御用之儀有之一応御開届之上

遠方出行被相留被相渡候付右同人

受取申候以上

五月十四日





順達 佐々木袖右衛門

瀬上小膳留主居

順達 佐々木袖右衛門

当三月中御郡方正之諸達等之儀付御直名
御留主居名前之間不分付別紙之通レ被相伺候

處今日和泉様御宅正呼出付罷出候處

御附札之通被仰渡候間此段御通達致候様被

申付如是御座候

此度脱石方御制道寛政年中之通被相復候

付役付之者等相廻何分制道可仕旨品々

去月中被仰渡尤取レ之間委細之義

御郡奉行手前可為承合旨共二被仰渡候二付

御レ之間問私共留主居ヲ以御郡方正為問合候處

至報體事所及付渡候所ト古處同附送

御郡主御付渡候所ト古處同附送

至報體事所及付渡候所ト古處同附送

御郡主御付渡候所ト古處同附送

至報體事所及付渡候所ト古處同附送

御郡主御付渡候所ト古處同附送

至報體事所及付渡候所ト古處同附送

猶又留主居ヲ以問合候得者遠在等之輩者目



合相懸二間取二相成調二指支候二付留主居名

前書出も受取候誤右惣兵衛挨拶之由留主居

申聞候扱又遠在之者二目合相懸二間取も

可有候得共定仙又八内仙等之同席も矢

張留主居名前二書出二相濟尤中嶋左門義

巳二兩度迄も右様書出全体留主居名

前二難成御格も有之候ハ、右様不同之取

拵可申事二無御座候同席共為承合候得共

留主居名前二書出何之指支無之受取

置候も有之不同之事二相聞得候且明和

式年御触出二も私共同席諸役所二

同事二諸達等直名二相達候儀も有之

且又留主居名前二相達候も有之不同二付

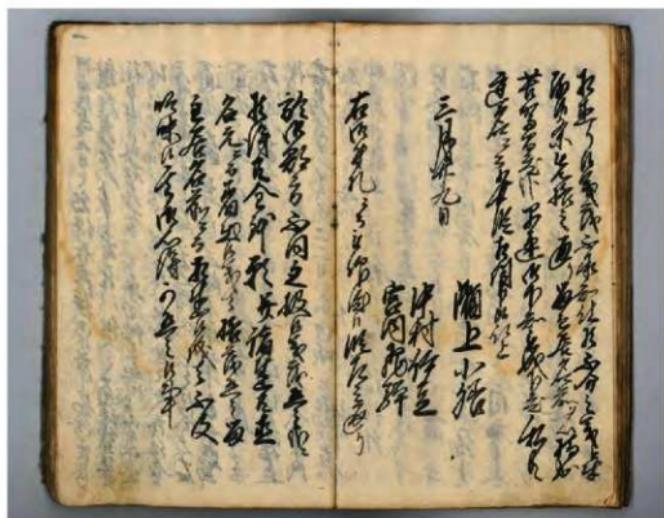
右様之義二同席申合不同無之様可致由

御首尾合二付其後不同無之様同席申合

旧記等二相印置候事二御座候右様御郡方

御役人取扱二八先例二も行違無撻仕合二

奉存候尤右御役所二右様取扱之間御格



相直ニ候義も不承知仕候不分之義と奉
存候条先格之通リ留主居名前ヲ以指出
苦かる間敷哉早速御下知被成下度私共
連名ニ而此段相伺申候以上

三月廿九日

瀬上小膳

中村伊豆

官内飛驒

右御付札ニ被仰渡候段左之通リ

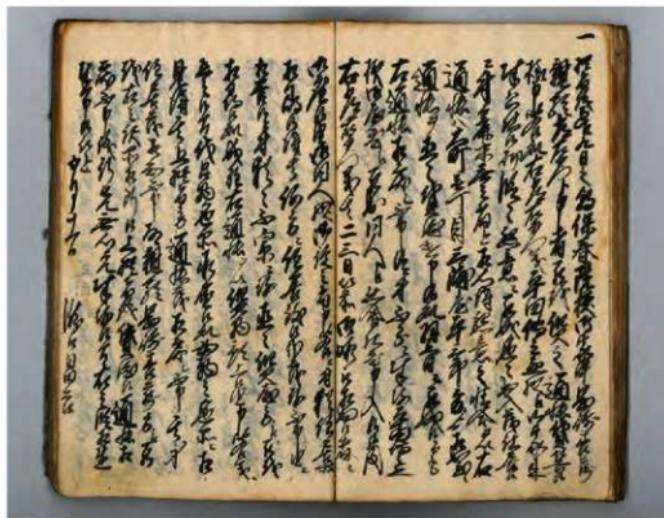
於御郡方不同取扱候義も有之哉ニ

候得共全体願リ諸達共直

名元ニ着出候義ニ格も有之留

主居名前ニ而相達候儀リ者不及

吟味候其御心得可有之候事



一拙者儀過レ九日之朝保春院様御家中岡崎善蔵

親類常右衛門卜申者罷越質之通帳貸貿候
様申聞候處右常右衛門義平田傳之丞様江御家來

奉公仕候砌段々懇意ニ罷成色々出入も仕居居付俺末無之者と相心得懇意之情合ヲ以右

通帳ハ大町壱丁目三浦屋平三郎方より相出置候
通帳ヲ直々貸渡遣申候處翌日ニ罷成候前も

右通帳相戻シ不申候付不分奉存平田傳之
様御屋敷罷出同人出会仕度申入候處

御座候由御同人様御徒之者申聞候。付猶住居所

相尋候得者何方ニ住居致候哉も存不申由ニ相答候ニ付猶々不審ニ存直々質屋方江罷越

相尋候處成程右通帳ヲ以質物預上候由申聞候義
有之候間代品物色品承届候處女物之色品ニ相

見得其上拙者方通帳も相戾シ不申其身
住居も相知申故親類岡崎善蔵方江罷

越右之訛品相斷候上拙者儀貸渡候通帳相
戾不申儀行先無心元奉存候間右之段相達

達申候以上



拙者儀弟同氏昌吉儀父同性隼太存慮出會不申候付去年五月中勘氣申渡シ出入相留置

候處父方之從弟鈴木藏人様御來伊藤

八郎方引受寵有候處去月中同人始末面大嶋

三郎次様御屋敷面徒之者當座御奉公指置候

由之處其身持居候質物通帳保春院様

御家中岡崎善藏親類常右衛門卜申者兼而

想意付一寸無心被致候出入二付右昌吉儀

御同人様御屋敷より無品御暇被相出過ル十三日

受取候由右八郎申聞候得共父隼太存慮

出合不申勘氣申付出入相留置候上ハ拙者儀

逆も同様出入不為仕候上ハ不及吟味義奉存候

處過ル十四日之晚御町横目連名紙面ヲ以御留主

居方江人元被相預候付猶又其節之次第

承届候處別紙之通ニ大嶋二郎治様江相達候

處無品御暇被相出候故相達不申由申出

候間為御見合之別紙相添右之段相達申候

尤右同人儀被相渡候得共前文相見得

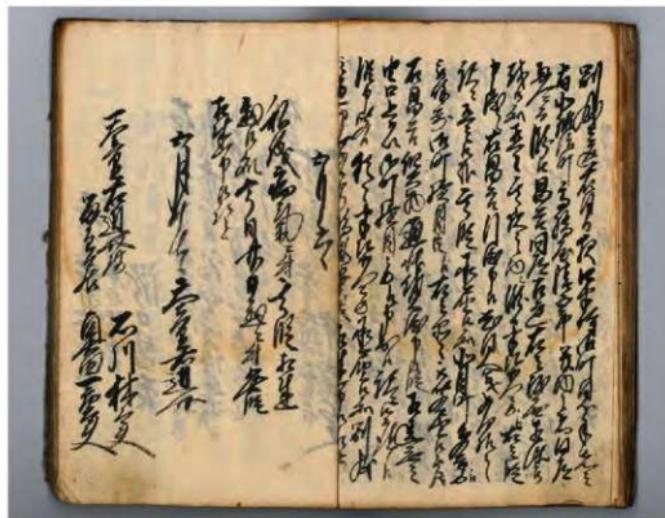
候通是迄出入相留置候者二御座候得者

御屋敷江八指置不申候間右之段共相達申候

以上

五月十五日 瀧口半左衛門

同十六日御在所江相達申候事



別紙之通右同日夜四半時御町同心手先之

者北鐵治町高橋屋清五郎^{#内}之者同道

兩人^而瀧口昌吉同道召連右之紙面相添罷

越候處直々其夜之内^二瀧口半左衛門方^正右之段

申渡し右昌吉引渡申候尤同人義如何様之

訣^三有之候哉其段承届候處北目町多吉方^江

被呼寄御町横目共^正右之品々被聞届候處

右昌吉質物通帳貸渡申候段相違無之

由口上^ヲ以御町横目方^正申出候訣^二御座候

段申聞候猶々半左衛門方承届候處別紙

之通申聞候間指添此段相達申候以上

五月十六日

私儀病氣^二付其段相達

置候處今日廿日置^一付此段

相達申候以上

五月十七日

天童右近介

天童右近介殿

石川林太夫

留主居

奥田一郎太夫

天童右近介殿家中

瀧口隼太次男

瀧口昌吉

右之者被相尋儀有之候条

来ル廿二日朝五ツ時評定所

江罷出候様首尾可有之候以上

五月廿日

右受左之通^リ

林太夫様

天童右近介留主居

一郎太夫様

中山忠太夫

天童右近介家中

瀧口隼太次男

瀧口昌吉

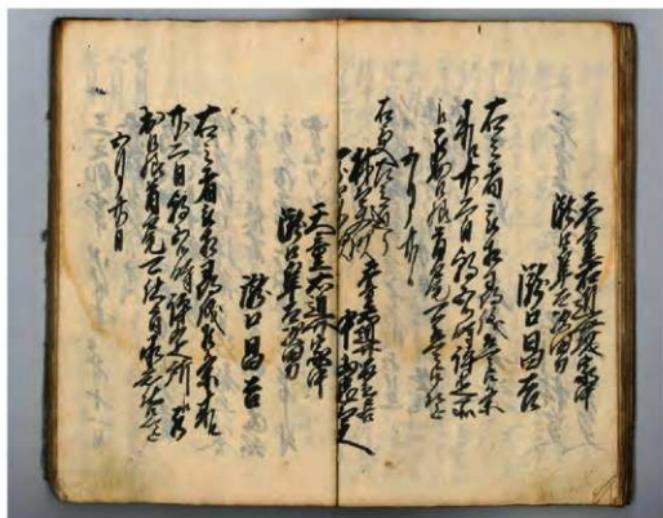
右之者被相尋儀候条來ル

廿二日朝五ツ時評定所江罷

出候様首尾可仕旨承知仕候以上

五月廿日

天童右近介殿家中
瀧口昌吉
右之者被相尋儀候条來ル
廿二日朝五ツ時評定所江罷
出候様首尾可仕旨承知仕候以上





一三之助事 御奉書付十一日

登城被致候処(平出)

宗之御一字御手自頂戴

直々小十郎被(平出)

仰付御刀拌領被致難有仕合
奉存候依右之段貴様方迄私
方より御通達致置候様申付
如是御座候以上

片倉小十郎留主居

五月十九日

小見平次郎

天童右近介様

御留主居様中

御奉行衆御月番左二覺相印申候

七月御月番石田豊前殿 十月同松前和泉殿

八月 同 後藤孫兵衛殿

九月 同 平賀美濃殿

十月同福原縫殿殿 十二月石田豊前殿



五月廿二日瀧口昌吉御評定所_庄召連
罷出候節評定所_庄指出候書様左之通_庄
相認當番之同心_庄指出申候事

天童右近介家中

小性通^庄瀧口隼太

次男

瀧口昌吉

年武拾武才

右之者召連罷出申候以上
右留主居

五月廿二日 中山忠太夫

右同日八ツ時右昌吉被御聞届相濟候處
御留主居中山忠太夫方_庄直々同心組頭_庄

丹野寛兵衛ヲ以右昌吉儀遠方出行被相

留候段石川林太夫被申候間右之受達

直々指出候様被申様候付左之通_二

相認指出申候処林太夫殿被受取候由_二

引取申候事

受達左之通相認申候事



天童右近介家中

小性通瀧口隼太

次男

瀧口昌吉

右之者今日御詮議之上遠方
出行被相留候段被仰渡承知
仕候以上

右留主居

五月廿二日

中山忠太夫

天童右近介殿

石川林太夫
留主居 奥田一郎太夫

天童右近介家中

瀧口隼太次男

瀧口昌吉

右之者被相留候儀有之候条

明廿六日朝五時評定所立罷
罷出候様首尾可有之候以上

五月廿二日



受 林太夫様 天童右近介留主居
一郎太夫様 中山忠太夫

天童右近介家中

瀧口隼太次男

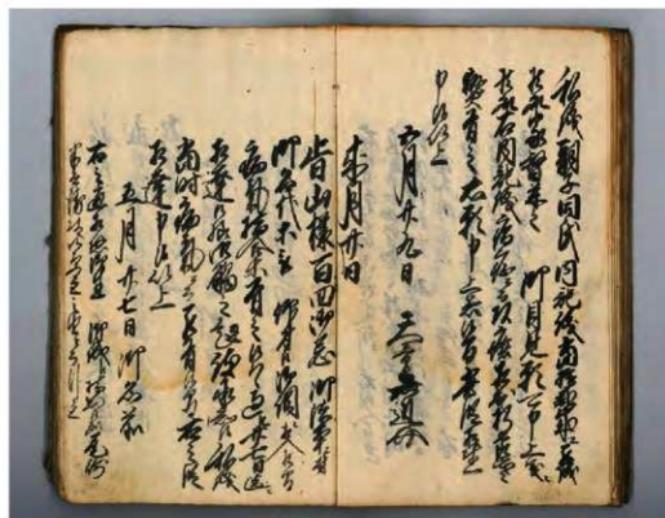
瀧口昌吉

右之者被相尋儀候条明廿六日
朝五時評定所^正罷出候様首尾

可仕旨承知仕候以上

五月廿五日

右同日朝五時御評定所^正右同人召連
罷出候處如以前之指出相出^レ同八ヶ時
頃迄侍扣所^ニ扣居候處同心床頭^ニ
今野卯助取次ヲ以被仰渡候義^者右
昌吉儀御尋^ニ不及今日御用相濟
候間是迄之通遠方出行被相留
置候段被仰渡直々引取申候事



私儀嗣子同氏内記儀當拾武歲罷成

候處家督承之 御目見願可申上義

候處右內記儀病症二頭瘡相出折節寒

熱有之右願申上兼候間此段相達

申候以上

五月廿九日 天童右近介

來月廿日

肯山樣百回御忌 御法事二付（平出）

御名代等被 仰付候御調二相入候間

病氣指合等有之候ハヽ過ル廿七日迄二

相達候様御触之趣致承知候私儀

當時病氣二罷有候間右之段

相達申候以上

五月廿七日 御名前

右之通相認御達 御城三指出候處尾崎

半兵衛殿御受取之由二引取

楊萬里詩三首存

六月八日
丁巳

宋
朱
東
山

皆山林百四湯急

自之
仰首瞻望之極深亦如
鵠飛無見者而猶曰猶知吾
名氏復有不稱者

中華書局影印

右之通右達中堂上
六月九日 門名前

右之通相達申候以上

自分拌被（平出）

肯山様百回御忌（平出）
御法事被遊御執行候付

六月八日 御名前

私儀病氣付其段相達
置候處今日廿日置付此段
相達申候以上



拙者儀弟同氏昌吉儀御沙汰中遠方出行被相留置候處過ル五日之晨時頃より何方江龍越候哉今以

相帰不申候處今日も御指紙御座候哉も難計奉存近所出入之所ハ不及申心當之所

相尋候得共相知不申候然御沙汰懸り之

儀苦奉存無行衛龍成候訳も可在御座哉外心當之儀無御座候得共御沙汰懸り之内

數日龍帰不申上ハ無行衛龍成候儀と奉存

候間此段相達申候以上

隼太名代

六月十一日 潘口半左衛門

右ハ御在所江申下候事

拙者儀寒弟同氏昌吉儀過ル五日何方江

參候哉家内之者江も不申置出行仕候處

龍帰不申候間心當之所相尋候得共行衛

相知不申候間別紙人像書指添相達申候

右昌吉儀去月廿二日於詳定所御沙汰中
遠方出行被相留置候者御座候間此段共江

相達申候右昌吉儀切支丹宗門無御座候以上

六月十一日

潘口半左衛門

過ル五日無行衛ニ罷成候拙者夷弟
昌吉儀人像書左ニ

一年 弐拾弐歳
一面長色白キ方

一目鼻大体

一月代無行衛ニ罷成候二三日以前ニ

刺申候由

一大小 但シ辨覺不申候 壱通り

一木綿染鳩拾

壹ツ

但シうら千草ニ 古物

一めんぢり單物

一袴川越清後古物

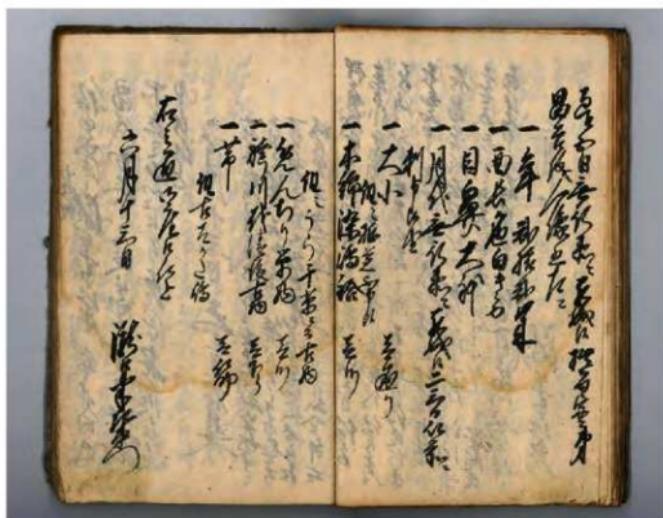
一带

但古たかた鳩

壹ツ
壹下リ
壹筋

右之通御座候以上
六月十三日

瀧口半左衛門





私家中小性組瀧口半左衛門実弟同氏

昌(吉太)儀出奔之段家老共申聞候處
品有之者候間差添此段相達

申候以上

六月十三日

天童右近介

右之通御月番御宅^(一)相達候處御家中之
者之達ハ相出シ不申管^(二)候間被相返候間
可被受取旨御物書尾崎半兵衛より被相
^(三)帰候間中山忠太夫罷出受取申候處全体右

様之儀評定所^(江)計相達順々^(四)以相達
候^(五)ハ不及^(六)評定所より被仰渡候付如此御座候

私家中小性組瀧口半左衛門実弟同氏

昌吉儀過^(一)五日何方^(江)參候哉右半左衛門

家内之者^(江)も不申置出行仕候處罷候^(九)

不申候間別紙人像書指添相達申候右

昌吉儀去月廿二日於評定所御沙汰中達

方出行被相留置候者^(二)御座候間此段共^(三)無

相達申候条右昌吉儀切支丹宗門^(二)無



無御座候間此段相達申候以上

六月十四日

天童右近介

私家中瀧口半左衛門実弟同氏
昌吉儀過ル五日無行衛ニ罷成候ニ付

人像書左之通り

一年 武拾武歳

一面長色白方

一目鼻 大体

一月代無行衛ニ罷成候二三日

以前剃申候

一大小

但剃覺不申候

一めんちりの單物

一綿木染嶋ノ拾

一袴川越清後古物

一帶

但古たかた嶋

毫通り

毫ツ

毫ツ

毫下リ

毫筋



右之通御座候

右之通人像書指添評定所江相達申候
處御受取之由二面引取順々江相達不申

候事

一筆致啓上候甚署之

節=御座候得共(平出)

屋形様益御機嫌能可被

遊御座恐悦至極奉存候乍

憚土用中伺(平出)

御機嫌申上度如斯御座候

此旨宜御執成可被下候恐惶

謹言

天童右近介

六月十八日 常頼(花押)

福原縫殿様

福原縫殿様

六月十八日 常頼(花押)

天童右近介

六月十八日 常頼(花押)



一筆致啓達候甚暑之

節^二御座候得共（平出）

御前様益御機嫌能可被

遊御座恐悦至極奉存候

乍憚土用中伺（平出）

御機嫌申上度如斯御座候

此旨宣御老女中迄宜賴入

存候恐惶謹言

天童右近介

六月十八日
御書判

小梁川郷右衛門様
斎藤作右衛門様



口上

今亦日

肯山様百回御忌

門院事御執行被遊候處

沙曾尾領直房度承

知仕恐悦之御儀奉存候

乍憚

口上

今廿日 (平出)

肯山様百回御忌 (平出)

御法事御執行被遊候處

御首尾能相済候段承

知仕恐悦之御儀奉存候

乍憚 (平出)

屋形様右御悅申上度

使者指出申候此旨宜

御執成可被下候以上

六月廿日

御名前

來月廿七日

桂山様廿三回御忌御法事付

御名代等被 仰付候御吟味 相入候間



病氣指合等有無之訣今日迄^二相
達候様御触之趣致承知私義當時

病氣^ニ罷有申候間此段相達

申候以上

六月廿五日 御名前

私義病氣^ニ付其段相達

置申候處今日廿日置^ニ付此

段相達申候以上

六月廿八日 御名元

六月廿八日 御名元

來^ル廿七日 (平出)

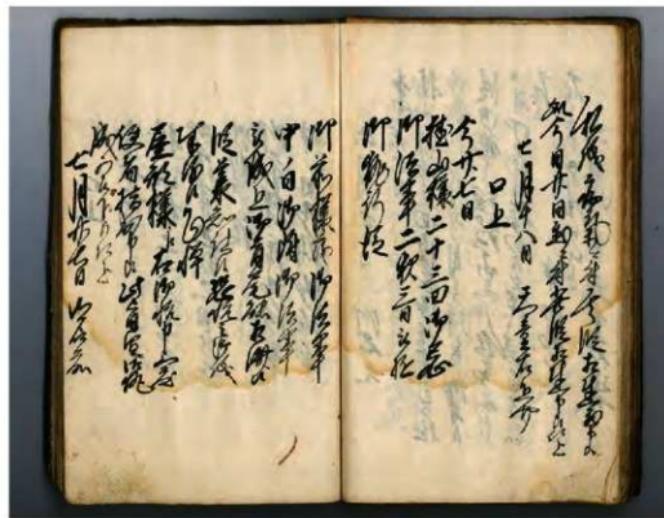
桂山様廿三回御忌御法事被遊
御執行候付自分拝被 仰付候
段御触之趣致承知候私義病氣
^ニ付御当日指出候名代使者名前

左^二

中山忠太夫

右之通御座候以上

六月七日 天童右近介



私儀病氣付其段相達置申候

處今日廿日置付此段相達申候以上

七月十八日

天童右近介

御儀病氣付其段相達置申候
處今日廿日置付此段相達申候以上
七月十八日 天童右近介

口上

今廿七日

口上

今廿七日 (平出)

桂山様二十三回御忌

御法事二夜三日被遊

御執行從 (平出)

御前様も御法事

中ノ日御附御法事

被成上御首尾能相濟候

段承知仕候恐悅之御儀

奉存候乍憚 (平出)

屋形様正右御悅申上度

使者指出申候此旨宜御執

成可被下候以上

七月廿七日

御名前

口上

今廿七日

桂山様二十三回忌

御法事二夜三日被遊

沙波行沒

御前様御法事

中ノ日御附御法事

口上

今廿七日（平出）

桂山様二十三回御忌

御法事二夜三日被遊

御執行從（平出）

御前様も御法事

中ノ日御附御法事

被成上御首尾能相濟

候段致承知候乍憚（平出）

御前様右御悅申上

度使者指出申候此旨

宜御執成可被下候以上

御名前

六月廿七日御名前

七月廿七日



私儀癪積相煩病氣相達

置申候處本復致候間右之段

相達申候以上

七月晦日 御名元

來月八日（平出）

俊明院様三十三回御忌

御法事御執行被遊候

御模様付（平出）

御名代被（平出）

仰付候吟味（相入候間病氣

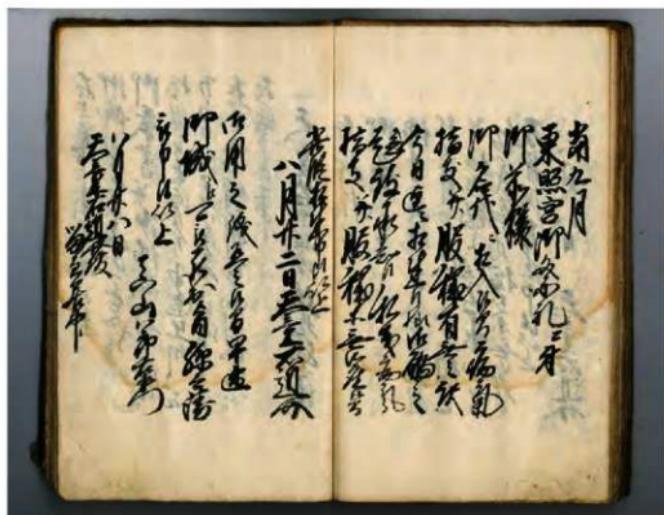
指支有無之訣今日迄相達

候様御触之趣致承知候

私義病氣指支等無御座候

間此段相達申候以上

八月八日 天童右近介



当九月（平出）

東照宮御祭礼^{二付}

御前様（平出）

御名代^二相入候間病氣

指支^井服儀有無之訣

今日迄^三相達候様御触之

趣致承知候私義病氣

指支^井服儀等無御座候間

當九月
東照宮御祭禮^{二付}
御前様
御名代^二相入候間病氣
指支^井服儀有無之訣
今日迄^三相達候様御触之
趣致承知候私義病氣
指支^井服儀等無御座候間

此段相達申候以上

八月廿二日

天童右近介

御用之儀有之候間早速

御城^江可被罷出旨孫兵衛

被申候以上

真山八郎右衛門

八月廿八日

天童右近介殿

留主居中



右之通申來候一付早速（平出）

御城^(江)龍出候處真山八郎右衛門殿ヲ以（平出）
御奉書^(井)御伝馬御判紙共^(二)

指添被相渡候間早速在所^(江)相

下可申由右八郎右衛門殿被仰候一付
直々八ツ時新傳馬町役前所^(江)

相渡申候事

天童右近介殿

後藤孫兵衛

一筆令啓達候来月十七日

東照宮御祭礼^(二)付

御前様御名代被

仰付（平出）

御意^(二)候恐惶謹言

後藤孫兵衛

八月廿八日 良康（花押）

天童右近介殿

天童右近介殿

後藤孫兵衛

天童右近介殿

後藤孫兵衛



別紙ヲ以申達候一夜

秋亦移至布衣晚着

夏半月台湾至る

初終上

六月廿八日移至臺灣

天童右近介殿

甚速一早

移居考署始至南

至育氣略八日今雨風

至成腹痛甚敷數

有之其上不食_ニ病

氣_ニ龍在候間右之段相

遂_ニ上

六月廿九日天童右近介

右之通相認御達指出候御物書飯沢常治殿受取之由_ニ引取

別紙ヲ以申達候一夜

齋戒朝_モ布衣晚着

熨斗目長袴_ニ可相

勤候以上

八月廿八日

天童右近介殿

右之通写書ヲ以御在所より申来候付

如是_ニ留置申事

私儀此間暑邪_ニ相当_リ

罷有候處昨廿八日より病病_ニ

罷成腹痛甚敷數度

有之其上不食_ニ病

氣_ニ龍在候間右之段相

達申候以上

八月廿九日天童右近介

右之通相認御達指出候御物書飯沢常治殿受取之由_ニ引取



左之通御願書平賀美濃殿指出候處御直々御受取之由而引取

私儀去月廿八日（平出）

御奉書ヲ以來十七日（平出）

東照宮御祭礼付（平出）

御前様御名代被仰付候處（平出）

御名代被除下候様被成下度奉願候

私儀去月廿五日より暑邪相当

龍在候處同廿八日より病痛成腹
痛甚敷不食龍成候付同廿九日病
氣相達候間右（平出）

御名代相勤可申様無御座候間如是
奉願候間如願被除下候様被成下度

奉存候以上

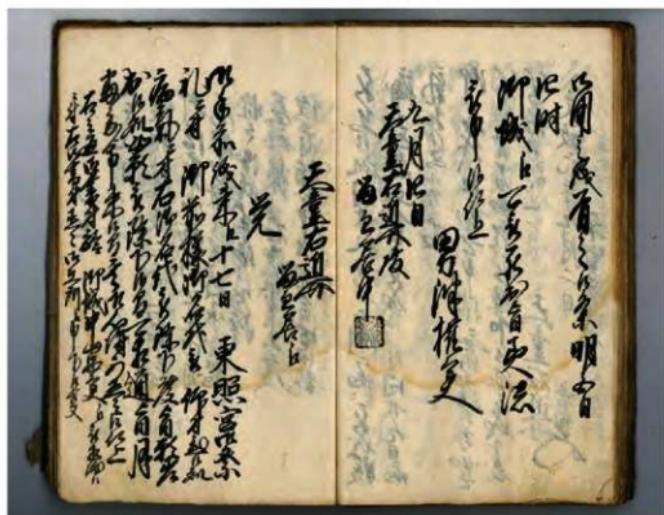
天童右近介印

文政元年九月二日常賴（花押）

平賀美濃殿

平賀美濃殿

常賴



御用之儀有之候条明五日

四時 (平出)

御城 (正可被罷出旨美濃

被申候以上

男澤權太夫

九月四日

天童右近介殿

留主居中庭

天童右近介

留主居江

覺

御手前儀來十七日 東照宮御祭

禮付 御前様御名代被

付

御付置候處

病氣付 右御名代被除下度旨願差

出候處如願被除下候間可相通旨月

番方より申來候間其御心得可有之候事

右之通御書付於 御城中山忠太夫 (正可被相渡候事)

付右御書付直々御在所 (正可被相渡候事)

口上

今八日

俊明院様三拾三回御忌

門法事御執行被遊御首

尾能相濟候段致承知候恐

悦之御儀奉存候乍憚(平出)

屋形様^江右御悅申上度

便有指方申候者有西國狀

成被下へく候恐惶謹言

九月八日 天童右近介

一御前様^江も右同断之事

右御口上書武通共^二右同日七時

御城^江罷出尾崎半兵衛殿^江

指出候處御受取之由^二而引取

申候事

口上

今八日

俊明院様三拾三回御忌

御法事御執行被遊御首

尾能相濟候段致承知候恐

悦之御儀奉存候乍憚(平出)

屋形様^江右御悅申上度

便有指方申候者有西國狀

成被下へく候恐惶謹言

九月八日 天童右近介

一御前様^江も右同断之事

右御口上書武通共^二右同日七時

御城^江罷出尾崎半兵衛殿^江

指出候處御受取之由^二而引取

申候事



私儀去月廿九日病氣一付
其段相達置候處今日廿日

置付此段相達申候以上

九月廿日 天童右近介

私儀痢病相煩病氣相達
置申候處致本復候間右之段

相達申候以上

九月晦日 天童右近介

天童右近介殿 高成田要七

留主居 黒澤建治

天童右近介家中

小性組瀧口半左衛門

弟出奔無行衛

一依出奔 瀧口昌吉

一
無御構
瀧口昌吉



右之者大町三浦屋平三郎方より
質物取引し候通帳鈴木兵右衛門
無心ニ任セ貸渡候故同人義^義
盜物質入し候も至リ剰御
僉儀中出奔し彼是不届
至極といへ共出奔^ニよつて右之
通被断候事

右之通被相断候条其心得首
尾可有之候以上

十月三日

右之通紙面至來仕候付
直々右書付御在所^ニも相
下申候事



一筆致啓上候甚寒之

節御座候得共

(平出)

屋形樣益御機嫌能

可被遊御座恐悅之御儀

奉存候乍憚寒中伺

(平出)

御機嫌申上度如是御座候

此旨宜御執成可被下候

恐惶謹言

天童右近介

十二月十一日 常賴 (花押)

御月番

御奉行衆御名前也

附用卷
御多行疏

御多行疏

十二月十一日

常賴

(花押)



一筆致啓達候甚寒之

節 御座候得共 (平出)

御前様益御機嫌能可

被遊御座恐悦之御事奉

存候乍憚寒中伺 (平出)

御機嫌申上度如是御座候

此旨御老女中迄宜頼入

存候恐惶謹言

天童右近介

十二月十一日 常頼 (花押)

小梁川郷右衛門様

横尾金右衛門様

斎藤作右衛門様

一筆致啓達候甚寒之
節 御座候得共 (平出)
御前様益御機嫌能可
被遊御座恐悦之御事奉
存候乍憚寒中伺 (平出)
御機嫌申上度如是御座候
此旨御老女中迄宜頼入
存候恐惶謹言
天童右近介
十二月十一日 常頼 (花押)

小梁川郷右衛門様
横尾金右衛門様
斎藤作右衛門様



一筆致啓達候 (平出)

御前様益御機嫌能
歲暮之御祝儀可被
遊御調恐悅之御儀奉
存候乍憚歲暮之御
祝儀申上度如是御座候
此旨御老女中迄宜

賴人存候恐惶謹言

天童右近介

十二月廿九日 常賴 (花押)

小梁川郷右衛門様

横尾金右衛門様

斎藤作右衛門様

天童右近
十二月廿九日
小梁川郷右衛門様
横尾金右衛門様
斎藤作右衛門様
亦參照左板

一筆致啓達候
御前様益御機嫌能
歲暮之御祝儀可被
遊御調恐悅之御儀奉
存候乍憚歲暮之御
祝儀申上度如是御座候
此旨御老女中迄宜

一筆致啓上候

(平出)

屋形様益御機嫌能

歲暮之御祝儀可被遊
御調恐悅之御儀奉存候

乍憚歲暮之御祝儀

申上度如是御座候此

旨宜御執成可被下候

恐惶謹言

天童右近介

十二月廿九日 常賴 (花押)

石田豊前様

石田豊前様

十二月廿九日 常賴

恐惶謹言

天童右近介

十二月廿九日 常賴 (花押)

石田豊前様

一筆致啓達候

(平出)

門前様益御機嫌能

可被遊御越歲恐悅之

御事奉存候乍憚年

始之御祝詞申上度

門首一律轉上之候

(平出)

此旨御老女中迄宜賴

入存候恐惶謹言

入酒客應惟謹矣

天童右近介

正月朔日常賴(花押)

小梁川鄉右衛門様

橫尾金右衛門様

斎藤作右衛門様

書名印

大業門源氏官

横尾金右衛門様

斎藤作右衛門様



私儀風邪二相當寒熱在之

頭痛眩仕病氣三罷在候間

右之段相達申候以上

十二月八日 天童右近介

御風邪二在御室被寒三
及寒熱及病氣二不善
在候長時候一以上

十二月八日 天童右近介

來年始之御祝儀被遊

御懃候二付罷登御礼

可申上候處病氣二罷在

第年始之御祝儀被遊
御懃候二付罷登御礼
十二月八日 天童右近介

申候間在所家老以使者申上候

右名前左二

伊東与惣左衛門

右之通使者名前書出指

出申候以上

十二月十八日

天童右近介

右名前左二
伊東与惣左衛門

十二月十八日 天童右近介



私儀當時病氣付來

年始御規式立罷出兼使

者指出名前書出置申候処

同人病氣付別人指出

申候名前左二

今野莊三郎

右之通使者名前書出

指出申候以上

十二月廿六日

天童右近介

御用之儀有之候條明廿六日

四半時

御城可被罷出候様豊前被申候以上

尾崎半兵衛

十二月廿五日

天童右近介殿

留主居中



当 年 始 暮 歳 一 ケ 年 中

諸 事 御 悅 事 申 上 候 品 々

首 尾 能 相 济 候 段 豊 前 被

申 候 由 之 儀 尾 騒 半 兵 衛 殿

ヲ 以 被 仰 渡 候 事

右 同 日 四 半 時 御 城 山 中 山 忠 太 夫
召 出 右 御 受 取 候 事



文政元年

十二月晦日迄

凡三百五拾四日之御用留

第二部

八幡村在所家老

「御用留」

(断簡)



2
(No. 00998)

「欠」文
文化拾武年分
正ノ手扣

(法量
一九・五cm×二五・三cm)



一伏谷五郎七義当六拾五才^ニ罷成候處老衰

仕御奉公可申上様無御座候間隠居被(平出)

仰付跡式進御知行高四百文之處義子同氏
金平儀當式拾八歲^ニ罷成候^ニ被下置度奉願候

以御憐恕如願被成下度親類連判を以奉願候
右五郎七儀御小性組^ニ御座候以上

文政八年正月十一日 伏谷五郎七 開口久

左門太殿

右十二日中山吉左衛門を以為罷登候事

一拙者儀定詰御奉公御免被成下度奉願候文政五年

十月十七日(平出)

若殿様方老ヶ年定詰被 仰付難在仕合^ニ奉存

当三月迄奉勤仕罷在候處同月(平出)

表様方定詰被 仰付難在仕合奉存引続奉勤仕

罷在候處父甚五郎儀文政四年七月下旬より持病
之積家^ニ而罷在取詰薬用仕候

得共無然明年之手作等可仕様無御座候体^ニ

「 欠 」

罷成手作等不仕候得ハ御奉公ハ不及申家内相続も
相及兼末々御奉公相続可仕見詰無御座候間如斯
奉願候御少之砌右様之願申上候儀ハ恐多遠慮
至極奉存候得共不及是非奉願候間以 御憐愍如

願定詰御免被成下度拙者義父甚五郎御知行高
三百文ニ御足輕ニ御座候已上

赤間山右衛門

文政七年十一月廿八日

郡藏殿
幡治殿

右願正月十二日相達ス

当年より老ヶ年宛段々御人繩^ヲ以定詰被 仰付候ハ、

可代□吟味右同人代り

伊藤義太

清三郎

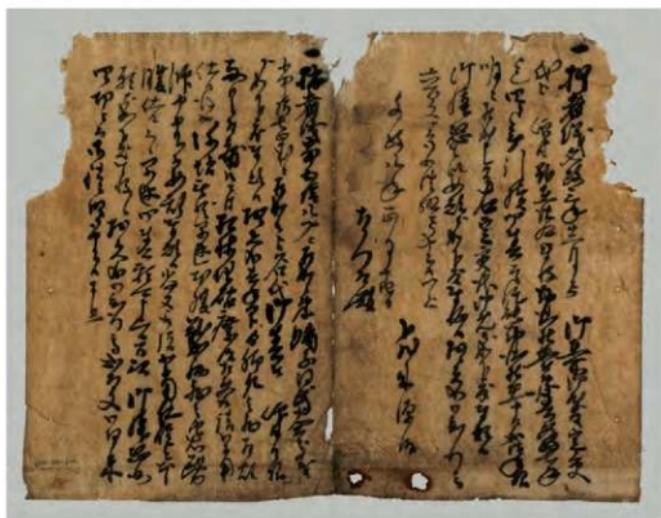
右兩人之内被 仰付へく由相達候事

一庄子林右衛門

御在所定交代御免被成下候ニ付同人
代^リ吟味可仕由被仰渡度候处当年より三人ニ
仕候様相達ス

正月十二日

右



一拙者儀文政三年十二月より

御在所御屋敷定交

代被仰付難在仕合奉存勤仕罷在候処去文政七年迄四ヶ年引続御奉公首尾能勤仕罷在申候處御年限

明二罷成申候間右定交代御免被成下度奉願候

御憐愍を以如願被成下度奉存候拙者義御知行高六百文ニ御小性組ニ御座候以上

飛來源治

文政八年正月十四日

左門太殿

一拙者儀当五拾八才ニ罷成候処嫡子同氏惣太郎義

當拾七歲罷成候正名代御奉公被仰付候様

被成下度奉願候拙者義去年中より脚氣之症相煩兩足相痛候ニ付松林理祐療治相受取詰藥用

仕候得共増無然早速本復難成病症之由右医

師申聞候如斯奉願候尚又取詰藥用仕礙ト本

腹仕候ハ早速御奉公願可申上候間以御憐愍如

願被成下度奉存候拙者義御知行高式百文御切米四切ニ御徒組ニ御座候已上

6 (No. 01123)

宮沢清左衛門

文政八年正月廿三日
春治殿

義嫡女當拾六才
至候處

一
兩
不
歸
為
事
者
當
拾
六
才
至
候
處
御
願
候
如
願
被
成
下
度
拙
者
義
御
知
行
高
四
百
文
御
足
輕
御
座
候
以
上

文政八年正月廿三日

郡藏殿

安右衛門

幡治殿

一拙者義嫡女當拾六才罷成候處當村御百姓清藏
妻縁組仕度内々申合候處弥以縁組仕度奉
願候如願被成下度拙者義御知行高四百文
御

足輕御座候以上

一私儀去月中風邪相当其上持病之積氣指發
時々指込等在之病氣付意玄様御療治御薬
用仕候得共亦增無然宅御用共相勤兼候間宅
御用共被除下度奉願候出勤之御用相勤兼候段
去月十三日其段相達取詰藥用仕候得共亦增無
然物每退屈罷成思慮仕候得八胸隔相痛
其上上昇甚敷眩暈諸事健忘仕仍
松林理祐正転療仕猶又取詰藥用仕候得共
称增無然宅御用共相勤兼候間如斯奉

(法量一一五・六 cm × 二二三・五 cm)

頤候以 御憐愍如頤宅御用共被除下度
奉存候以上

文政八年二月三日 潘口隼太殿

郷古左門太

右頤ハ御吟味中付先以受取被置候由申承候
付状同文同事候被渡置候事

今野莊三郎様

潘口隼太
郷古左門太

別紙之通承御座候上御目付阿部運藏御徒目付潘口

五郎左衛門兩人仙 御屋敷右十右衛門義承御座候申口

申口

御座候得共將又△

事△

右兩人猶又承御座候處本文之通り申口相違無之

左候得明証連々無之事小御座候得共於連中右

咄命承候義無相違事相見得申候別紙指添此段

相達申候以上

△右御諸士御名前も承服申聞候事御座候得ハ○

○明証も在之義奉存候處跡形も無之間捨被□

三月三日 □指置候事ハ不_二分_一之事御座候得共申口相違無之上ハ

■■□□

此段相達申候以上

潘口十右衛門儀過廿五日大町二丁目江御用二籠越候

處籠帰候砌二丁目横丁籠通候節御旗元共

相心得不申右同人先江相立籠通候處南ノ方より御諸

士御兩人御通被成候處右横丁挑灯屋前二面



御出会右御諸士被仰候ハ御手前何方へ罷越候哉之御尋
被成候處其節右御旗元相答候ハ天童様御屋敷へ

罷出候由相答申候然處右御諸士被仰候ハ昨日右近介
奥方弥以御免御座候仍被相計候哉と被仰候處成程昨日

御出御座候右付拙者義罷出候由相答申候然處右御諸
士被仰候ハ左候ハ大松沢丹宮棒大之進被連候事

承候處定參可申候間其節ハ世話致為罷候様
被仰候然處御旗元相答候ハ其儀ハ相心得不申とかと

相答申様承候處其節ハ先より右十右衛門通括相答候
義ハ曉と承不申候得共最初七話致管候様之御咄合ハ

駕と承候付大之進様御親類様も御座候哉と奉存
別段存慮も無御座右之趣(平出)

若殿様申上候儀而曉と証擬逆も無御座候義共乍
相懸御手前之事御咄合承候一通を以申上計

外可申上品無御座由申聞候間此段相達申候以上
アラオウタ

駕と承候付大之進様御親類様も御座候哉と奉存
別段存慮も無御座右之趣(平出)

若殿様申上候儀而曉と証擬逆も無御座候義共乍
相懸御手前之事御咄合承候一通を以申上計

外可申上品無御座由申聞候間此段相達申候以上
アラオウタ

右

瀧口隼太
郷古左門太

写

(一) 欠

瀧口隼太様

今野莊三郎

別紙之通御月番於御宅被仰渡候而相下申候
御人數兵具物之義御取調被相達候上二相下候
様可仕候此段被相達申候以上

三月廿四日

写

一異國船渡來之節取計方前々より數度被

仰出在之おろしや船之儀ニ付而ハ文化之度改而相

触候次第も候處いきりす船先年於長崎

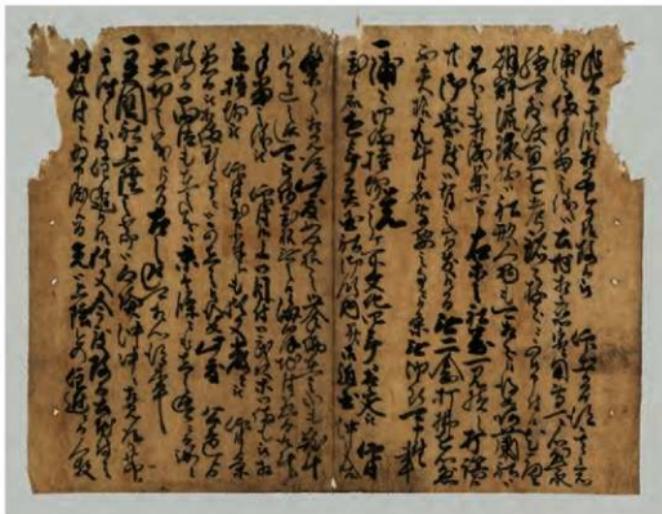
狼藉におよび近來ハ所々より小船ニ乘寄薪水食料を乞去年ニ至り候ハ猥ニ上陸或ハ廻船

之米穀鳴方之野牛等奪取候段追々横行

之振舞其上邪宗門を勧め入候致方も相聞

得難被捨置事候一体いきりすニ不限南蛮西洋之義ハ御制禁邪教之國ニ候間何レ之浦方ニおみても異國舟乗寄候を見受候ハ、其所ニ在合の人夫ニ以不及有無一円ニ打払遅延候ハ、追船等不及指出其分ニ指置若押ニ上陸致候ハ、搾捕打留罷ニも不苦候本船近付居候ハ、打捨候共是又

時宜次第可取計旨村方末々之者迄申含



追^{シテ}其段相承候様改^{シテ}被^{シテ}仰出候間得其意

浦々御備手當之儀ハ土地相忘夷用專一ニ心懸水
統可致便宜を考銘々存分ニ可被申付候尤面々

朝鮮琉球等ハ船形人物も可相分候得共阿蘭船ハ

見分も相成兼可申右等之船万一見損^シ打誤候

共御察度ハ有之間敷候間無二念打拏を心懸

不失様取計候處專要之事ニ候條無油斷可申付候事

覺

一浦々御備持場之ヶ所文化四年ニ相定被^{シテ}仰付

置候處近年異國船領内^ヲ御近国沖合

繁く相見得此度如何様之舉働^{シテ}在之哉も難計

是迄之通可被指置様無之候海岸地付兼^{シテ}取計

手當之儀被^{シテ}仰付候上御目付御武頭等御備も被相

立持揚被^{シテ}仰付置候輩^{シテ}も猶又數々被^{シテ}仰付候条

兼^{シテ}被相備置候事ニハ可在之候得共此度^ニ公辺より

改^{シテ}御沙汰も在之義ハ末ヶ條ニモ在之通りニ^{シテ}誠ニ

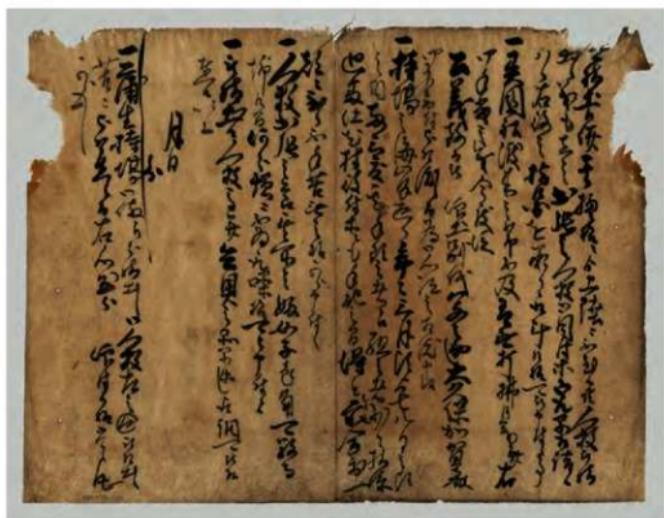
御大切之義ニ候間左之通可相心得事

一異國船上陸之節ハ勿論冲中^ニ相見得候節

其時々致注進候様猶又今度改^{シテ}土地付之

村役付^{シテ}為申渡候間先ハ上陸との注進^ニ人數

(法量^ニ一五・五cm×二三・五cm)



可指出候併其模様より上陸不至候共人數被指

出候義も在之出張之人數御目付等最早相詰候

ハ、右役之指図を承。取計候様可被申付候事

一異國船渡來之節不及有無打払候義并右

御手當之義今度從

公義改並被 仰出別紙写之通大久保加賀守殿

御書付被相渡候並為御心得之相渡申候

一持場之海岸通並年々三月頃より七八月之頃

之内兩三度其手頭之者正組之者少々指添

廻番仕尤村役付等二も手配之間得と示合万一

都一至り不手管無之様可被申付候

一人數出張之節其所之婦女子兎角可驚

怖候間何分穩二不為取噪様可被申付候

一被指出候人數高并兵具之品早速取調可被相

達候以上

月日

外

一蒲生持場御備並被指出候人數左之通被相出候

皆一被相達候並右心懸被 仰付候様首尾

可被成候

一鉄砲二挺武人 一弓二張武人

一長柄三本三人 一武頭上下武人

右之通被相出候御都合千石以上之御方右之

御振合^ニ昨日筑後様御宅^ニ御留主居寄合之節

而吟味相聞申候尤 思召^ニも右之御人数ひ相出候

思召^ニ御座候以上

今野莊三郎

三月廿六日

瀧口隼太殿

御人数不足付御月番へ御呼出被仰談
此度御人数御兵具共相増候分左^ニ

一鉄砲四挺四人 一弓武張武人

一長柄三本三人 一武頭毫人 馬上

一持夫武人 武人連

ノ^ノ拾四人

右之通申來候事

右御人数割左^ニ

一鉄砲四挺 一弓武張

右六人八御足輕組

一長柄三本



右三人ハ御徒組之者

一武頭若党小者 右武人ハ御屋敷持

一持夫武人 右ハ御百姓共より小役百文を以

被下仕候事

右之通可被取合相成候付御小性頭御用人事(カ)

連名^ニ首尾申渡候事

文政八年五月十七日

一御家中年来相続向難波之所此節至非道差逼甚(平出)

御恩毒^ニ被思召候御惠^ヲも被成下度事と再応向々評儀^ニも相

懸^リ候得共上ニも近來不時御物入共被為統殊段々御吟味之上とハ

申瑞鳳殿御後压欠込御場所柄^ニ難被指置御築留普請被(平出)

仰付右^ヲも不輕御入料相懸^リ次第^ニ御借財^ヲ已^シ差^ツ凑^シ極御難波之

折柄旧臘江戸^ヲ御上屋敷御類焼臨時莫太之御入料も相懸^リ

彼是被為行届兼御手当等可被成下候様無之乍去為体難被

為恩種々御吟味も被相悬^リ端^ニも可相成故と御一門衆^ヲ定

仙之諸士へ七ヶ年賦^ヲ拝借被成下其他士凡一統是迄拝借金在之

(法量二二六〇)
cm×33.9
(四)

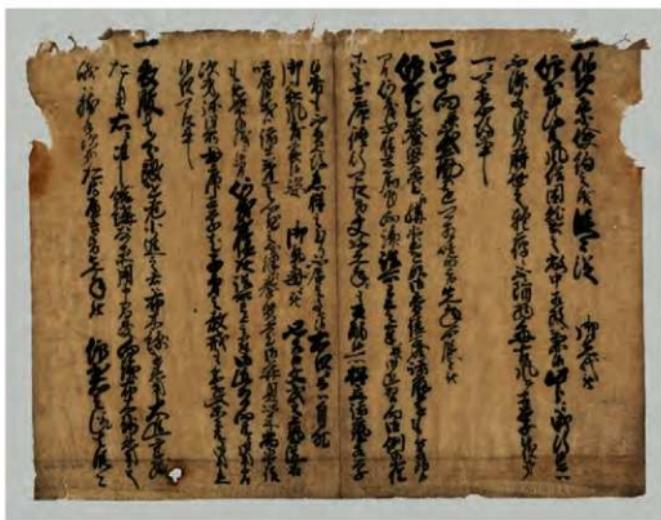


限対し候ハ不足之割合「在之右より相対借財迄段々相疊候分等
始最初より定^ム之通及返済」儀^{面々かなり}も相続之基本相
立可申様無之左候^ムハ御奉公相続之儀重。御吟味被成下筋候も宜敷
相成思召も不被為立儀も在之候事仍貸方仕候金重々^{三至極}
迷^ム可存候得共相對借財之分都^ム當時より無利足ミ拾ヶ年賦返
済^ム被^ム仰付御家中浮沈之節傷被為忍兼不得止御吟味被^ム(平出)
仰付儀候間此旨勘弁急度相守^ム御扶持方等焼印質物^ニ
指置或^ハ知行^ム物成又ハ御切米等書入^フ以渡置候分八
平証文^ニ相直し焼印ハ置主^ムハ相返知行物成御切米書入分八

一字明道可申候乍勿論燒印相返候儀等万一吟味間取候儀有之候共当月迄之元利^ヲ元金^ヲ相直し式拾ヶ年賦割合可相請候將又右年賦返済之分追年指滯候者も候ハ、於(平出上^ニ御取立可被下候間右様之者も候ハ、其時々質物所^ニ可申出候事)

但相對借財之儀仙在住居之諸士^井下御扶持人^限候間諸家中^井町人百姓等之貸借^ハ無御構候^ム然諸士^井凡下御扶持人^{金銀用立置候者も可在之}

者八本文左之通始末可仕候



一質素檢約之儀段々從 御先代被 (平出)

御先代被
(平出)

仰出候得共風俗因襲之幣相改兼候此分二成行候而八

不濟事候間時世之輕薄不陷物每古風相學候様第

一、可相心得事

一学問 武芸を専門相略旨先年より既々被（平出）

仰出申候養賢堂講堂を始御普請相成諸芸をも被相改候
間河占出精相勘手刃論結所口王之^井_井近習向卿列卿小生^下

等も出席修行可仕旨文政元年二月相触候所押立諸芸相学

候者も不相見得怠り之至り不届之事候右様ハ自然（平出）

御家風毛衰傾姿
御氣毒被思召傾文武之芸道相

同傳義人詞二第一
心小懶心衰殘
猶賢能復再興以來尚得廿言

次第弥同所出席相学尤子弟之教戒も念を入末々共_ニ御用立

候様可仕事

衣服^者分限を老小進之者ハ布木綿を着用大進重職

たり其右准し結構なる品用申間敷勿論布木綿着用之

備人勝手沙勿略、吉昌失錢被、倒出右心趣段人、
《云林二三子》

法量二十六



相觸置於江戸表^二ハ詰所已上之輩常々出勤等^ニ木綿より絹迄^ニ着用仕先ハ袖木綿を相用候様近年被仰出候義も在之彼是^(アリシテ)精^ニ之御制道被成下既江戸表^一面^サへ俺服着用之義被毛縫^ニ御制道名^ニ底^ニ居候^{ミテ}公事候^ス右通被^ニ仰出候得^セ専面々相證之儀被思召候故之義右通被^ニ仰出候得^セ専面々相證之儀被思召候故之義候得^セ御国元之義ハ尚又可相略筋^ニ候を只花美^ニ相移無用之責耗相厭候弁もなき不覺語故終^ニハ御奉公も仕兼候体^ニ及困難甚敷心得違之至候ケ様之風俗^ニハ引立候期無之事^ニ候間自今訖度相改近年被仰出候御趣意も相叶候様於御国元^ニ詰所已上之輩常々出勤等^ニ袖之類又ハ

木綿をも相用右以下之者ハ稀^ニも袖之類相用候共先ハ木綿布を着用可仕候乍勿論差立候節迎も右之品

相用候義ハ可為勝手次第候事一親類^ニ朋友之交接觀^ニ厚領食を輕し候様從先年

段々被仰出尤江戸詰之節自分之交會^ニも酒相出候義先ハ可為無用旨是又近年被仰出も在之義^ニ候所時世之間俗^ニ相流其詮も無之事^ニ相聞得候交之親疎^ニ飲食之在無^ニ可抱前^ニ無之候間於御国元^ニ弥右之趣相專^ニ時宣^ニ応じ手帳^ニ懸合相出候共



酒あらかとおもひはてはる

奉候候事

仁厚吉良公成作佐藤忠元主祭司御用間御文

貴士信作左衛門公成作佐藤忠元主祭司御用間御文

大體手引

ナシ

酒相出候義先ハ相扣候様可仕事

一音信贈答之儀輕品

郷古左門太御家老職佐々木幡治御家老連名加判長谷川権太夫

御用人役伊東俊左衛門御用人役右四人九月七日仙御屋敷にて

被仰付候事

九月七日

三橋与市

其方義御徒組^二被

召出御知行高四百文之所

被下置之旨(平出)

御意之事

文政八年

十月朔日

猶以居屋敷之義ハ追^ニ可被仰渡事

(法量: 二五・八 cm × 三四・〇 cm)

三橋与市

其方義先年不届之義有之御仕置被
仰付置候處段之御赦之願申上候二付
御目先御免被成下候處此度格別之

思召を以被（平出）

召出候条此未御奉公專一奉勤仕候様

可仕旨（平出）

御意之事

今野軍吉

其方義仙台御屋敷定詰被

仰付之旨（平出）

御意之事

文政八年

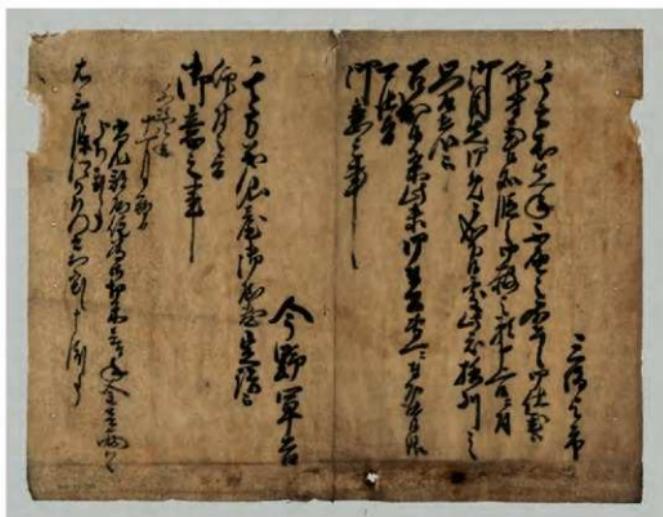
十一月朔日

尚以部居住為御切米毫ヶ年金毫両ツ、

被下置候事

右三ヶ條郷古左門太於宅二申渡候事

（法量・一五・五cm×二二三・四cm）





御引追金在

仁享元年

ノ候御事候在下

左門太殿
蟠治殿

郷古十三郎

御徒目付飯役十一月廿八日下渡候

一金武百切也

右御引追金在之候付去寅ノ年より当西ノ年より當西ノ年迄武拾ヶ年為
御返済之高田代六百人拾武文之所御年季御知行ニ被下置候處
去当年莫太之御道方付逆も御返済可被立ト様無之候付

当西ノ年より申ノ年迄無利足末拾武ヶ年譜ニ清切右
土地直々被相向置候西ノ年御年限明ニ候条右土地取戻候苦
是又申定候後日為無相違連判証文如件

文政八年十一月

伊東俊左衛門印

(法量：二五・五cm×二三・一cm)

竹本勝彦
タケモトセイ

右馬主はスリツシテ御到ア
おもひ及

金三拾切

右御引追金在之候付去寅年より当西ノ年迄武拾ヶ年
高田代百人拾六文此款反壹反四畝九分之處

六萬石領内中年半ナ付御返済之候付去寅年より當西ノ年迄武拾ヶ年
右御引追金在之候付去寅年より當西ノ年迄武拾ヶ年
高田代百人拾六文此款反壹反四畝九分之處
為御返済之高田代百人拾六文此款反壹反四畝九分之處

一金三拾切也

右始末証文同人事へ遣置候事
松右衛門殿

佐々木幡治印
郷古左門太印

六萬石領内中年半ナ付御返済之候付去寅年より當西ノ年迄武拾ヶ年
右御引追金在之候付去寅年より當西ノ年迄武拾ヶ年
高田代百人拾六文此款反壹反四畝九分之處
為御返済之高田代百人拾六文此款反壹反四畝九分之處
無利足拾武ヶ年(謂之)「濟切」右土地直々被相向置候間西ノ年
御年限明候案右土地取戻候筈是又申定候後日為無相違
連判証文如件

伊東俊左衛門

文政八年十一月

長谷川権太夫
佐々木幡治

(法量二五・四cm×二三・三cm)



郷古左門太

郷古權内殿

（右御内殿）

郷古左門太

一金武百七切

一金武百七切也

右御引追金在之候付去寅年より当西年迄未拾年為

御返済之高田代七百五拾文之所御年季御知行被下置候處去当年莫太之御遣方付逆も御返済可被立下様無之候付当西年より申年迄無利足未拾武ヶ年譜済切右土地直々被相向置候間西年御年限明候条右土地取戻管是又申定候

後日為無相違連判証文如件

伊東俊左衛門

文政八年十二月

長谷川權太夫
佐々木幡治
郷古左門太

嘉右衛門殿

一金四拾八切也

（法量二二五・六 cm × 二二三・一 cm）

右御引追金在之候付去。貳年より当西、年迄貳拾ヶ年
為御返済之高田代三百五文之處大橋本宮ノ前武ヶ所御年
季御知行ノ被下置候處去当年莫太之御遣方付逆も
御返済可被立下様無之候付当西ノ年より申ノ年迄無利足未拾貳ヶ年
(譜)済切ニ右土地直々被相向置候西ノ年御年限明ニ候条同
年右土地取戻候管^ニ是又申定候後日為無相違速判証

文如件

伊東俊左衛門

文政八年十二月

文政八年十二月

長谷川権太夫

佐々木幡治

郷古左門太

太郎兵衛殿

郷古権内

六貫田藤左衛門分大吉上地半兵衛作り

一中田 捨老間 一中田 捨老間
三拾九間 壱反四畝九分 代百八拾六文之所被相
一關金二拾切御借用金 向置候事

金三拾切御借用金

同人手作

(法量・二五・六)
(寸)
(四)

嘉右衛門

一金武百七切也 御借用金也

中江廣基太夫作り

一高田代五百四拾武文

かち田慶治上地

一ノ四拾八文

老本佛平作

一ノ百六拾文

三口合七百五拾文之所被相向置候事

太郎兵衛

一四拾八切也 御借用金

水谷は六左衛門上地士清作川前

一武百八拾四文 武ヶ所共二

いやノ前傳右衛門上地雅太夫作

一武拾壹文

高合三百五文之所被相向置候事

松右衛門

一金武百切也 御借用金

七曲清之口作

一高田代百九文

旗くは庄助作三与八作

一ノ百五拾武文

塙田小源太上地

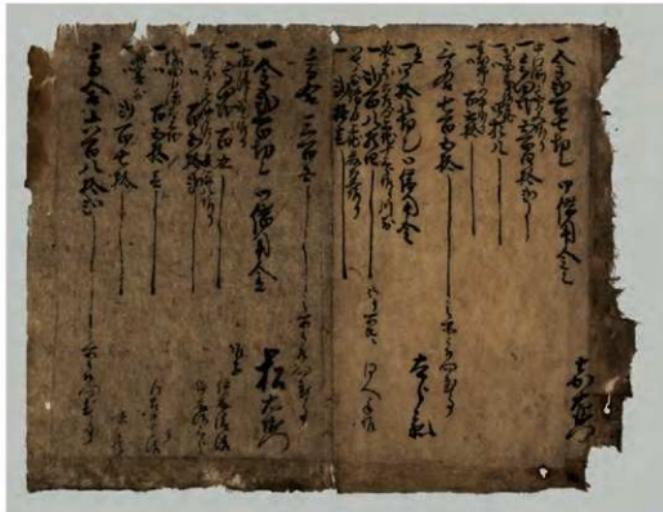
一ノ百五拾壹文

要苦削

高合六百八拾武文之所被相向置候事

味藏

(法量：一五・六 cm × 二一・三 cm)



25
(No. 01080)



天保三年
御用留
正月十一日
御家老方

(法量：二五・四cm×三三・九cm)



私儀當四拾壹歲罷成候所嫡子同氏丹宮義
當拾七歲罷成候名代御奉公被 仰付候様
被成下度奉願候私儀去^ル天保二年九月より
持病之□□滯之症相煩当村住居仕候河東田

(法量二五・四cm×二三・一cm)



要人之助殿家中醫師松林理祐療治相調取詰
藥用仕候得共弥增無然罷在申候付大代村住居仕候
大番組吉川玄纂老江転療取詰藥用仕候得共
弥增無然時々胸膈指塞物每退屈一罷成早速
本復難成病症之由右醫師申聞候間如斯奉願候
後々藥用仕本復仕候ハ、御奉公願可申上候御憐愍、
以如願之被成下度奉願候私儀御知行老貫文二面
着座御座候以上

天保三年正月十一日

重判

長谷川權太夫

伊東昌右衛門殿

郷古忠左衛門殿

菊地大右衛門殿

右願同十八日如願被仰渡候事

一拙者儀妻同村桑鷗左右様御家中菅野源左衛門

娘こん当式拾三歳ニ被罷成候ヲ内々縁組申合候間縁組

(法量：一五・三cm×二二三・〇cm)

仕候様被成下度奉願候如願被成下度拙者儀御屋敷持二
三宿空

菊地權之丞

天保三年正月十一日

蟠治殿

郡藏殿

門左衛門殿

如願之二月朔日被仰渡候事

草刈郡藏

其方儀御小性頭仮役被 仰付旨 (平出)

御意之事

正月十一日

今野軍吉

其方儀中狹と名拂領被 仰付旨 (平出)

御意之事

正月廿一日



一拙者儀養弟同氏平平儀幼少より癪病之

(附。一)下地相煩候付文政二年より病氣之段相達取詰

薬用仕候様所強敷不仕尤抬ヶ年以上罷成只今

(附。二)ハ本復仕候間右之段相達申候以上

正月十八日 瀧口半四郎

右達同廿五日仙表へ相達候事

一中山弥門瀧口十右衛門病氣本服相達候事

一鎌田林藏病氣本復同廿二日相達候事

一私義居家大破仕住居可仕様無御座候付

家作仕度奉存候間來十五日より来月■日

迄日數廿五日家作中御暇被成下度奉願候

右願申上候も遠慮至極奉存候得共親病

身罷成恃共幼齡(附。三)外無人(附。四)御座候間

如斯奉願候跡御用之義ハ同役申合

(法量一二五・五cm×二三一・〇cm)

候間如願之被成下度奉存候以上

伊東昌右衛門

重判

天保三年一月十二日

別紙之通伊東昌右衛門家作中御暇被成下度
段願申上候處無人。御座候付無異儀訛。
相見得申候間如願被成下度奉存候同人也無
御異儀御用之節ハ為相登候様可仕候間如
願被成下指添此段共相達申候以上

二月十五日

尚以右願過。十二日指出候處御便送付為相登度申候處

今日之御便ハ為相登申候間此段共被仰上候様

可被成候以上

一瀧口太吉義養母久々病氣罷在申候所
藥用不相叶今二日七時病死仕候右太吉義

同日より四月十七日迄日數五十日忌中ニ而罷在

申候間拙者儀親類付此之段相達申候以上

三月二日

瀧口十右衛門

(法量一二五・四 cm × 二二三・六 cm)





一瀧口門左衛門義妻今三日安産男子

出生仕候處右門左衛門義同日より來ル九日迄

日數七日血忌^二 龍在申候間拙者儀親類

に付此段相達申候以上

三月三日

瀧口門左衛門

一拙者儀御城下表^ニ住居仕家並御奉公相勤候様

被成下度奉願候去十二月十八日父同性隼太義隱居被

仰付跡式進退無御相違被下置御在所^正龍下候様

被仰渡承知仕罷下り候義色々吟味仕候幼少之期より

御城下^正龍登龍在候處父隼太義病氣付名代御奉公

奉願如願名代御奉公被 仰付候砌八(平出)

慈雲院様^正定詰被 仰付勤仕中父隼太義病氣

本復仕仙 御屋敷御留主居被 仰付罷登候砌八部屋

住^正 御同所様引続勤仕罷在候内又以父隼太

義病氣付名代御奉公奉願如願被 仰付候節も

御城下表住居奉願如願被 仰付其節(平出)



御屋敷御近所出火等之節ハ早速欠付候様被仰渡

引続罷在候内父隼太義起返^レ御役付被

御屋敷被相下勤仕罷在候^二付部屋住^一追々御留主居添

役等被 仰付 御屋敷^江妻子共^ニ定詰仕罷在候處

御出火付何方成共勝手^二住居可仕由被仰渡其砌八川

内^一住居仕其段相達置追々看町^二住居罷在候義も

相達置候所父隼太義勤仕中自分借財^三付御知行一円

被召上御在所住居被相留候節八拙者儀無禄部屋住^二御座候

得共此表住居^二付夫々御奉公仕度願申上是又如願

被仰渡折節勤仕罷在是迄三拾年來御城下^一住居

罷在候^二付^三八只今御在所^江罷下農業之働も相心得

不申候得八内外家内相続可仕見詰無御座其様

前文之通奉願候尤家作義も父隼太義為借財

之拾ヶ年見詰を以貸家^ニ仕義^一罷下可申様無御座候

間如斯奉願候何幸御憐愍を以此表^二而家並御奉公

相達仕候様御吟味被成下度奉存候拙者儀御知行高五百四拾六文^二^三御小性組^二

下度奉存候拙者儀御知行高五百四拾六文^二^三御小性組^二

天保三年三月十二日

淹口半左衛門
重判

右願之通
御奉公仕度願申上是又如願

御奉公仕度願申上是又如願

天保三年三月十二日

御奉公仕度願申上是又如願

軍藏殿印

右願之通難成下段被仰渡^二付直々願書
御小性頭^一被相返候事



33

一三浦甚平義當四拾武歳^ニ罷成候處仙 御屋鋪^ニ詰合

御奉公罷在申候所昨月廿三日より疫病相煩罷在大病^ニ罷成

御上より御医師被懸下色々薬用仕候得共然不仕同

晦日^ニ御在所^ニ罷下^ニ御手前御医師岩金昇庵

療治相受取詰藥用仕候得共亦增然不仕殘命不

定之体^ニ罷成右昇庵義も本復可仕見詰無之

段申聞候處右甚平義子共持不申候間急病

養子被立下度奉願候右甚平義同性他性遠

近親類之内養子^ニ可奉願者無御座候間他人御徒

組末席當時御屋敷持菊地權之承義育之弟

利惣太義當武拾壹歳^ニ罷成候^ヲ末子^ニ養子^ニ被成下度

右甚平御知行高四百式文之所末々右利惣太^ニ被下置度奉願候御憐愍^ニ以如願被成下度頭方

親類連判を以如斯^ニ奉願候右甚平儀御足輕^ニ

御座候以上

天保三年四月二日

龍口半左衛門印

菊地權之丞^ニ

赤間山右衛門^ニ

備後守
門左衛門殿

輔治殿印



一中山弥門当三拾七才^ニ罷成候處病氣之症相煩當

四月四日^ニ病死仕候跡式御知行高八百毫文之所嫡子

同氏弥覺義當七歲^ニ罷成候^江被下置度奉願候

御憐愍^ニ以如願被成下度拙者共親類^ニ付連判^ニ以

如斯奉願候右弥門御小性組^ニ御座候以上

天保三年五月廿五日

中山吉左衛門印
赤間山右衛門印

重判

郡藏殿印

一拙者儀玉造郡川渡^江入湯仕度奉存候間來^ル

廿八日より来月九日迄日數十一日御暇被成下度奉願候

拙者儀脚氣之症相煩病足^ニ御座候處同所^江入湯

仕候ハ、可然由療治相受候医師申聞候間如斯

奉願候御憐愍^ニ以如願成下度御暇被成下度奉存候

以上

岡田利左衛門印

天保三年五月廿六日

郡藏殿印

後欠

(法量二二五・八cm×二二一・二cm)



一拙者儀過。九月喰滯仕罷在申候處持病之積氣
再發仕時々指込等在之病氣。罷在申候間依^三
右之段相達申候以上

九月十三日

權三郎

一拙者義過。五日より持病之症積差發頭痛
眩甚敷病氣罷在申候。付右之段相達申候處
押^田本復可仕候様被仰渡承知仕其後取詰

藥用仕候得共弥增無然罷在申候間當村住居
罷在河東田要人之介殿家中松林理祐療

治相受罷在候處早速本復難成病症。申開候處
醫師証狀相添右之段相達申候以上

九月八日

謙田林藏

別紙

一謙田林藏殿義時冷^二相當他瀉之腹痛仕

尤持病之症積相兼平臥^一罷在申候^二付拙者義

療治仕候處早速之快方相見得不申候依^三

(法量：一五・七 cm × 二二三・一 cm)

醫師証狀如件

河東田要人之介内

天保三年
九月八日

松林理祐印

布
一大江音右衛門義嫡子同氏長右衛門義妻今十六日
出產男子出生仕候間拙者儀親類付右之
段相達申候以上

九月十六日

黒沼彦郎右衛門

一拙者儀過十五日より持病之麻病相發り
遠近之御用相勤兼病氣罷在申候間
依^モ右之段相達申候以上

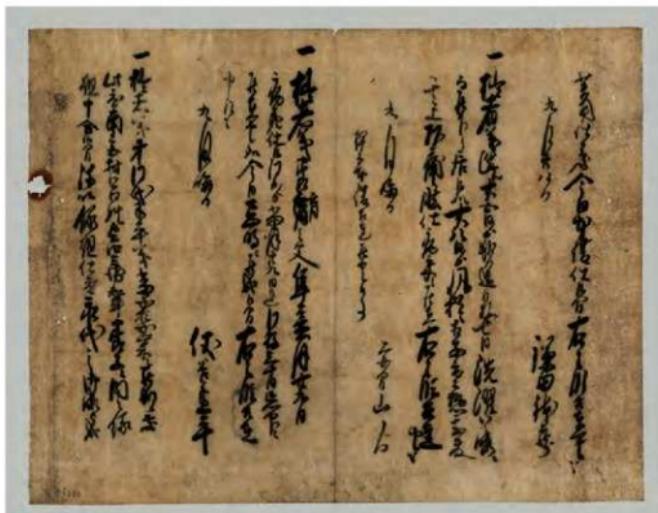
九月十七日

伊藤仲右衛門

一拙者義過五日持病之疝積指發病氣
相達候處押^モ本復可仕様被仰渡候得共弥增無然
罷在當時住居罷在松林理祐療治相請取詰

(法量一二五・七cm×二二三・一cm)





萬葉集卷之三

九
九
九

清江集

九月廿八日

金田射苑

拙者義過ル廿五日より朔日迄日数七日洗濯御暇
而罷下り居候處廿八日より風邪相当寒熱甚敷
其上頭痛眩仕病氣罷在右之段相達申候以上
九月晦日 東山古新聞

解之集

三

雨押本復相達罷登候事

赤間山右衛門

相者義賀市之父隼太去月廿九日
病死仕候同日より当月廿九日迄日數三十日忌中
罷在申候處今日忌明^ニ罷成候間右之段相達
申候以上

伏谷金平

一
拙者義弟同氏半平義当式拾式歲_ニ龍成候處
此度南宮村御百姓与四兵衛置養子_ニ内々縁
組申合候間弥以縁組仕度永代之御暇被成

(法量二二五·八cm×二三一·一cm)



下度奉願候如願被成下度奉存候拙者義御知

行高五百文^二御小性組^三御座候以上

下度奉願候如願被成下度奉存候拙者義御知

天保三年十一月朔日

郡藏殿印

瀧口半四郎印

為次(花押)

仙表(相達候事)

同十八日如願被 仰付候付申渡候事

一拙者儀昨十二日晚一夜泊^二之御暇^一て罷下申處

持病之病氣指發^一腰相痛病氣^二而罷在候間

右之段相達申候以上

十一月十三日

伊藤栄左衛門

(法量: 二五・八 cm × 三三・一 cm)

一拙者義過^ル五日より眼病^ニ氣分相勝^レ不申其上寒

熱仕病氣^ニ雨龍在申候間右之段相達申候以上

八月九日

園田利左衛門

八月十六日より

一渡部四郎右衛門無代り洗濯御暇^ニ雨龍下り候所病氣相達

九月十日本復罷登候事

一閏十一月朔日瀧口擔吉本復相達候事

一渡部四郎右衛門義去月廿七日夜狐狸之仕業^ニも

御座候哉御屋敷罷出昼夜共步行仕候様体^ニ雨同

廿九日夜及深更泥衣^ニ雨田中村御百姓市郎兵衛宅^正

罷越候^ニ付如何様之訣^ニ雨罷越候哉之段相尋候得共

一円忘却^ニ之様子^ニ不訣^ニ御座候間定^ニ病氣故右様

不訣^ニ可在御咄^ト奉存留ヶ谷村住居罷在候無足醫師

畜藤源之進殿療治相請取詰薬用仕候所當月

朔日^ニ罷成漸々本心^ニ罷成候^ニ付猶又段々相尋候得共始終

忘却仕候義ハ孤^ニ被引出候様子^ニ外相見得不申段右醫師

(法量一二五・八cm×二三一・〇cm)



申聞候且定詰中綻狐狸之所作雨候共御屋敷

罷出日數步行仕其段も不相達日限等延引罷

成候義ハ折入不申今更土貢可申上様無御座不調法

至極奉存右四郎右衛門自分遠慮仕罷在申候間拙者儀

依親類右之段相達申候以上

閏十一月三日

瀧口義兵衛

右之通同日鎌田林藏雨以相達候所同役中吟味之上翌四日

同人ニ以仙表ヘ相達候所先以請取被置候由ニ同五日同人相下リ候事

一伊藤榮左衛門義病氣押雨本復仕罷登候様申來候ニ付御小性頭

方江首尾之所左ニ相達

一拙者儀去月十二日より一夜泊リ御暇ニ御在所江罷下申候所

持病之疝氣指發同十三日病氣相達候所其後

取詰藥用仕罷在申候所昨九日押雨本復仕罷登候

様被仰渡難在仕合ニ奉存候得共弥增無然罷在罷登

兼申候間右之段相達申候以上

閏十一月十日

伊藤榮左衛門

右之通相達候ニ付同日交代飛來源治ト以相達

(法量一二五・六 cm × 二二二・一 cm)

瀧口門左衛門

其方儀來江戸 御登方御供心懸被 (平出)

仰付之旨 御意之事

閏十一月十五日

中山吉左衛門

右同日同断被仰渡候事

右同断

菅谷^(一)傳兵衛

藤右衛門

一右同断
猶以早速より罷登候様可仕候事

伊東清治

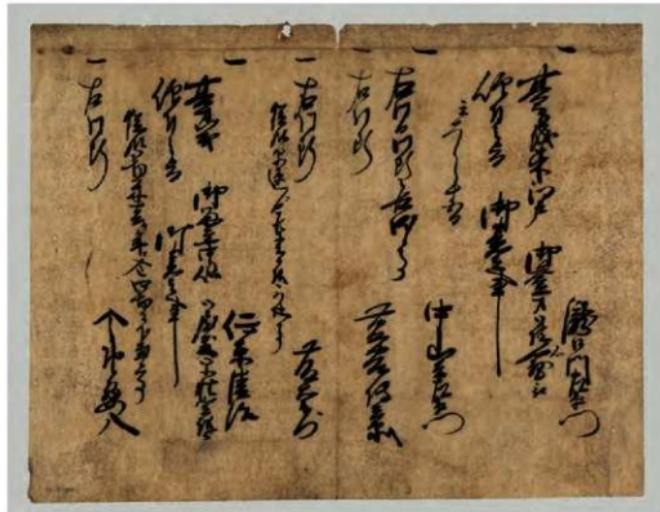
其方義 御当年中仙
御屋敷御小性定詰被

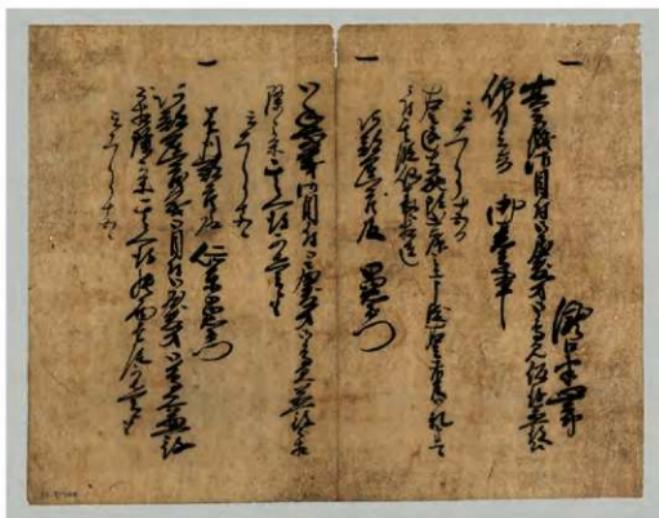
仰付之旨 御意之事

猶以御切米毫ヶ年^二金四切被下置候事

今野要八

(法量^一二五・六 cm × 一一三・一 cm)





瀧口半四郎

其方儀御目付御屋敷方御鳥見仮役兼役被
仰付之旨 御意之事

閏十一月十五日

右之通支配頭出席之上申渡右之者共御礼申上候
付其段仙表へ相達

一 阿部運藏殿 昌右衛門

御手前義御目付御屋敷方御鳥見兼役被相
除候条其心得可在之候以上

閏十一月十五日

一 草刈郡藏殿 伊東昌右衛門

阿部運藏御目付御屋敷方御鳥見兼役
被相除候条其心得帳面首尾可在之候以上

閏十一月十五日

(法量：二五・七 cm × 二三・一 cm)

神尾左仲

江戸御登方御供心懸被 仰付候事

来二月初迄罷登候様可在之候罷登候ハ、
御用人兼役被 仰付候訳候間是又其心得

可在之候以上

富沢金吾

閏十一月十八日

伊東昌右衛門

神尾專太夫殿
同前左仲殿

右之通御中間便一ノ以首尾相成候事

一私儀次男同氏兼次郎義当武拾才=罷成候所南宮村

住居成田運之進殿御家中瀬戸權右衛門智養子=

内々申合候所永代之御暇被下置縁組仕候様=被成

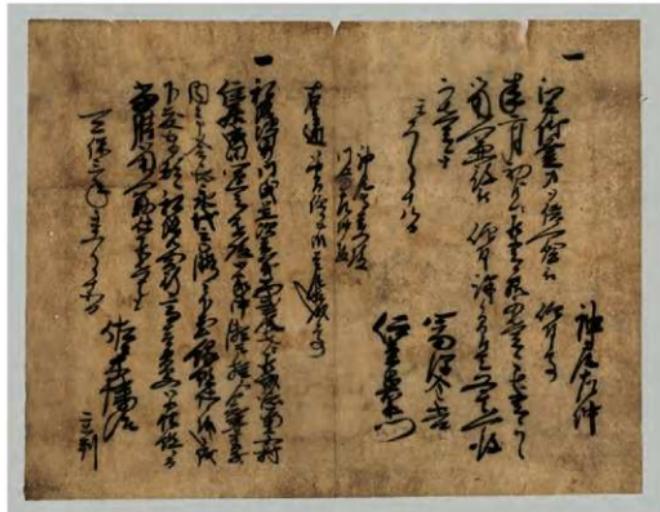
下度奉願候私儀御知行高老貫文御小性組=

當時御用人勤仕罷在申候以上

佐々木幡治

天保三年閏十一月十五日 重判

(法量一二五・八cm×一一三・三cm)





右如願之被成下候段同十八日申渡御礼申上候段相達

昌右衛門殿
忠左衛門殿
大右衛門殿

一伊藤榮左衛門義當五拾六歲罷成候所家督無御座候間他人
瀧口門左衛門義弟同氏茂市義當武拾才罷成候所養子

被成下度右榮左衛門御知行高六百文之所未々右茂市江

被下置度奉願候同村親類御百姓義萬之助弟庄左衛門義

菊地大右衛門養弟内々仕置候を文政七年二月養子江

被成下度段奉願所如願之同月被仰渡難在仕合奉

存右庄右衛門義初心之者御座候間同年十月為見習

之部屋住御奉公被仰付候様被成下度奉願候所如願之

被仰付難在仕合奉存勤仕罷在候處右同人義長々

病氣相達置候所養父榮左衛門義存慮相叶不申候付同十三年

八月養子被除下度段奉願候所如願之同月被仰渡候付

右茂市義奉願候右之外同性他性指渡之口方八

(法量：二五・七cm×二三一・一cm)

不及申本家末家分地仕候者分地請候遠近親

類之内養子可奉願者無御座候付他人八御座候得共

如斯頭方親類連判以奉願候間御憐愍以乍憚如願

之被成下度奉存候右榮左衛門御小性組當時仙御屋敷

定詰勤仕罷在申候門左衛門義其身一代御小性組御知行

高五百文^二當時御用人仮役相勤罷在申候以上

伊藤榮左衛門

重判

天保三年閏十一月十五日

瀧口門左衛門

重判

長谷川丹宮

重判

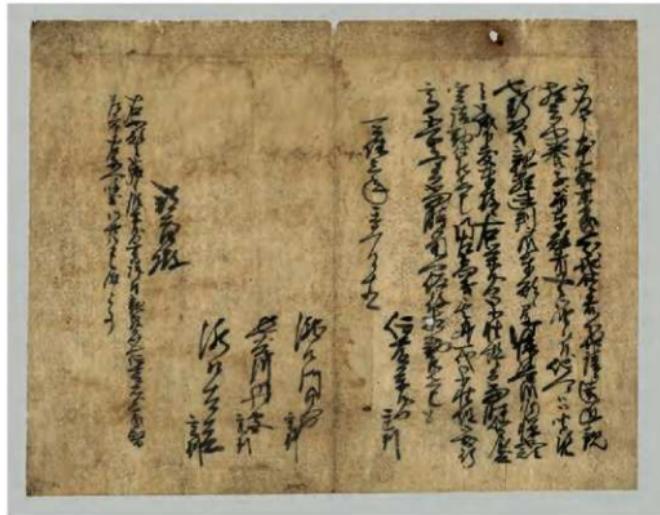
瀧口太吉

重判

郡藏殿

右如願之被成候段榮左衛門定詰付親類名代伊藤右衛門家督
茂市右両人呼出同廿八日申渡候事

(法量：二五・七cm×三三・〇cm)





46
No.
0 0 9 9 1

伊藤栄左衛門

伊藤宗左衛門
其方義 若殿様御附被
御意之事 仰付之旨 (平出)

閏十二月廿日

猶以難渉^ニ付金三切被下置候条早速より罷登り

折入出精相勤候様可仕候事

右之通御小性頭出席之上申渡候事

卷之三

拙者儀明廿六日より仙御屋敷交代被
今朝食事土寒熱往來其上目舞
仰付候所

《朝喻》謂任家熟行來甚熟其上目舞頭痛仕病氣二罷在申候間右之段相達申候以上

閏十一月廿五日 灘口十右衛門

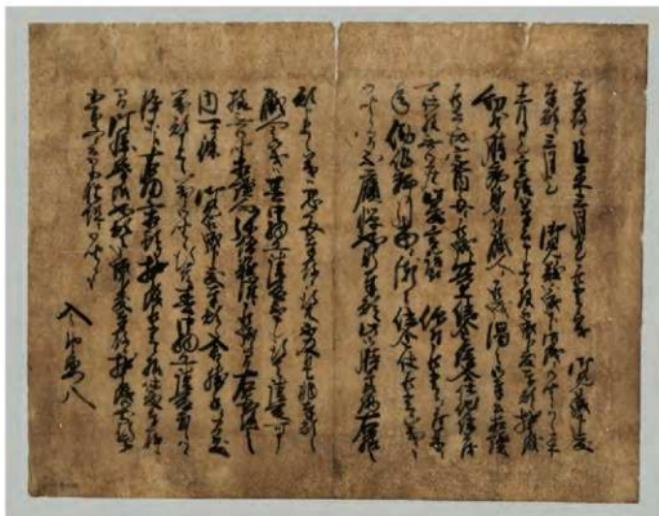
右之通相達候付同廿六日相達候事

卷之三

一拙者義仙御屋敷 御留主中定詰御奉公
坡 即寸來用十五日罷登侯樣坡即渡難在

卷之三

(法量二五七)
CHI X III · O CHI



奉存候且來三月迄罷登候義御免被成下度
奉願候三月迄御免難被成下御儀御座候ハ、來
十二月迄定詰御奉公申上候様被成下度奉願候拙者儀
幼少時病身付職人罷成渴々御奉公相続
罷在候所家内多罷成其上借金倍合仕他借も
可仕様無御座此度定詰被仰付罷登候付來々
年勵作料引当漸々借金仕罷登候義

御座候間不願憚如斯奉願候此御時節柄右様之

奉存候且來三月迄罷登候義御免被成下度
奉願候三月迄御免難被成下御儀御座候ハ、來
十二月迄定詰御奉公申上候様被成下度奉願候拙者儀
幼少時病身付職人罷成渴々御奉公相続
罷在候所家内多罷成其上借金倍合仕他借も
可仕様無御座此度定詰被仰付罷登候付來々
年勵作料引当漸々借金仕罷登候義

入納八

願申上候義ハ恐多奉存候得共不及是非願候
職人之義ハ春中細工請取不申候得^者請取可申
様無御座相統向弥增難^ハ罷成候間右兩様之
内一ヶ條御免被成下度奉願候余り勝手ヶ間敷
義願申上候義御座候得共春中細工請取置候ハ、
惣等^ハ右細工相預ケ拙者儀罷登候様仕度奉存候
間御憇惑以如願之被成下度奉存候拙者儀御知行高

五百文^二御小性組^二御座候以上

今野要八

(法量・一二五・七cm×三二・九cm)

天保三年閏十一月十七日

重判

御座候

郡藏殿

重判

右之通十二月一日為相登候儀如願被成下難候段申來候

後別紙有り

今日於(平出)

御城來御參府之節江戸御登御心

懸被

仰付難有御仕合被(平出)

思召恐悅之御義奉存候此旨可申下由

被仰出如是御座候以上

今野中狹

富澤金吾

十二月七日

伊東昌右衛門殿

郷古忠左衛門殿

菊地大右衛門殿

(法量: 二五・六 cm × 三二・九 cm)

卷之六

黒沼彦郎右衛門

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

其方義身持宜無之其上田畑を荒
間違等間々在之事^ヲ粗相聞得此度飛來
源治不届在之親類として不出来之吟味
仕候由風唱在之且去年中御用地被召上候
節諸役々之計ひ^ニ被召上候間押^ニ願申
上候様右源治を以申触相成間敷義を令
集会願申上候様^ヲ置候本より御紀^ニて

罷成諸役人対しぬたみ在之方より（平出）

令輕 上を全体勤役中(平出)

上之ひはんこと申立次男勘之丞御年男
可波 甲付候由之義、心得居ない前

可被御付候由之義人心得居かがゆ前
髪為取都而不御用立候様仕度由心懸居

見れハ是又不届之事候得共是迄（平出

御宥免一被成下候義を善と心得候義ハ重々
不放二云留之所為三付女易四皮目

行候旨
(平出)



御意之事

天保三年

「 欠 」 日
猶以御在所外罷有候

飛來源治

一其方義身体宜無之事相聞へ候得共
無明証故不被為及吟味候處此度

家中之田作之物盜取候已ミならず右を
内濟吟味相帳付候条先々より金子申請
壱人^面盜取候覺悟仕度由之義親類共迄
立入吟味相尽し候様相聞得旁之不届
之事候得共一旦内濟^二も相帳付候上之義
候得共一統御家中之押^二も不相立依^面
改易^二被相行候旨(平出)

御意之事

(法量二二五・六cm×三二・九cm)

天保三年

十二月十二日

左之通横帳ニシキヨウカウ御目付相達候事

飛來源治家財

道具

壺つ

一水桶

一なへ
一せん武つ
武枚

一きし

壺本

一しやくし

壺本

一覗箱

壺本

一たゞみ

一かぎ
一髪道具

同人居屋敷生木

見分調左ミクンチョウザ

一杉

武本

一柿
一櫻

壺本

但タク東境在之候事



黒沼彦郎右衛門家財

道具左二

水捕(捕立)

壺つ

武具

一わん

壺つ

一きし

壺本

一しゃくし

壺本

一硯箱

一たゝみ

一杉

右同人居屋敷生木

見分調左二

一栗

一本

右之通見届相改請取五人組中工取都置候間

此段相違申候以上

天保三年

十二月十二日

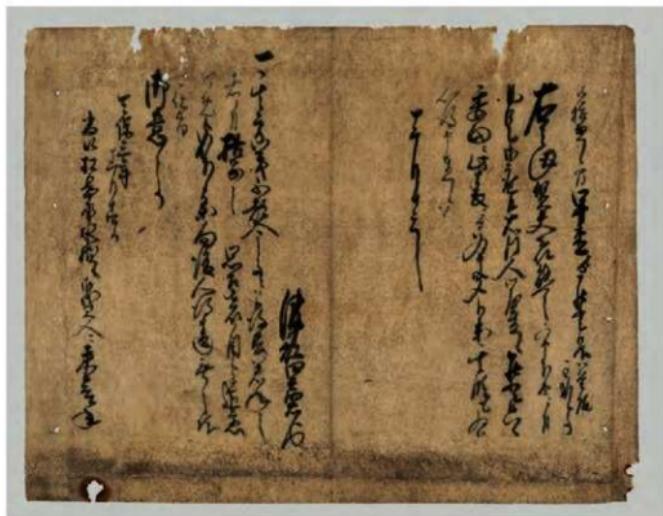
御目付

瀧口半四郎

御目付

瀧口権吉

(法量一二五・六四×二二三・〇四)



被指遣候間早速より罷登候様御首尾

可被成候事

右之通貨夫を以應々可申下由付

如是御座候右同人御屋敷へ罷登候ハ、

委細此表為申聞候末其段も右

心得申達候以上

十二月十三日

渡部四郎右衛門

一其方義不都合之事ハ候得共若年之

者ニ付格別之

思召を以自分遠慮

御免被成下候條向後心得違無之候様

可仕旨（平出）

御意之事

天保三年

十二月十四日

尚以松岡主水様へ御貸人來壹年

(法量：二五・七cm×三二・九cm)



御貸遣候客候處 早速より罷登候様可在之
候委細之義ハ仙於 御屋敷被仰渡候余其心得

右之通御在所御月番宅（おもて）おゆて申渡

置候十五日 ■ 未明出立各相登別紙指添

相達申候事

菊地大右衛門様 富澤金吾

一建徳院様御遺物

佐刀様御始御銘之小札相附候通被指上候

御銘々より御請取被成候段御□被仰上候様共二

御首尾可被成候以上

一寶国寺へ打□被相納候間同寺請取手形

各被登可被成候以上

右之通首尾可被成候様被（平出）

仰出候以上

十二月十一日



右實國寺へ納候手形御飛脚直治^ヲ以

同十四日請取手形為相登候事^(欠少)

四男佐々木幡治

同氏源四郎

一來正月御年男被 仰付候旨^(平出)

御意之事

十二月廿三日

猶以御宛行之義ハ祐料^(ヒタカ) して金半切被下置候事

後 欠

(法量：二五・五cm×一七・八cm)

56 (右 No. 00976 · 左 No. 00912)

一拙者義當五拾武歲^二罷成候^正名代御奉公被 仰付候様被成下度奉願候
罷成候^正名代御奉公被 仰付候樣被成下度奉願候

拙者義去年十月疝氣之症相煩色々藥用仕

押^而勤仕罷在候處去月五日風邪^二相當持病之

疝氣指發寒熱甚敷御座候^二付河東田⁽¹⁾主要之助殿

家中松林祐療治相受藥用仕候得共弥增

無然物每退屈仕候^二付御醫師岩金昇庵⁽²⁾

〔欠〕転療治相受取詰藥用仕候得共然不仕早速

(法量：二五・九cm × 一六・九cm)

本復可仕様軀無御座候由右御醫師御申聞候間

如斯〔欠〕候取詰藥用仕本腹仕候ハ、早速

御奉公願可申上候御憐愍を以如願名代御奉公

被 仰付候様被成下度奉存候拙者義御知行

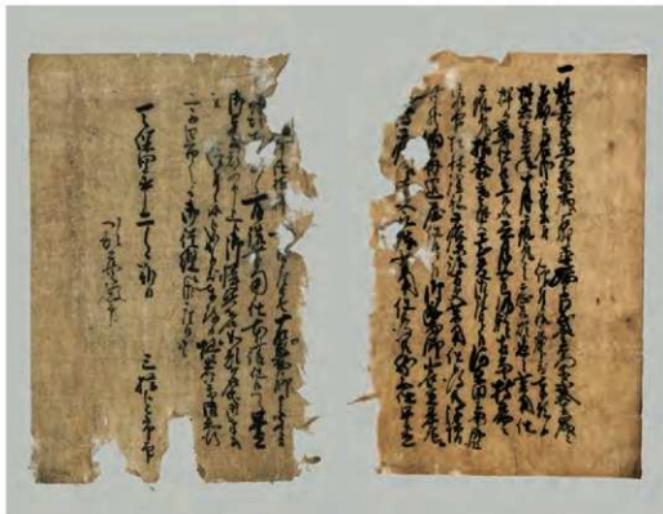
高百文^而御徒組^二御座候以上

天保四年二月朔日

三橋与市印

(法量：二六・〇cm × 一七・二cm)

郡藏殿印





前 欠

】

〔欠〕 弥覺義母さの当式拾九歳=罷成候處

富沢〔欠〕 進殿御家中荒砥惣助弟同氏

勇吉義当三拾五歳=罷成候(後見)内々

縁組申合候處如願被 仰付候様被成下度

奉願候右弥覺義御奉公申上候迄ハ年数も

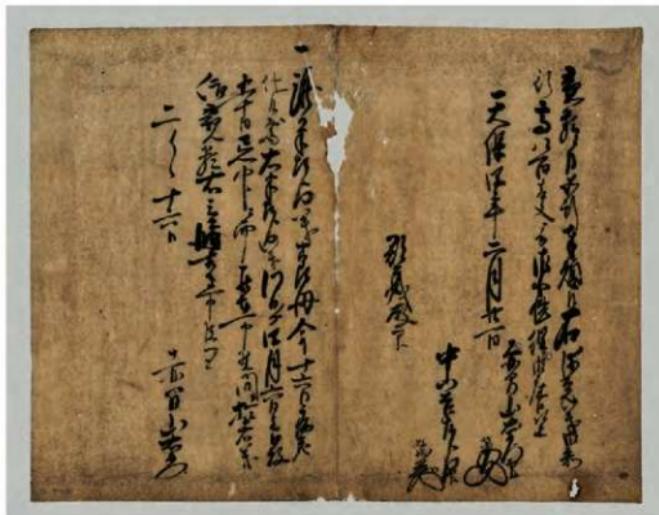
御座候得^者御奉公^者家内相続可仕様

欠

〔 欠 〕 侯ハ、相應

後 欠

(法量 : 二六・〇 cm × 一・三 cm)



親類付如斯奉願候右弥覺義御知

行高八百壱文御小性組御座候以上

天保四年二月廿一日

赤間山右衛門印

篤花押

中山吉左衛門印

好成花押

郡藏殿印

一瀧口半左衛門義養母今十六日病死

仕候處右半左衛門義同日より四月六日迄日數
五十日忌中罷在申候間拙者義

依親類右之段相達申候已上

二月十六日

赤間山右衛門

(法量：二二六・〇 cm × 二二三・四 cm)



大右衛門

多
體

一右名之内先祖之名ニ御座候間

名改被
卯付候様被成下度奉願

卷之三

卷之三

天保四年
錦田駒藏自

二月廿五日

郡藏殿

卷之三

一馬場軍次妻今四ツ時安産男子出生

廿候右軍次義同日より來ル毎日迄只

急之謂也。急則失禮，失禮則亂。故曰：「急則失禮，失禮則亂。」

兩相有價同持者，價値較高者不與相違。但以

閑口外

三橋金右衛門義妻今八時安産男子出生

仕候右金右衛門同日より來月二日迄日数七日血忌

罷在候間拙者儀依親類右之段相達申候以上

法量

（沿革・二五・九三八〇・一〇五）

右兩達五月十一日御飛脚使伊東清治以仙表へ相
達候事

長谷川丹宮

四月廿六日
右兩達五月十一日御飛脚使伊東清治以仙表へ相
達候事

一琴章院様式拾七回御忌

梅林院様三拾三回御忌

建徳院様御一周忌

御法事被遊御執行候

御赦拙者共親類

黒沼彦郎右衛門義

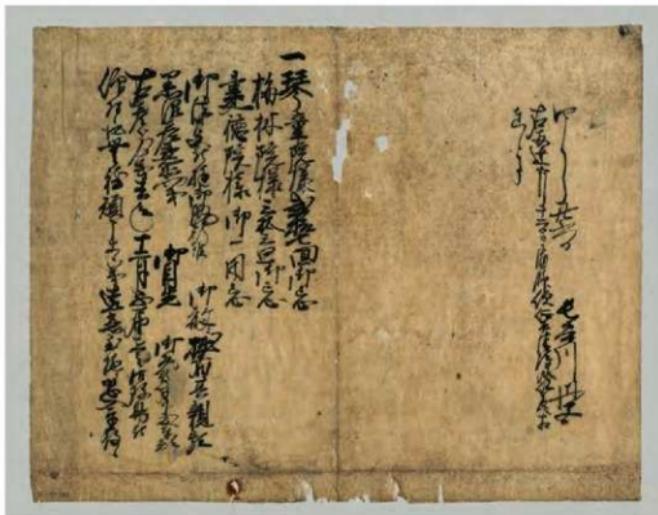
御目先

御免被成下度奉願候

右彦郎右衛門義去年十二月不届在之御改易被

仰付候處無程願申出候義遠慮至極恐入奉存候

(法量二二六〇cm×二三一四cm)



得共此度之 御敕^二 御免被成下度不顧憚親
類連判^ヲ以奉願候以上

伏谷金平

天保四年七月廿四日

寶國寺

御納所

一拙者儀親類飛來源治義去年十二月十二日

不届之義在之御改易被 仰付候處右源治義

先祖 圓光院様御附人^ニ被進候^テ付右源治義

迄五代年来御奉公首尾好相勤候者^ニ御座候

今廿四日

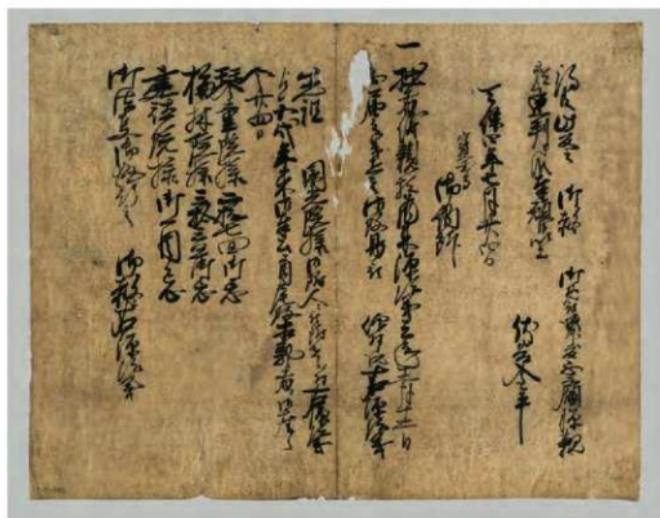
琴章院様 二拾七回御忌

梅林院様 三拾三回御忌

建德院様御一周忌

御法事御執行之 御敕^二右源治義

(法量 : 二六・〇 cm × 二二三・一 cm)



御目先 御免被成下度奉願候無程願
申出候義遠慮至極不顧憚候得共御憐愍。以
如願被成下度奉存候以上

天保四年七月廿四日

三橋金右衛門

宝国寺

御納所

右両願 御当日親類共寶國寺^正朝五時指出候^{二付}

同寺 御法事「欠」之刻右願指出候處

一 伊東昌右衛門様

郷古忠左衛門

渡部四郎右衛門

右同人儀 松岡主水様^正 御直約^二以

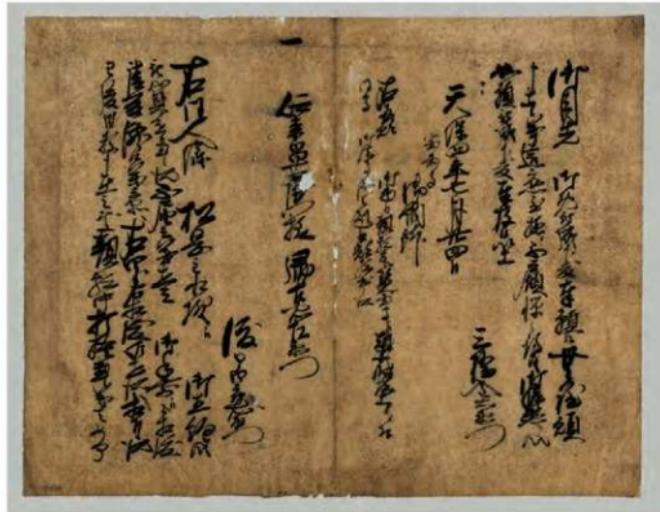
被貸進置候處不届之義在之

御手前^正被相渡

請取瀧口義兵衛へ右四郎右衛門相渡御在所へ相下候所

已後日数も在之処親類中打捨置候義^正如何

(法量 一二五・九 cm × 二二三・四 cm)



様之義候哉其段吟味相達候様首尾可被成候以上

七月廿二日

右之通申來候付同人親類瀧口義兵衛鎌田多右衛門右
兩人御用之儀候條月番宅へ罷出候様御小性頭へ首尾合

同廿五日例席之上右親類共へ申渡候所左相達

一渡部四郎右衛門義不届之義在之御在所親類中工被相渡
置候所日數も在之候得共如何様之訳而延引仕候哉其段

相達候様被仰渡承知仕候右四郎右衛門義 松岡主水殿へ

去年十二月 御直約^(一)以被貸進置候處不届之義

在之去月六日御用人^(二)以被相渡御屋敷へ罷在候所同七日ふと

御屋敷相出行衛無之由承知仕候付同十五日親類瀧口

義兵衛罷登^(三)郷古忠左衛門殿へ御相談仕 御同所様御屋敷へ

罷出御用人黒沢雄記へ相談之上 御城下所々相尋候

处田町^(四)右四郎右衛門見當 直々御屋敷へ連立其段右忠左衛門殿へ

相達候所早速御在所江連立吟味教訓等仕其後向々工

相達候様被仰渡候付連立罷下親類中打寄吟味

主事人角主吉、近二周美、主事酒井
夜の御出候、付所々心當之所近村へ不及申、
御城下等相尋候得共行衛無之出奔之外相見得
申候間人像書指添右之段相達申候以上

て
左

酒井家
酒井家

之上右同人色々相看候得共一円承引無御座候所同十八日
夜ふと御在所相出候付所々心當之所近村へ不及申（平出）
御城下等相尋候得共行衛無之出奔之外相見得
不申候間人像書指添右之段相達申候以上

七月廿六日

瀧口義兵衛

鍛田多右衛門

渡部四郎右衛門人像

一年
拾八歳

長ヶ五尺毫武寸程

目鼻大体色白方

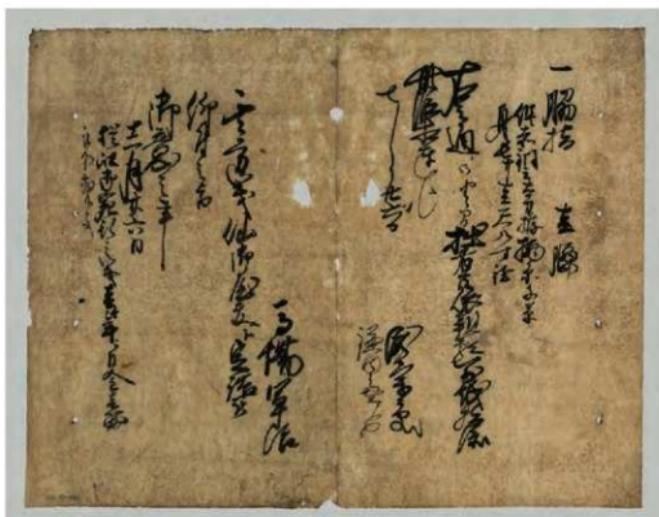
一月代無行衛相成候二三日前刺候由御座候

一單物木綿からし縞毫枚

一帶茶の小倉毫筋

（法量：二五・九cm×二三・四cm）





一 脇 指 壱 腰

但「赤銅之太刀拵柄系千草

身長廿毫尺八寸程

右之通御座候間拙者共依親類別紙指添

此段相達申候

七月廿六日

瀧口義兵衛
鎌田多右衛門

馬場軍治

其方義仙御屋敷^且定詰被

仰付之旨 (平出)

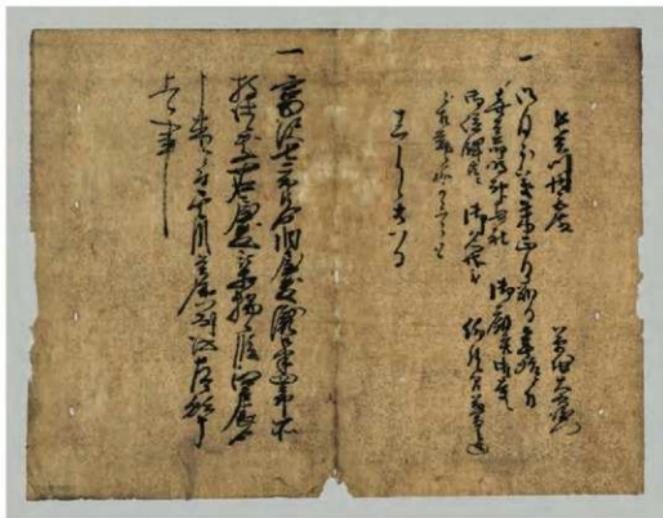
御意之事

十二月廿六日

猶以御宛行之義^且年付金毫両

被下置候事

(法量：二六・〇 cm × 二三・五 cm)



長谷川丹宮殿

菊地大右衛門

一御自分義來正月朔日年始付(平出)

喜太郎明神當社御廟御寺之(平出)

御位牌共御名代被仰付候間兼通

被相勸候様可有之候以上

十二月廿八日

一富沢七郎左衛門旧屋敷瀧口半四郎所持仕候處右屋敷被相揚候段江戸表より申來候付其段首尾可致候所左願申上候事



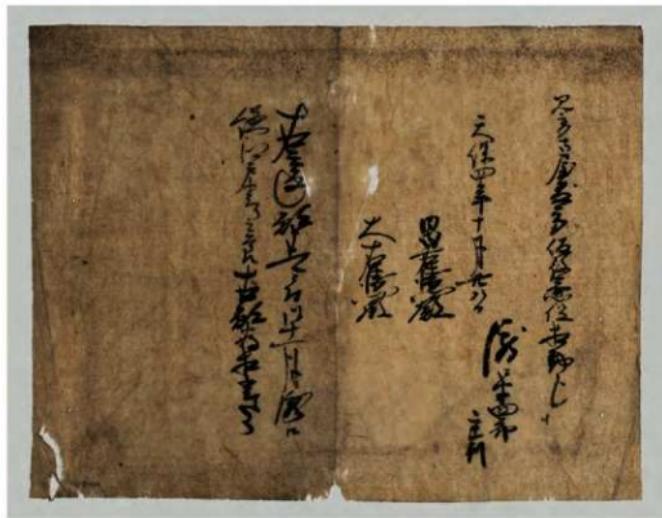
一
某高澤七郎左衛門旧屋敷亡父同氏半四郎
被召出候節上金仕被下置候所右屋敷正家作
可仕義御座候所勝手ニ以三浦義兵衛旧屋
敷正上金仕被下置度段願申上候處如願被成
下難有仕合奉存家作仕候處右七郎左衛門

(法量：一五・二cm×一六・三cm)

「 欠 」 数年仕候處此度右屋敷被召
上候段被仰渡承知仕候當時居屋敷手狭
御座候間右七郎左衛門屋敷長々御散烟被成下
度奉願候御年貢之義ハ御割合ヲ以上納可仕候間
御憐愍ヲ以如願被下度奉存候拙者儀御知行
高五百文御小性組ニ當時御目付役御鳥

(法量：一五・二cm×一六・三cm)

68
(No. 00958)



見方御屋敷方仮役兼役相勤申候以上

天保四年十月廿八日

瀧口半四郎

重判

昌右衛門殿

大右衛門殿

右之通願申上候付同十一月瀧口
謙江戸登^り之節右願為相登候事

(法量：二五・七cm×二二・三cm)

右達同廿二日為相登候

右達同廿二日為相登候

一拙者儀當六月中旬迄御暇願申上候處其節父安右衛門
義病氣揚而御奉公無心元奉存當月中旬迄願申
上候處右安右衛門御奉公如何樣か相勤罷在申候間連
々困窮之者御座候間跡々為相続之當十月中旬迄

引統御暇被成下度奉存候御憐愍以如願被成下度奉存候
拙者儀御知行高四百文御足輕御座候以上

天保十二年六月廿一日

容次郎

郡藏殿

半四郎殿

右之通願指出候處同廿四日受取付為相登候事

同廿六日如願被成下段申來其段御用人江首尾相濟

一伊藤茂市義妻今廿五日四半時安產女子出生
仕候處右茂市義同日より來月朔日迄日數七日血忌
而罷在候間拙者儀依親類右之段相達申候以上

六月廿五日

吉右衛門

右達同廿七日受取之節為相登候事

(法量一一五・五cm×二三一・一cm)



一 宮澤忠右衛門義嫡女昨日より病氣ニ付罷在候處藥用
不相叶今日病死仕候七才未満ニ付右同人義同日
より來ル廿九日迄日數三日遠慮ニ付罷在申候間拙者
依 親類右之段相達申候以上

六月廿七日

佐々木勇
右達同廿八日交代便ヲ以相達

私儀去月廿三日より暑邪ニ相当目舞頭痛仕候
ニ付取詰藥用仕候得共無然病氣ニ付罷有申候
間此段相達申候以上

伊東直吉

八月十八日

本復仕候段相達候事

慈雲院様二十三回御忌
法隆院様十七回御忌
惠林若童女様七回御忌
右書立候旨

慈雲院様二十三回御忌
法隆院様十七回御忌
惠林若童女様七回御忌

右御三方様伺之上御一同^ニ御取越
御法事被 指濟此段仙表^{アリ}相達候事

昌壽院様十三回御忌

了無童女様御老周忌

幻夢童女様廿七回御忌

御法事御執行之節拙者共親類大江音右衛門儀

嫡子同氏平治義 (平出)

御目先 御免被成下難有仕合^ニ奉存候

此度

成度

慈雲院様平西音右衛門儀

法隆院様十七回御忌

惠林善童女様七回御忌

御法事被遊御執行候御赦^ニ右平治儀被召

返候様被成下度不顧憚御憐愍^ニ以如願

被成下度親類連判^ニ以如是^ニ奉願候右音右衛門

義御徒組^ニ而御知行高四百五拾文^ニ當時御徒目付

相勤罷在申候以上



天保十二年七月十三日

伏谷作左衛門
重判

郷古源七
重判

寶國寺

御納所

仙表、相達候所赦、不相成候義之首尾、依被留置候事

伊東直吉儀妻今九ツ時安産男子出生仕候

右同人儀同日より來ル廿七日迄日数七日血忌ニ

罷有申候間拙者儀親類付右之段相通達申候以上

七月廿一日 伊東清治

伊東直吉儀妻病氣用不相叶今

廿七日七ツ時病死仕候間右直吉儀同日より

來月十七日迄日數廿日忌中ニ
兩罷有

(法量：一五・二cm×三一・〇cm)



申候間私儀依親類右之「欠」申候以上

七月廿七日

草刈郡藏

右同人義忌明罷成候段相達候付
仙表相達候事

御觸寫

一屋形様御子過ル廿四日寅刻御（平出）

御卒去候付依普請土突鳴物歎氣之殺生

被相止候事看鳥兒買ハ（平出）

御城下計被相止候事

右之通在々迄可相觸旨被仰渡候

（法量二二五・六cm×二二一・一cm）



御家中一統不殘兼^通之通被相触候様

仙御留主居相達候間支配在之候輩八^兼之

通支配中^江急速相触候様可在之候以上

天保十二年
御家老連名

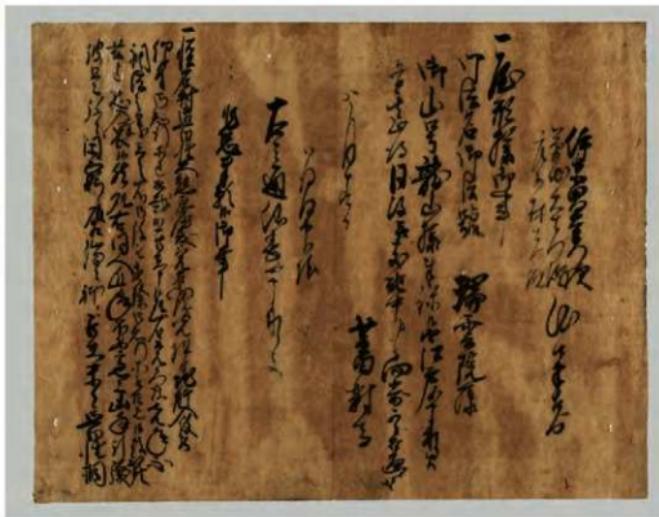
七月廿七日
御役付

一屋形様御子過^ル廿四日被遊
御卒去御中陰中
に付八朔之御祝儀一統不申上候段仙表^{相達}
置候事

一長谷川丹宮義妻今朝^明六ツ時安産男子出生
仕候^付右同人義同日より來^ル七日迄日數七日血忌
^二雨龍在候處拙者儀親類^二付此段相達申候以上

八月朔日
阿部留吉

仙表^{相達}候事



伊東昌右衛門様

菊地大右衛門様

瀧口半左衛門

庄子林右衛門様

一屋形様御事

御法名御法号

瑞雲院様

御山号龍山様奉候由江戸より申来候間

各其心得同役^ニ支配中^正も向寄可被相通候以上

芝田對馬

八月十四日

御同役中様

右之通仙表より申来候事

乍恐奉願候御事

一軽石村御百姓大熊取屋敷覺右衛門儀先祖より地肝入役被

仰付御知行等迄頂戴御罷在申候處右覺右衛門儀先年不

調法之義在之右御役被相除御知行等被召上候故親類

共迄恐入奉畏候然處右同人近年不如意上凶年引続

彼是弥々困窮及枯渴之体罷在末々御百姓相

(法量・二五・一cm × 二二・三cm)



統無覺速罷成無撓仕合奉存候仍奉願候義
恐多奉存候得共此度 殿様江戸御用被為
承 仰御首尾能御用被為濟候御怡之御教ニ右覺右衛門
御惡御免被成下先年通御手宛被成下地肝入
御役被 仰付被下置度候ハ、當人ノ勿論拙者共迄
難有仕合奉存候仍ハ此段親類共ナ拙者儀も連判
以奉願候條御憇懃ハ以如願被成下度不顧憚
奉願候如願被成下度奉存候以上

親類

覺兵衛

親類

卯四郎

地肝人

兵吉

肝入ヰ地肝入

喜三治

神尾專太夫様

(法量：二五・〇 cm × 三一・〇 cm)

右之通親類共^并兩地肝入連判之上願申出候處
尤之品も御座候間御吟味被成下如願御用捨
被成下奉存候右覺右衛門義者相続至^而六ヶ敷
罷成候上^御知行等も被召上弥々困窮^ニ罷成
候哉御座候間如願被成下度奉願上候以上

神尾專大夫

天保十二年三月

天保十二年三月

伊東昌右衛門殿
菊地大右衛門殿

一 菊地大右衛門様 瀧口謙

此度采治御暇付右代=只野平四郎嫡子同氏傳十郎

被召仕候間早速御首尾可被成候御切米之義ハ毫ケ年^ニ金七切
充被下置候段共^ニ被 仰出候間此段相達候事以上

八月廿八日

一 菊地大右衛門様 瀧口謙

只野平四郎嫡子同氏傳十郎御小性^ニ被召仕候間且此度之御用向富沢
金吾殿^ニ以御首尾相成候處右ハ同人義病氣付私義被 仰付如此御座候以上

八月廿八日

只野平四郎

其方義伴同氏傳十郎御小性^二被召仕候条
早速為相登候様可仕旨 (平出)

御意之事

九月朔日

尚以御切米菴ヶ年^一金七切ツ、被下置候事

右只野平四郎病氣^二付同人親類名代阿部縫殿を以罷出候所右同人江

右 御意之段申渡候事

一伊東昌右衛門様 潤口謙

只野平四郎嫡子同氏傳十郎病身^二付定詰 (平出)

御名^一代被成下候間此段申達候以上

九月廿一日

右ハ小性頭正首尾濟

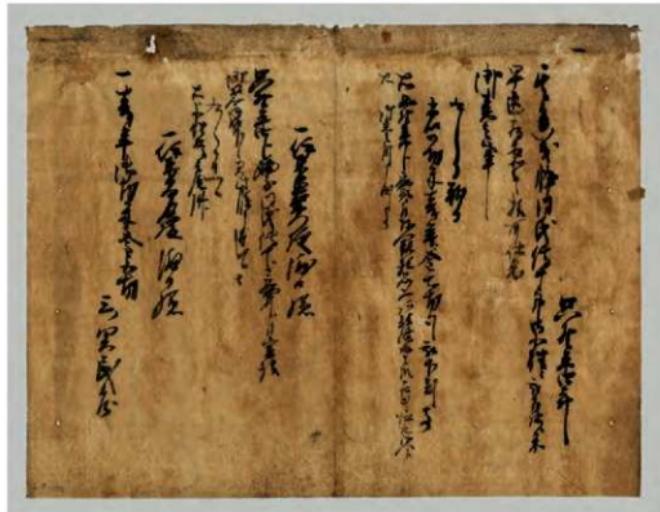
一伊東昌右衛門殿

潤口謙

一毫ヶ年御切米金五切

(三) 間民藏

(法量: 一一五・五 cm × 二二三・一 cm)





右同人母

卷之二

一
卷之三五

卷之二

一毫ヶ年金三両
右之通被下置

とみ

仰付旨 御意候

右之通早速微

右之通早速御首尾可被成此段申達候以上
九月十一日

一菊地大右衛門様 灑口謙

一菊地大右衛門様

灌口謙

御在所御屋敷之内井御筑山清右衛門屋敷の栗
ひろい方之義只野平四郎江被 仰付候新城辺
赤間山右衛門江被 仰付候右栗ひろい方義定例二
被 仰出候間年々御首尾合無之候共抬方仕被相置候

樣御首尾可被成候以上

右之通菊地大右衛門月番之節首尾相濟候事

(法量:二五·七cm×三三·一cm)

一 伊藤昌右衛門様 馬場軍治

一 別紙之通只野平四郎儀伺指出候間指添此段相達申候以上

九月二日

一 捷者儀嫡子同氏傳十郎義仙 御屋敷定詰被(平出)

仰付難有仕合奉存候處右傳十郎義病身罷在寢小便

仕候付色々薬用仕候得共只今無然寢小便仕候間右様

病身之者不奉伺為相登候義不折入事奉存候間病身

御座候得共為相登可申哉相伺申候以上

九月二日 只野平四郎

一 右伺同四日為相登候同十一日右傳十郎病身付定詰

御免被成候段申來候處其段御小性頭申渡首尾清

一 岡田十四郎義妻病氣御座候處藥用不相叶今

七時病死仕候付右十四郎義同日より來月二日迄日數

廿日忌中罷在候間私儀依親類右之段相達申候以上

一 九月十二日右重四郎儀十月三日忌明罷成候段相達候事

一 岡田十四郎義妻病氣御座候處藥用不相叶今

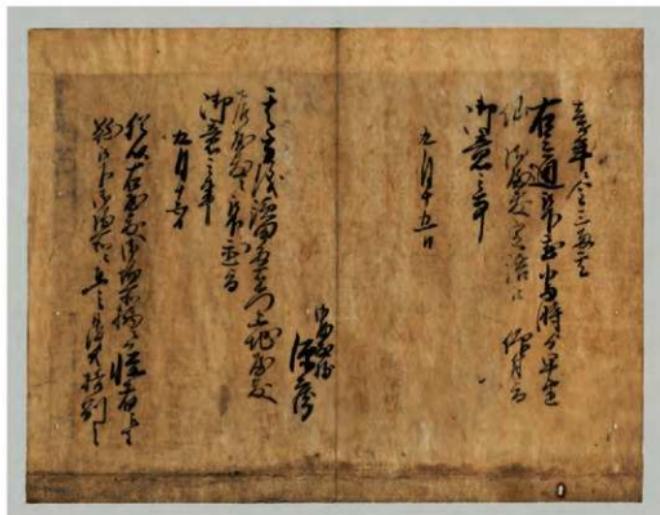
一 金五切充

其方儀御兒小性被召仕壹ヶ年

右同人母

とみ

(三) 関民藏



壱ヶ年 = 金三両充

右之通被下置候當時より早速

仙御屋敷定詰被仰付旨(平出)

御意之事

九月十五日

御屋敷持

源藏

其方儀濱田多右衛門上地屋敷

を御屋敷被下置旨(平出)

御意之事

九月十五日

猶以右屋敷御場所柄江者
難被下御場所在之候得共格別之

(法量・二五・六cm×二三・〇cm)

御吟味を以て被下置候条一两年之内

家作仕候様尤表通垣^{モニ}結掃除
見苦敷無之様早速可「欠」事

申候味以て御吟味宗一二年一月
宜候御付候旨書通照候深

不苦敷^{モニ}仕候二年

申候味以て御付候旨書通照候深

不苦敷^{モニ}仕候二年

申候味以て御付候旨書通照候深

不苦敷^{モニ}仕候二年

申候味以て御付候旨書通照候深

不苦敷^{モニ}仕候二年

天保十二年九月十五日

右親類

容次郎

郡吉殿

半四郎殿

一伊東昌右衛門様 潤口半左衛門

別紙写之通御触共被至來仕候間為御承知之相
達申候以上

九月十六日



一來十五日より鳴物被相明候由過ル十四日御触來候事

一屋形様被御願置候通過ル七日御遣領無

御相違被

仰付旨

上意之段御触至來之事

外一

一御遣領被 仰出候付 御曹司様御事

屋形様と可奉称由申上候處無 御異儀被

仰出候事

一御代替付 上々様御名順 御家簾

之義者勿論他蒙向^{モニタマシテ}共^ニ

大御前様

真明院様^{江申}

御順々可申上候

右之通被 仰出候段大條堅物遠藤大藏

方より申來候間各其心得同役^{モニ}支配中^江も

如兼^{モニ}之可被相通候以上

九月十一日

右之通同十七日御徒便^ヲ以至來

福原縫殿

佐々木勇儀妻今十二日安産女子出生仕候付
右勇儀同日より同十八日迄日数七日血忌ニ罷有

十月十二日

權三郎

佐々木勇儀妻今十二日安産女子出生仕候付
右勇儀同日より同十八日迄日数七日血忌ニ罷有

申候間拙者儀親類付右之段相達申候以上

十月十二日

權三郎

右達同十五日仙表へ為相出□候事

御内渡

私儀御役 御免被成下度奉願候文政八年御田地

方御用人被 仰付難有仕合ニ勤仕罷有申候同十一年

十月御家老職被 仰付難有仕合ニ引続勤仕罷

有候处去年五月廿五日御用之儀有之候付仙

御屋敷ニ罷登候様被仰渡罷登勤仕罷有候所時冷

相当候故か同廿七日俄寒熱往来甚敷持病之

積氣ニ敷弊と平臥ニ罷有候處御醫師

高橋道の左^(レ)被懸下藥用被成下候所段々熱

氣相開ケ候付同廿九日御在所^(レ)罷下申度候間御暇被成

下度段願申上候處如願御暇被成下同日罷下原ノ町住居



罷有候及川道津療治相受藥用仕候所同六月七日

御用之儀有之候間菊地大右衛門宅^正罷出候様御指紙有之候所

病氣付罷出兼候付親類名代伊東清治指出候處

早速より五ヶ年定詰被

付

仰付難有仕合奉存右御

請御礼共右清治を以申上其後右道津療治

相受取詰藥用仕候處時治^二相當候方ハ少々快方^二

御座候得共持病之積氣^二帶之症再發仕候付

色々薬用仕候得共弥增無然御医師伊東道生江

転療仕薬用仕候得共無然留ヶ谷村住居罷有候無

足医師中川秀甫^正転療藥用仕候得共持

病之^二帶無然其上加病相出病相煩色々

藥用仕候得共無然御座候付又候及川道津療治

相受候所病之方ハ快方^二罷成候得共持病之^二帶甚敷上昇眩暈仕候所其上同十月中より

□風之症相煩両足甚相痛犇^二平臥^二罷有

右病症早速^二ハ本復相成兼候段右道津申聞付

医師証狀指添同十一月御役^二定詰共^二

御免被成下度段願申上候處如願定詰

御免

被成下候得^二取詰藥用仕御役相勤候様同月被仰渡

難有仕合奉存取詰藥用仕其上当四月中川渡入湯



仕度候間御暇被成下度段願申上候所如願御暇被成下難
有仕合^ニ奉存入湯仕候所近所歩行相成候^ニ付押テ

宅御用勤仕^{ミサシ}退^{アリ}去月中より持病之積氣
再發仕其上林府^ノ常基敷上昇眩暈忘却

仕思慮仕候得^ク胸騒^{ハラハラ}相痛物每退屈^ニ罷成

右病症早速^ハ本復相成兼候段當時療治
相受候中川秀甫申聞候間如斯奉願候如願被成下候

ハ、嫡子同氏直吉儀當式拾五歲^ニ罷成候^正早速名代
御奉公願可申上候御憐愍を以如願被成下度奉存候

私儀御知行高老貢百文着座^ニ當時御家

老職相勤罷有申候以上

伊東昌右衛門

重判

天保十二年十月十日

菊地大右衛門殿
庄子林右衛門殿

(法量：二五・五cm × 二三・一cm)

瀧口謙儀妻まん儀実母来。廿六日式拾三回
忌相当。罷有申候間來。廿五日より同廿七日迄
日数三日為仏事之御暇被成下度奉願候
御憐愍を以如願被成下度奉存候右謙儀
當時仙 御屋敷定詰。罷有申候付拙者儀
依親類。如斯奉願候以上

伊藤茂郎
重判

天保十二年十月十五日

昌右衛門殿

大右衛門殿
林右衛門殿

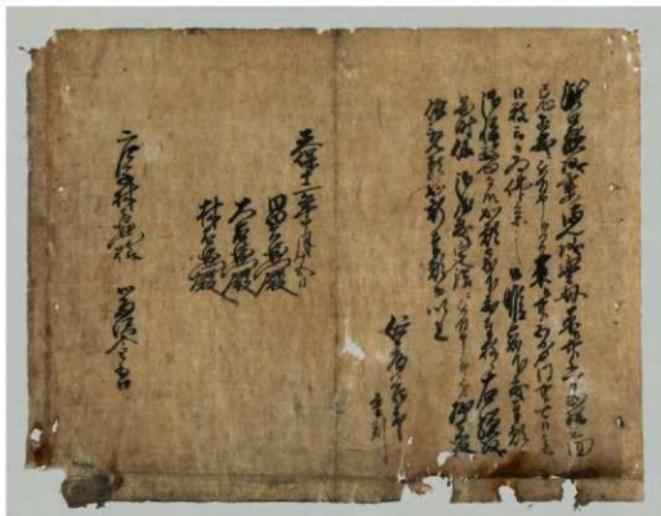
庄子林右衛門様

富沢金吾

(法量 一五・四 cm × 二三・一 cm)

天保十二年十月十五日
昌右衛門殿
大右衛門殿
林右衛門殿

庄子林右衛門様





伊東昌右衛門儀水々病氣ニ罷有候ニ付

御役 御免被成下度旨如別紙之

願申上候付委曲願之趣申上候

處甚(平出)

御氣毒被 思召御役被相免儀

御吟味難被成下旨候且ハ退役被

仰付候ハ、先以初心之御役々計ニハ

甚無御心元候間病氣之儀

無是非事ニ候間何分成氣次第

御用引続候様可有之旨(平出)

御意候

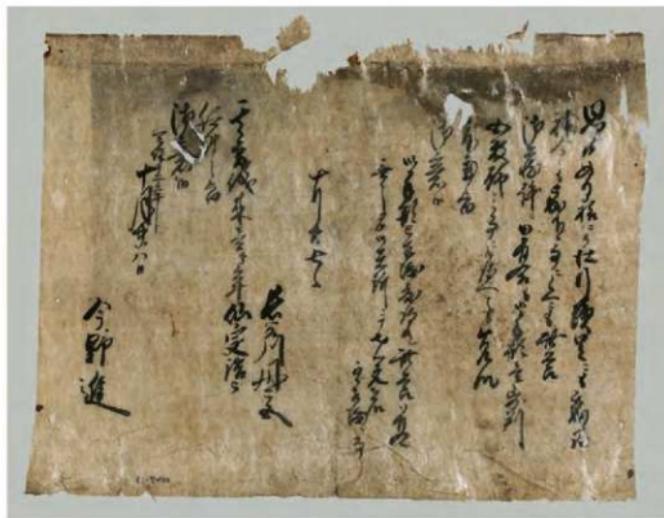
右ニ付願被相返候事

伊東昌右衛門

自分儀水々病氣ニ付段々不敢都

之内外ニモ相至ニ候儀及

御聽御氣毒ニ被(平出)



思召如何様ニ仕引統呈ニも罷成〔次〕

補金ニも被成下候事ニ候ヘとも此節

御藏許ニ御有合モ御手形壹歩判

五枚聊之事ニ候得ヘとも先以

被下置旨〔平出〕

御意候

御手形被相渡度候得共此節御有合

無之間御在所ニテ才覚を以

可被相渡候事

十月廿七日

長谷川丹官

其方儀來港ケ年仙定詰被

仰付之旨〔平出〕

御意候

天保十二年

十月廿八日

今野進



其方儀來壱ヶ年仙定詰

瀧口半左衛門跡役被 仰付之旨 (平出)

御意候

天保十二年

十月廿八日

伊東直吉

其方儀來壱ヶ年仙定詰

被 仰付之旨 (平出)

御意候

天保十二年

十月廿八日

御足輕

弥吉

其方儀來壱ヶ年仙定詰

被 仰付之旨 (平出)

御意候

天保十二年

十月廿八日

定詰之者一統十一月十五日登り被仰渡候事

拙者儀過廿五日より風邪二相当寒熱

往來甚敷其上持病之積氣

指發り病氣ニ罷有申候間仍ニ

右之段相達申候以上

十一月廿七日 佐々木勇

一私義去月廿八日仙 御屋鋪定詰御奉公被

仰付難有仕合ニ奉存候處來ル十五日罷登リ

候様被仰渡承知仕候處昨日より風邪二相當

寒熱往来甚敷頭痛目舞在之候ニ付

留谷村住居罷在候無足醫師中川周甫

療治相請取詰藥用仕候得共彌增無然

病ニ罷在申候間依ニ右之段相達申候以上

十一月十二日

長谷川丹宮

(法量一二四・七cm×三一・八cm)



一私義去月廿八日來壱ヶ年仙 (平出)

御屋敷定詰御奉公被 仰付來ル十五日罷
登^二候様被仰渡難有仕合^一奉存候處右登^一

來月朔日迄被延下度奉願候段々秋中

家内病氣^一付自然取都諸事相後候

^二付如斯奉願候御憐愍^一以如願之被成下度

奉存候親御知行高壱貲百文^二着座^一

御座候處私儀當時部屋住^二御小納戸見習

相勤罷在申候以上

一私義去月廿八日來壱ヶ年仙 (平出)
御屋敷定詰御奉公被 仰付來ル十五日罷
登^二候様被仰渡難有仕合^一奉存候處右登^一
來月朔日迄被延下度奉願候段々秋中
家内病氣^一付自然取都諸事相後候

^二付如斯奉願候御憐愍^一以如願之被成下度

奉存候親御知行高壱貲百文^二着座^一

御座候處私儀當時部屋住^二御小納戸見習

相勤罷在申候以上

王保^二至^一年^二月^一日^二吉^一

新^一化^二寺^一屋^二主^一

天保十二年十一月十二日

伊東直吉

重判

菊地大右衛門殿

願申上候處廿日登^二被成下候事

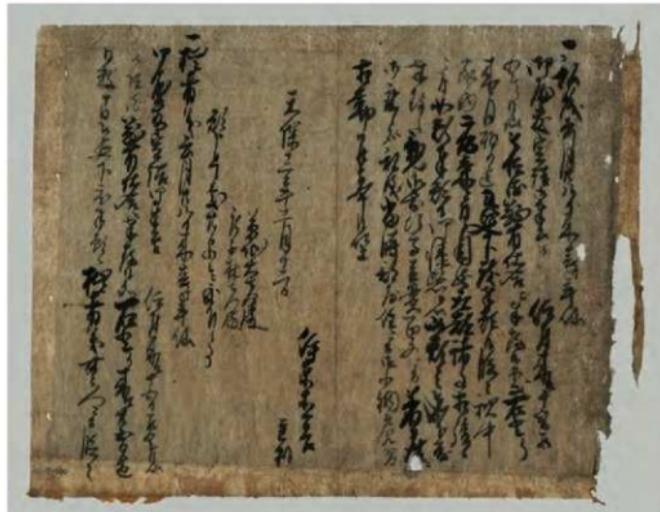
庄子林右衛門殿

一拙者義去月廿八日來壱ヶ年仙 (平出)

御屋敷定詰御奉公被 仰付來ル十五日罷登候様
被仰渡難有仕合^一奉存候處右登^一來ル廿五日迄

日數十日被延下度奉願候拙者義無人^二段々

(法量^一一四・六 cm×三一・八 cm)



諸事相後日故至不片付其上洗灌等も
出来相成兼候間如斯奉願候御憐愍以如願被成下
度奉存候拙者儀御知行高三百文面
御足輕三御座候以上

天保十二年十一月十二日

弥吉印

天保十二年十一月十二日

郡藏殿

半四郎殿印

如願之廿五日登^二被成下候事

菊地大右衛門様

瀧口半四郎

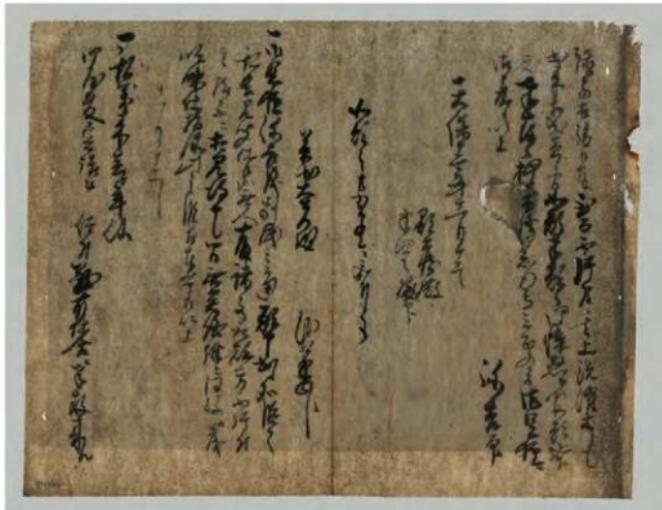
一御足輕弥吉儀別紙之通願申出候段々
私共見聞仕候處無人故諸事取都方不片付
之様子^二相見得申候間無異儀殊^三同役^五も
吟味仕指添此之段相達申候以上

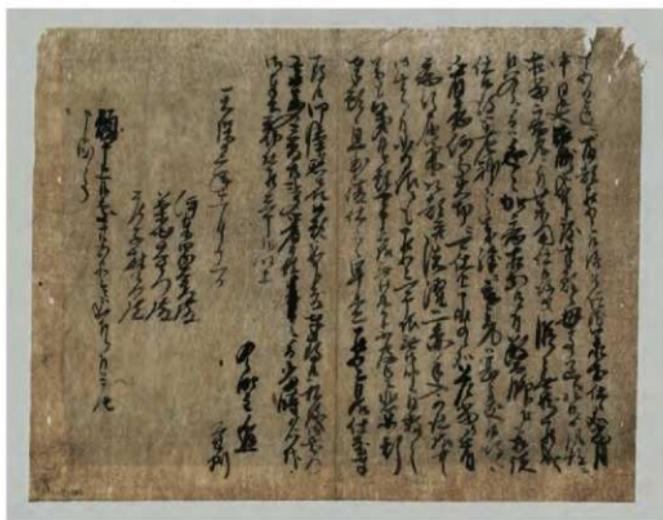
十一月十二日

一私義來壱ヶ年仙

御屋敷定詰被仰付難有仕合^二奉存來^六

(法量: 二四・七 cm × 三一・七 cm)





十五日迄^二取都罷登候様被仰渡承知仕候處當月

中日延御暇被成下度奉願候事過^ル八日より風邪^ニ

相当病氣付藥用仕候得共段々無然罷成

只今^ニハ色々加病相出候付醫師^正も相談

仕候得ハ老体之義殊^ニ寒氣ハ甚敷候得ハ

看病何分大切^ニ可仕由申聞候處差當^リ看

病行届兼取都^井洗濯ハ一円手入可仕様無

御座候付如何様^ニも罷登可申様御無候座日數之

義も幾日と願可申上様無御座候ハ、不及是悲如斯

奉願候且本復仕候ハ、早速罷登候仕度奉

存候御憐愍^ニ以如願被成下度奉存候私儀御知行

高壱貫三百廿式文着座^正
面當時名代

御奉公勤仕罷在申候以上

今野進

重判

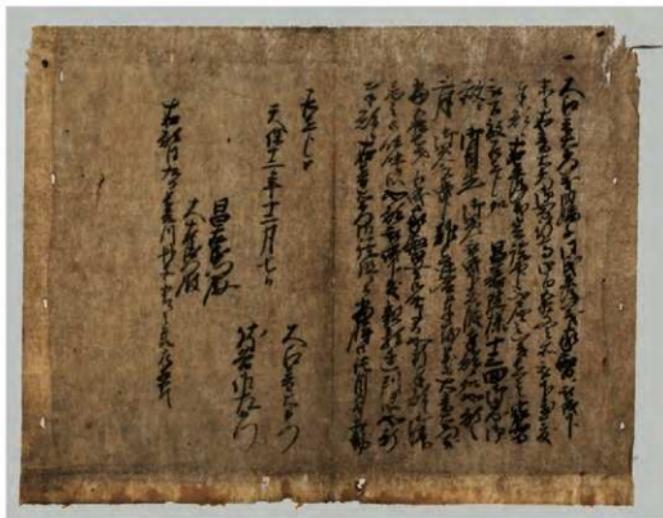
天保十二年十一月十二日

伊東昌右衛門殿

菊地大右衛門殿

庄子林右衛門殿

願申上候處廿五日登^ニ被成下候^ニ付首尾



一大江音右衛門義旧嫡子同氏平治義家督被成下

末々右音右衛門御知行高四百五拾文之所被下置度

奉廟候右平治義定誦中不屈之義在之家督
被召攷罷王日矣凡昌黎完顏一三回御忠御

被召於寵在日傳教昌黎陽城十三回御忌御

二月 得旨 徒御免被成下難在仕合候奉存候處右音右

當五拾七才，罷成家督無御座候間如斯奉願候御

感之御吟味^ヲ以如願被成下度親類連判^ヲ以如願被成下度親類連判^ヲ

奉願候右音衛門御徒組二而當時御徒目付相勸

罷在申候以上

卷之三

天保十二年十二月七日

昌右衛門殿

大右衛門殿

右願同九日長谷川丹宮登之節相達申候
（法皇）

(法量二四八cm×三一九cm)

天保二年正月七日
星雲院
人吉良
筆安

天保二年三月七日

卷之三

卷之三

10



一拙者儀親類三ノ関民藏義祖母過ル十日より両手

相腫寒熱往来甚敷罷在候間留ヶ谷村住居
罷在候無足医師中川周甫療治相請取詰

藥用仕候得共弥增無然罷成候^二付親類中打

寄看病仕候處一円喰事等も不仕候得^{者既}^二九死

一生之様体^二相見得申候間右民藏母とみ定

詰中^二御座候得共明十五日より來^ル廿一日迄日數七日看

病御暇被成下度奉願候定詰中右様願申上候も恐

多御座候得共末々看病無御座候不及是非^二如斯奉

願候右民藏定詰中^二付拙者儀依親類如斯奉願候

御憐愍^ヲ如願被成下度奉存候右民藏御知行

高五百老文^二當時定詰御兒小性勤仕罷在

申候以上 伊藤茂市

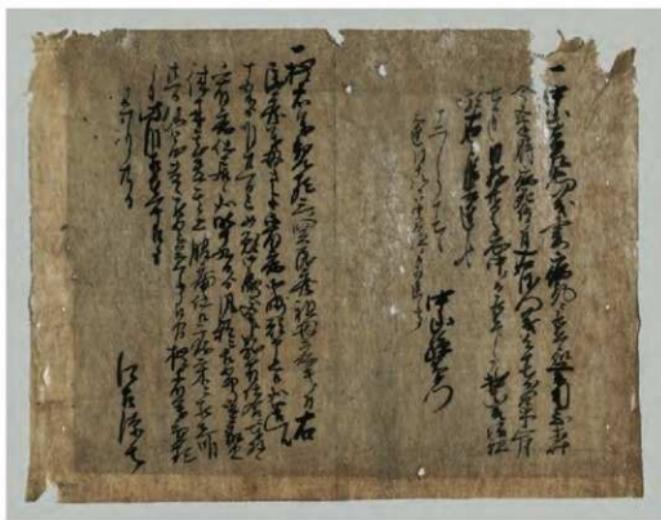
天保十二年十一月十四日

軍治殿

右願同日親類伊藤茂市持參相達候處無 御異儀右申候處

御暇被成下右茂市同道被罷下候事

(法量 二四・八 cm × 三二・一 cm)



一中山吉左衛門義妻病氣^ニ龍在候處藥用不相叶

今五半時病死仕候^ニ付右同人義今十七日より来正月
七日迄日數廿日之忌中^ニ_前龍在申候間拙者義依親

類右之段相達申候以上

十二月十七日 中山孫右衛門

右達同十八日御中間便^ニ

_由相達候事

一拙者義親類三ノ閑民藏祖母病キ^ニ付右

民藏義母さよ看病御暇願申上候處送ル
十五日より明廿一日迄如願御暇被成下難有仕合^ニ奉存候

看病仕候處昨十九日より風邪^ニ相當^ニ寒熱

往來甚敷其上腹痛仕候病氣^ニ龍在明

廿一日仙御屋敷へ罷登兼申候間拙者義親類
^ニ付此段相達可申候以上

十二月廿日

郷古源七

(法量二二五・〇 cm × 三一・五 cm)



一拙者義過^ノ十八日より風邪^ニ相当寒熱往来甚敷罷在候處留谷村住居罷在候不足醫師

中川周甫療治相受取詰薬用仕候得共弥增

無然病キ^ニ罷在申候間右之段相達申候以上

十二月廿日

伊藤茂市

右両通共御小性頭相達候付直々仙表へ相達候事

右同人儀正月朔日本復仕候段御小性頭

申開候事

一拙者儀親類三ノ閨民藏義母さよ病氣付昨日

病氣相達申候処押^田本復罷登候様被仰渡承知仕候

處右同人腹痛仕一円歩行可仕様無御座罷登兼申候病氣付拙者儀親類此段相達申候以上

十二月廿一日

郷古源七

一拙者儀昨廿日より風邪^ニ相^{シテ}中寒熱往来甚敷眩暈等仕候間留ヶ谷村住居罷在申候無足医

(法量一二四・九 cm × 二二一・三 cm)

師中川周甫療治相請取詰藥用仕候得共

弥增無然病氣罷在申候間右之段相達申候以上

十二月廿一日

伊東清治

右両達同廿三日御足輕吉衛門交代⁽²⁾之節相達候

作清川周甫療治相請取詰藥用仕候得共
經管事處候如願當三月被付

至日是事處候如願當三月被付

一應事處候如願當三月被付

一瀧口義右衛門義當七拾四才⁽³⁾罷成候處養子同氏義左衛門義
養子被除下度奉願候右義右衛門儀家督無御座候付他人
高城郡松嶋御水主善吉四男義左衛門當武拾三才⁽⁴⁾罷成候

高城

右義右衛門美孫赤沼村御百姓清四郎娘右義右衛門亡養子

同氏長治郎妻⁽⁵⁾先年奉願候後家女⁽⁶⁾取合養子⁽⁷⁾被

成下右儀右衛門御知行高八百文之所未々右義左衛門被下

置度奉願候右長治郎去年五月勞病相煩病死仕候處嫡

子無御座候間御知行高八百文之所隱居義右衛門被返下候様被

成下度段同年六月奉願候處如願同年六月被

仕合奉存罷在申候間如斯奉願候右之外遠近親類之

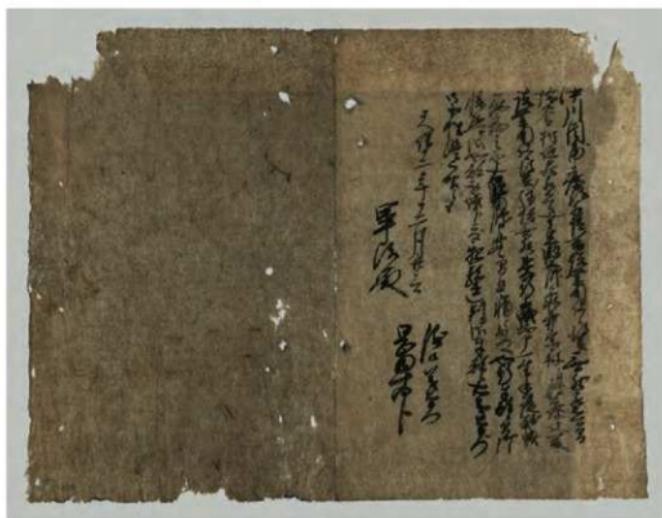
內養子⁽⁸⁾取奉願者無御座候間他人⁽⁹⁾ハ御座候得共右義左衛門

当二月奉願候處如願當三月被

仰付難有仕合⁽¹⁰⁾

奉存候間早速御奉願可申上義御座候處當四月より脚

氣之症相煩罷在候付留ヶ谷村住居罷在候無足醫師



中川周甫療治相請取詰藥用仕候得共無然寵在候間
塙釜村住居罷在候無足医師龜井宗林^正療仕取
詰藥用仕候得共彌增無然步行相成不申一生本復難成
病症之由右醫師申聞候間是非^二不及如斯奉願候間御
憐愍^一以如願被成下度親類連判^一以奉願候右義右衛門
御小性組^二御座候以上

天保十二年十二月廿三日

瀧口義右衛門
岡田太郎

軍治殿



中看病仕候得共弥増不喰^(エ)罷在少^(シ)も
手放兼申候間右玄六義今日より看病御暇被

成下度奉願候右様之願申上候義恐多遠慮
至極^(ヒ)奉存候得共看病人無御座候間不及是

非^(ニ)如此奉願候条^(ト)御憐憇^(マサニ)以如願之被成下度
奉存候右玄六義御知行高三百武文^(メ)御足輕

當時仙^(セイセン)御屋敷定詰^(タケル)罷在候間拙者儀依親
類^(タガ)如斯奉願候以上

嘉永六年四月廿日

伊藤栄三郎

重判

郡藏殿

運作殿

直衛殿

一瀧口謙様 伊東直勝

別紙之通御足輕玄六義妻過^(タマフリ)十日より
風邪^(ウツバク)相当病氣^(シラカシ)罷在申候處同十五日

より背^(シカ)平臥^(ヒラハラ)罷在親類共看病

仕罷在候得共只今^{ニテ}_者少シも手放
兼候間右玄六義今日ヨリ看病御暇
被成下度段親類伊東榮三郎義申出候
間如願之御暇被成下度候様仕度指添
右之段相達申候以上

四月廿日

一勇藏義妻今廿八日星九ツ時安産女子出
生仕候間右同人義同日ヨリ五月四日迄

日数七日血忌^ニ罷在申候間拙者儀親
類付此段相達申候以上

四月廿八日

音吉

善次義父安右衛門永々病氣所薬用不相叶
今八日朝五ツ半時病死仕候處右善次義今日
より來月十七日迄日數五十日忌中^ニ罷在申候間
拙者義依親類此段相達申候以上

(法量 二四・八 cm × 三一・六 cm)





六月八日

伏谷金右衛門

右同人姉たつ仙 御屋敷御手伝御奉公中に付
同様忌中達相出候事

甚六義妻今曉七ツ時安産男子出生仕候處
右甚六義今日より來。十七日迄日數七日血忌ニ
罷在申候間拙者義依親類ヲ以相達申候

六月十一日

吉次

甚六義妻今曉七ツ時出產仕候處早速より看病人
無御座候間今日より來。十八日迄日數八日看病
御暇被成下度奉願候此御時節柄右様之願申上候
義恐多遠慮至極奉存候得共看病人無御座候に付
不及是非如斯奉願候条御憐愍を以如願之
被成下度奉存候右甚六義御知行高三百文
御足輕組一當時仙 御屋敷定詰中二罷在
申候間拙者義依親類如斯奉願候以上

吉次

(法量一二四・七cm×三〇・八cm)

嘉永六年六月十一日

嘉永六年六月十一日
右衛門當六拾九歲罷成候處
用不相叶六月八日

郡藏殿
運作殿
直衛殿

一 安右衛門當六拾九歲 罷成候處
病死仕候處跡式進退御知行萬四百文之所嫡子
義次義當三拾武歲 罷成候江無御相違被下置
度奉願候右義同日より七月廿七日迄日數

五十日忌中て罷在申候處今日忌明付

奉願候條以 御憐愍如願之被成下度

親類連判以如此奉願候右安右衛門御足輕

御座候以上

義次

嘉永六年七月廿八日

伏谷金右衛門

重判

(法量 二四・九cm × 三〇・八cm)

安右衛門當六拾九歲 罷成候處
病死仕候處跡式進退御知行萬四百文之所嫡子
義次義當三拾武歲 罷成候江無御相違被下置
度奉願候右義同日より七月廿七日迄日數

嘉永六年六月十一日

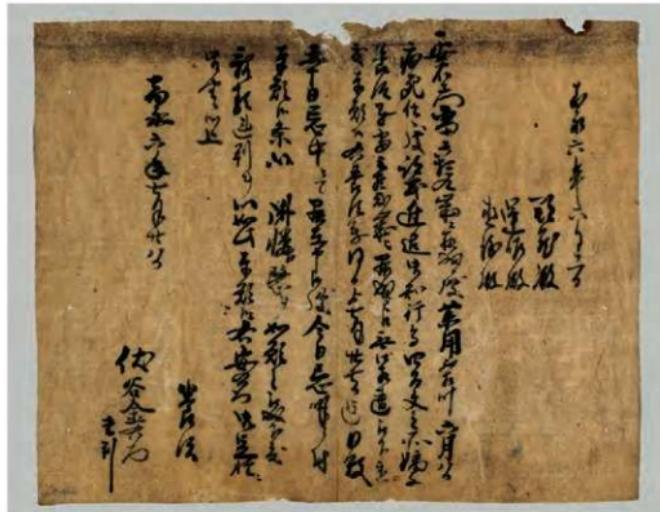
右衛門當六拾九歲 罷成候處

伏谷金右衛門

重判

義次

嘉永六年六月十一日





郡藏殿

運作殿

直勝殿

御香殿

運作殿

直勝殿

一甚六義忤當六月出生仕候處虫氣ニテ病氣ニテ罷
在候處藥用不相叶今晚七ツ時病死仕候處右甚六
義今晚日より三日迄七才未満付日數三日遠慮ニテ
罷在申候間拙者儀依親類ニテ右之段相達申候

以上

(法量二四・七cm×一八・五cm)

吉次

一又吉義妻今晚六ツ時安産男子出生仕候付「欠」

右又吉義同日より廿七日迄日數七日血忌ニテ罷成申候
間拙者儀依親類ニテ右之段相達申候以上

伏谷民治

十月廿一日

一又吉義妻今晚六ツ時安産男子出生仕候付「欠」
右又吉義同日より廿七日迄日數七日血忌ニテ罷成申候
間拙者儀依親類ニテ右之段相達申候以上

二又吉義

一弥吉儀今朝五時安産男子出生仕候間右弥吉儀
今廿六日より来月三日迄日數七日血忌ニテ罷成申候間
拙者儀依親類ニテ付右之段相達申候以上

十二月廿六日

(法量二四・八cm×一三・〇cm)
善作

一拙者儀去月廿八日格別之 思召^ノ以御足輕^ヲ被
召出難在仕合^ニ奉存候依^テ冥加の御軍用御備金手形
式百切献金仕度奉願候如願之被成下度奉存候拙者儀
御知行高三百文^ヲ御足輕^ヲ御座候以上

嘉永六年十二月朔日
郡藏殿 運作殿 直衛殿
清左衛門判

西本等主事制

信書

御足輕
軍所處
直衛殿

一瀧口謙様

伊東直衛

別紙之通御足輕清左衛門奉願申出候間指添
此段相達申候以上

十二月朔日

一拙者儀過^ル十一日ヨリ風邪^ニ相当寒熱往来
甚敷頭痛目舞仕候^ニ付取詰薬用仕候^ハ共
弥增然不仕病氣^ニ面寵在申候間右之段相達申候

榮八

十二月十四日



108
(No. 00986)

木山御拵罷在候所_は植立_ニ罷成候間依て右之

段共_ニ相達申候以上

嘉永六年
十二月廿八日

右之通被相達置候事

草刈郡藏
伊東直衛

(法量 一一五・八 cm × 三二一・六 cm)

昇殿

一累年御勝手向御不如意之上安政二年蝦夷地

御警固御用被為蒙 仰候以來不時之御物入追々
相嵩其後所之内御領分被遊 御拝領守備開鑿

等之義猶又厚被為蒙 仰其他震災雨風之變

^井御本丸炎上御普請等付段々金穀御上納も

有之彼是打統 御公務等不容易御物入付^井ハ

御家中始引統御手伝可被 仰付事候得共御家
中逆も連々難渉之次第深被 思召別段之御吟味

を以同三年より右御手伝免被成下非常之御差略を以渴々

御取統相成居候處無左だに近年御取簡相掛御物入八

年増^二相募最早御取統之御見当も無之候處今般

北蝦夷地御警衛御人數御指渡之義迄被為(平出)

仰此上之御物入誠^二御當惑之事^二候加之近來夷情を始

不容易形勢^二付^井ハ文武講習之御セ話ハ勿論金穀

御備等之御手当無之程被為成何^二漸々御引除之御沙

汰も被相立戾度段々御吟味被相尽候得共 御公務方

等不少之御入料^井聊御有余ハ勿論此節と相成既^二

御日用御指支^二も可相成程之御窮迫^二被為致御引除之





御見当ハ更ニ無之向々申上候非常之折柄一応無余義

訳ニ候得共拵又金穀御備文武御引立等都當節専要

之御急務付申ハ片時も可被捨置様無之此段おみてハ深（平出）

御心痛被思召尚又及再三厚評義被相致候處至極

御窮迫之上面御公務御國用打込両金之義

丸角御自力て可被為及様無之品々何も遮（申上候）

依之御家中申一旦御免被成下候上之義今更（平出）

御氣毒至極御不本意被思召候得共蝦夷地

方之義ハ永年之御公務て不得止次第向々

申上候筋も有之候に付暫被相扣其意此度改御家中

（申上候筋）始前々之通御手被（申上候筋）仰付候隨（申上候筋）於是迄之通可被指置様無之候に付段々嚴之御儉約被

仰出當時共御年限中（申上候筋）候得共尚又当年より向二ヶ年非常之御省略御政道

被相行候右付御身廻（申上候筋）御不時ハ勿論奥向

御遣方を始非常御取締既（申上候筋）御事欠（申上候筋）相成程之義も被遊

御堪忍可成程ハ役々人數高御立高等も被相減候間御

家中一統（申上候筋）も別（申上候筋）覺語相改諸役所之處尚更旧弊を

改御用易簡ハ勿論惣（申上候筋）御入料向半高其余も相

減候様折入吟味相尽し往々御取締相立候様可仕旨被（平出）

（法量・二五・五cm×三二・六cm）

万延
二年

号年
改元

文久
元年

正月

御家老方

年號
改元
御用留
正月 沈慶老方



(法量：二二五・九cm×一一一・二cm)

江口茂左衛門義妻今晩七ツ時安産女子
出生仕候に付右茂左衛門義今九日より來十五日迄

日数七日血忌^ニ罷在申候間拙者義仍親類此段
相達申候以上

正月九日

江口嘉右衛門

飛來藤左衛門義次男虫氣^ニ罷在申候處
薬用不相叶今朝五ツ時病死仕候處七才未滿

付今日より來ル十三日迄日數三日遠慮^ニ罷在候間
拙者義依親類右之段相達申候以上

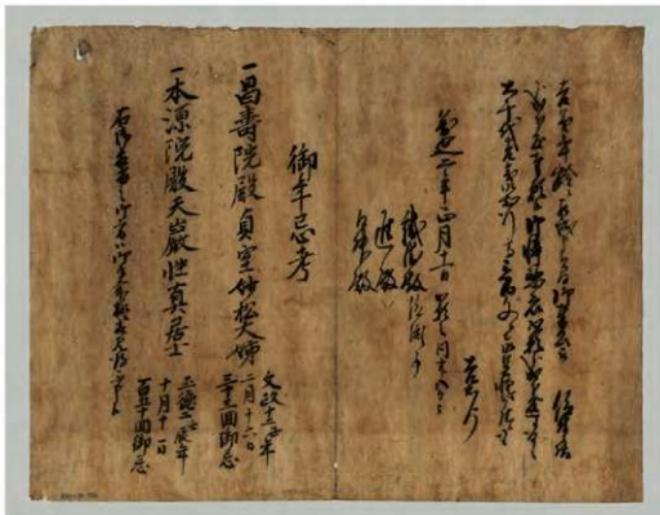
正月十一日

善作

千代吉義當十七才^ニ罷成申候間御奉公被
仰付候様被成下度奉願候右千代吉義安政
二年一月嘗嘗體^ニ不^レ可^レ知^レ御奉候
後見御奉公被
仰付勤仕罷在申候處右千代

(法量：二五・五 cm × 二三・三 cm)





吉義年齢 罷成申候間御奉公被 仰付候様
被成下度奉願候御憐愍 以如願被成下度奉存候
右千代吉義御知行高三百文 て御足輕御座候以上

萬延二年正月十一日

如願之同廿八日被
吉右衛門

織衛殿

進殿

昇殿

御年忌考

文政十二年
二月十六日

三十三回御忌

正徳二年

十月十一日

百五十回御忌

右御相当之御方ハ御手前様相見得不申候

(法量: 一五・六 cm × 二二三・一 cm)



一 惠林善童女 天保六十月二十九日

二十七回
御忌

一 德顯善童子 嘉永二酉十二月五日

十三回
御忌

一 宗玉童子 安政六未四月九日

三回御忌

一 慈玄童子 万延元年三月廿九日

壇周御忌

以上
正月十一日

寶國寺

馬場一學様

鎌田直人

お藤様御事昨十一日 上臍ノ被為蒙 (平出)

仰候御扶持方是迄之通七人分御切米八

(法量一二五・七cm×二二三・二cm)

至
德顯善童子
嘉永二酉十二月五日
御忌

宗玉童子
安政六未四月九日
御忌

慈玄童子
万延元年三月廿九日
壇周御忌

以上
正月十一日

寶國寺

馬場一學様

鎌田直人

お藤様御事昨十一日 上臍ノ被為蒙 (平出)

仰候御扶持方是迄之通七人分御切米八

(法量一二五・七cm×二二三・二cm)

重音一と在内、傍ら良等者
被處より者より候事
私義被成下度奉願候去月廿二日風邪^二相当持病之
申上候様御証に付御飛脚瀧口榮次郎を以
此段相達申候以上

正月十二日

右に付御悅左ノ通申上候

一御役付ハ奥^二罷出申上候事

一御家中一統ハ 御広間^二罷出御帳^二付

申上候事

私義宅御用 (平出)

御免被成下度奉願候去月廿二日風邪^二相当持病之
病氣指發出勤之御用相勤兼候段相達置候通^二御座候

(法量・二五七cm×二三一・二一cm)





付笠神村住居罷在候古内左近介様御家中醫師
加藤宗順療治相受藥用罷在候得共然不仕候年齡
故力薬用不廻付手足不自由罷成寒氣も難凌
程之様体御座候終日火側放兼日用相送申候曾面
平臥も無御座候得共物每前後仕込も本復仕兼申候
去年十一月中病氣付宅御用御免被成下度段
奉願候處何分藥用相加向二三年も可相勤候様被仰
渡難有仕合奉存押出勤罷在申候得共前文之
通御座候間乍恐如斯奉願候御憐愍を以如願之被成

下度奉存候私義御知行高壹貫八百六文面當時
御家老職勤仕罷在申候以上

草刈郡藏

万延元年十二月廿四日

馬場一学殿

如願宅御用御免被

伊東運作殿

成下旨同二年正月

被仰渡候事

(法量：二五・六cm×三三・四cm)



一草刈郡藏義當六拾武才^二罷成候處老衰仕其上
自然病身^一罷成御奉公可申上様無御座候間御役
御免被成下直々隱居被^一仰付跡式御知行高壹貴
八百六文之所嫡子同氏伊左衛門義當三拾才罷成候^{正被下置}
度奉願候年齡故力耳遠^二罷成物每退届仕應等
仕候得八胸隔相痛時々指込等有之猶又不眠^二罷成
讀書相叶不申醫師等も引替葉用仕候得共弥
增不然御用向八勿論何^二不寄物每前後仕
御用落^一罷成候間御憐愍^一以如意被^一仰付候

様被成下度親類連判^一以如斯奉願候右郡藏
義着座^二當時御家老職勤仕罷在申候以上

万延二年二月十七日

草刈郡藏

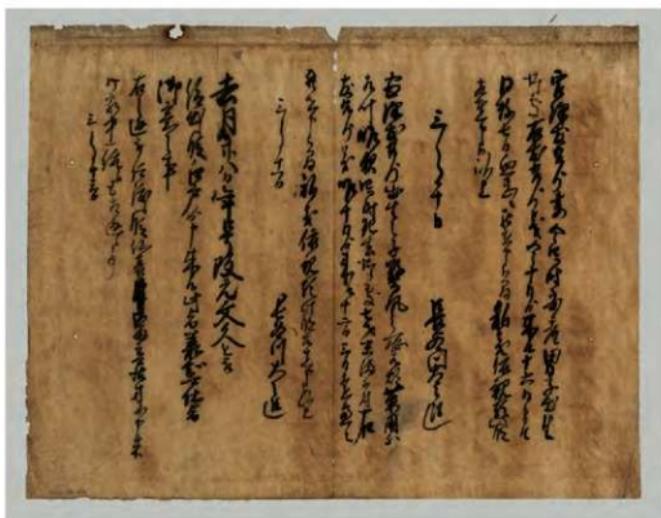
重判

富澤榮左衛門

重判

馬場一學殿

伊東連作殿



宮澤友右衛門妻今四ツ時安産男子出生

仕候處右友右衛門義今十日より來ル十六日まで

日數七日血忌 罷在申候間私義依親類此段

相達申候以上

(文久元年)

三月十日

長谷川大之進

宮澤友右衛門出生之子驚風之症相煩藥用不
相叶昨夜四ツ時死去仕候處七才未滿に付右
友右衛門義昨十日より來ル十二日三日遠慮

罷在申候間私義依親類此段相達申候以上
三月十一日 長谷川大之進

三月十一日 長谷川大之進

古屋都督ノ由来モ事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

古屋都督ノ由来モ事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

う付御承知申候事無く承知第用

三月十三日

(法量一二五・八 cm × 二三一・四 cm)

去月廿八日年号改元文久と被 (平出)
仰出候段江戸より申来候此旨承知可仕旨 (平出)
御意之事
右之通被仰渡候段仙表 (落印) ■■■御留主居方より申來

御家中一統 (正) も相通候事

三月十三日



拙者義親類音吉義仙 御屋敷定詰中^ニ御座候處

過^ニ十二日御飛脚^ニて罷下昨十三日罷登候節於福室村

何者^ニ候哉油断之所不意^ニ打擲^ニ相及風呂敷包等

被奪取候處同所肝入手前^江吟味相受度由^ニて同所^ニ居合候

由肝入方より歩夫を以申來候間御吟味被成下度此段相達

由^ニ肝入方より歩夫を以申來候間御吟味被成下度此段相達

三月十三日

右に付御用入菊地進^井閑山昇御足輕三人指

遣候處右之者ハ田子村嘉助と申者^ニて召捕置候

由^ニ御座候同村肝入引渡御吟味付左^ニ申遣候

申候以上

田子村肝入

清左衛門殿 菊地進

主人家中足輕音吉義用事在之昨十三日

仙台屋敷^ニ為指登候處於福室村其許拔之由嘉助

と申者^ニ打擲^ニ被及其上風呂敷包等被奪取候段

申出候處右嘉助と申者於同所召捕置候處^ニ

^{〔同〕}向々^江不申達不叶義在之同人引渡候間

請取人被相通候様可在之候以上

三月十四日

田子村肝人

菊地進様

清左衛門

御主人様御家中御足輕音吉と申者昨十三日
御城下正為指登候處於福室村其許拔之由無

行衛嘉助と申者ニ被及打擲其上御主人様

御用物等奪取候段申聞右嘉助召捕候様向々

不相達不叶義候間右同人引渡候間受取人可遣

由被仰下承知仕受取人指遣候間被相渡候様

可被成御引渡罷成候上ハ拙者方ニも向々相達

申候間右之段為御承知如斯御座候以上

三月十四日

右に付受取人大勢罷越候に付同日晚相渡候事

田子村無行衛

嘉助

右之通田子村御百姓勇吉兄先年品有而無
行衛立返昨十三日品在之被相渡預リ置ベリ番

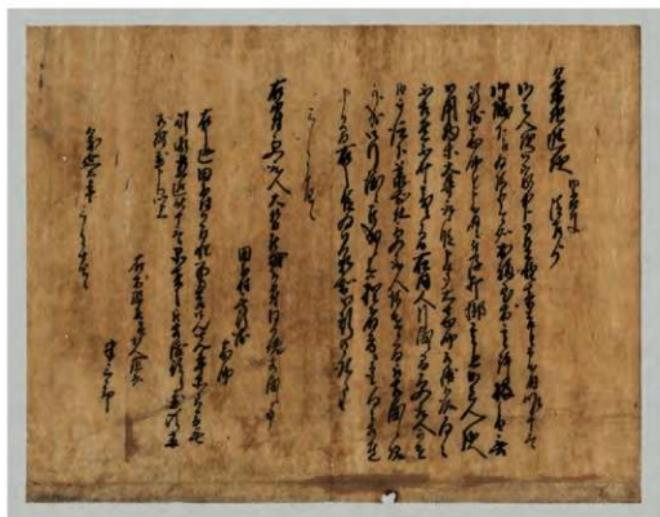
相附置申候以上

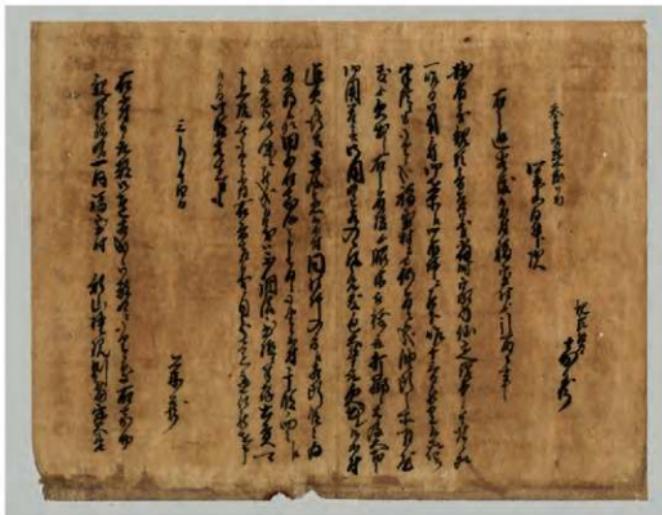
右村組頭井五人組頭

半三郎

(文久元年)
万延二年三月十四日

(法量一二五・六cm×二二一・八cm)





親類組頭

天童右近介様御内

嘉蔵

右之通相渡候に付福室村より引取候事

拙者義親類音吉義當時家内仙定詰中ニ御座候處

一昨日御用付御在所正御飛脚ニ罷下昨十三日罷登候處四ツ

半頃モ御座候哉福室村ニテ何者ニ候哉油断之所明屋

敷より欠出し右之者後より胞指被抜打攦ニ相及大切之

御用箱ニ御用金相入候風呂敷包奪取欠出シ候に付

追欠候得共相及兼候に付同村肝入方江相断段々為

相尋候处田子村嘉助と申者ニ御座候に付其段向々江

相達御吟味ニ罷成候義ハ不調法至極奉存土貢可

申上様無御座候に付右音吉義自分遠慮仕罷在申

候間此段相達候以上

三月十四日

榮藏

右音吉義ハ不調法至極奉存土貢可

申上様無御座候に付右音吉義自分遠慮仕罷在申

候間此段相達候以上

三月十四日

榮藏

右音吉義ハ不調法至極奉存土貢可

申上様無御座候に付右音吉義自分遠慮仕罷在申

(法量一二五・六cm×三二・八cm)

院^五欠込入院仕候由付同院立入内濟^二相片付候事

院^五欠込入院仕候由付同院立入内濟^二相片付候事

印番 馬場一學
関山昇殿 伊東運作

年中及 月日

奉者

音吉

其方義過^ル十三日御飛脚^テ罷下登之節於
途中通達候者^ニ不意^ニ脇指被拔取理不尽^ニ
打擲被及其上御用物等被奪取紛失物等
在之不調法に付自分遠慮罷在候段相達候

理不尽^ニ打擲^テ被及候ハ乍申畢竟大醉之余^ニ
右様^ニ相至^リ候ものと相見得甚不相済事^ニ在之
不都合之至^リ候依^テ重^キ御仕置^ニも可被相行
義^ニ候得共家内定詰中之義も在之格別之
思召を以慎被 仰付旨(平出)

御意之事

右之通今晚被御申渡其段可被御申聞候以上

三月廿二日

(法量一二五・五 cm × 三一・八 cm)



宇山昇殿 伊東運作

番

音吉
伊東運作
伊東運作

正定

右也方御ノ事候一候ニテ

二ノ

三ノ

至是三事候ニテ

右御免ニ相成直々為相登候事
三月廿四日

慎 御免被成下候事

右之通明朝被御申渡其段相被御申聞候以上

音吉

右御免ノ事候一候ニテ

拙者義妹夏義當拾八才罷成候處宮城郡之内
高城里濱御百姓新兵衛妻内々縁組申合候處
御憲候間右夏義永代之御暇被成下度奉願候御憲
候ニテ御免ノ事候一候ニテ御免被成下度奉存候拙者

儀御知行高

三百文ニテ御足輕ニ御座候以上

弥平

文久元年三月廿三日

織衛殿

進殿



一拙者儀昨日より風邪相当持病之症氣指
發其上頭痛目舞甚敷病氣面候間

右之段相達候以上

二月五日

右達同廿三日御飛脚瀧口太吉サトシ以仙表セイボウ為相

「欠」事

三橋與市

一赤間山右衛門義過ヨシオカ十五日より血忌クモリ候所同廿二日
血忌明モロコシ之段相達候付其段仙表セイボウ御中間便
以同廿七日相達候事

瀧口門左衛門

一其方義御供登ヨウジ直々江戸詰心懸被
仰付置候所弥以被 仰付之旨 (平出)
御意之事

(法量: 二六・〇 cm × 二二・一 cm)



若生様御事今日御日柄付(平出)

若殿様と奉祝候様被仰出(平出)

御満悦之御事^ニ被思召候此旨家中江

被相通候様被仰出候此旨各御

承知惣御家中御悦可被(平出)

仰上候以上

二月七日

向々江相通候事

一中山弥觉儀祖父去月四日病死

仕忌中相達候處今日忌明^ニ罷成

申候間拙者儀依親類右之段相

申候以上

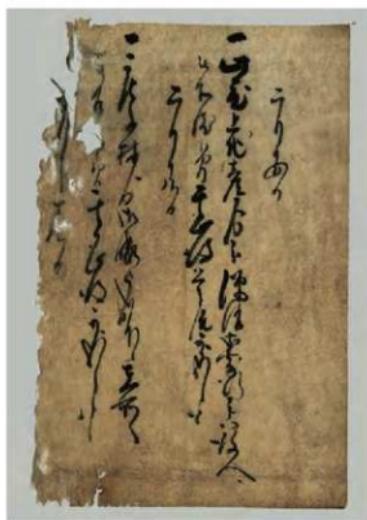
中山吉左衛門

二月五日

三橋金右衛門

与市名代

長谷川丹官



二月十四日

一此度上地彦右衛門分源治御知行分御役人へ
被下渡候間其心得首尾可被成候以上

二月十八日

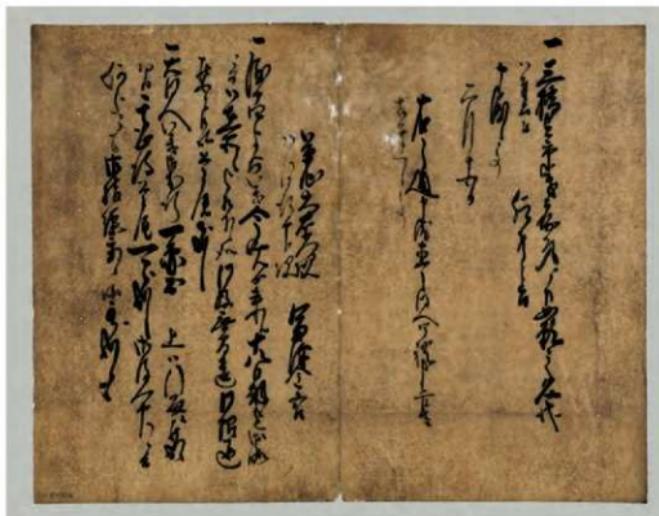
一庄子林右衛門御暇被成下候在所へ

(欠)相(欠)間其心得可被成候以上

(一)(欠)月十八日

欠

(法量一二五・九cm×一六・九cm)



一三橋与市義病氣付如願之名代（平出）

御奉公被仰付之旨（平出）

申渡候事

二月十五日

右之通申渡直々同人御証申上候共ニ

相達候事

菊地大右衛門様

富澤金吾

御同役中様

一渡部四郎右衛門義今晚より來ル十八日朝迄御暇

ニ御在所へ被相下候處日數無間違日限通

罷登候様首尾被成候

一右同人義御知行一円於上御引當ニ罷成候

間其心得首尾可被成候御役人中ニ而

何分ニモ御指縫候様可被成候以上

（法量：二六・〇 cm × 二二・一 cm）



一拙者義昨八日より持病之症気指発、腰甚數
相痛座中歩行六ヶ敷病氣罷有申候間

依^申病氣相達申候以上

二月九日

昌吉

一拙者儀一昨日より風邪^{相当}寒熱往来甚敷
頭痛目舞仕病氣罷有候間右之段相達申候以上

二月廿五日

利四郎

一伊東運作妹新田村千葉善七郎様御家中

謙田惣^二より丹葉用不相叶昨夜病死仕候所
右運作義他家相続付昨廿五日より來月四日
迄日數十日半減之忌中罷在候間拙者儀依親
類相達申候以上

二月廿五日

瀧口運藏

(法量：二五・七 cm × 二二三・三 cm)



一 只野織衛義妻今廿八日昼七ツ半時出産

男子出生仕候二付右織衛義同日より來月四日迄

日数七日 向忌三罷有候間拙者親類二付右之段相達

申候以上

二月廿八日

郷古愛之進

一拙者義居家台所正吉津村出生之勘太郎

申者借家指置吳候様申聞候處拙者家内不足

相留主中用心之ため指置申度此段相同申候

右勘太郎義ハ幼少之節より御屋敷持茂平

貴受養育仕置候者二而縁之者有之性出

實体成者御座候間借家指置候様被成下度

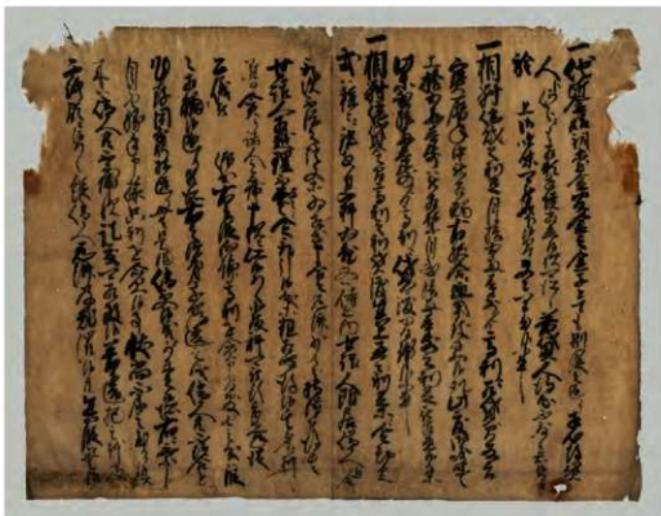
此段相同申候以上

右指置候三指支無之由申渡候事

三月一日

喜幸太

(法量 一二五・七 cm × 二二三・二 cm)



一他所金始調台金官金之金子とても別段之通。相心得貸人_ハ何分_ニも相頼相続相立候様可仕候若貸人得心不存候者候ハ、於上御吟味可被成下候間夫々可申出候事

一相對借財之利足月拾五両壹歩より高利_ニ相貸間敷旨

宝曆年中被相触右振合_ニ通用致來候處此度御吟味之

彦原の本物多額有候公使候方財源深く

工務事務等_ニ多額有候公使候方財源深く

甲子年正月廿二日付借財渡付申候事

一相對借財之利足月拾五両壹歩より高利_ニ相貸間敷旨

武橋_ニ本物多額有候公使候方財源深く

乙未年正月廿二日付借財渡付申候事

廿年正月廿二日付借財渡付申候事

自食_ニ高利_ニ相貸間敷旨

乙未年正月廿二日付借財渡付申候事

廿年正月廿二日付借財渡付申候事

自食_ニ高利_ニ相貸間敷旨

乙未年正月廿二日付借財渡付申候事

廿年正月廿二日付借財渡付申候事

一相對借貸之間高利之利貸渡其上疊利足等_ニ令勘定

或ハ種々銘を付入料為取又ハ侍之内世話人附居借人令

取次不法之証文等為相出申合之返済少々指滯候得者

世話人相越理不尽_ニ令取候義等粗相聞候其身_ニ利准_ニ貪_ニ諸人之痛申様_ニ仕候ハ、嚴科可被行旨先年從公儀被仰出右之段勿論高利を貪申間敷由之義ハ段々相触候通_ニ候所右之次第甚心得違之儀借人共不都合と乍存困窮指逼_ニ無是非借受候義_ニ可在之候所右_ニ乘し自由勝手申操只利を貪候事狀尚不届之至_ニ候以來ハ借人共不痛様訖度可相改候若違犯之体及

露頭_ニ候ハ、縱借人返済及難済候共其段ハ無御

取上無之利^ヲ貪^リ候不届之筋^モ已訖度可被及御沙汰候

但借金新^ニ取組候節より金主^ニ知行又ハ扶持方等与へ候者も在之

事^ニ粗相聞得詰候ハ高利之銘を遁し利を為貪候^ニ准し候義^ニ候間

右様之分早速申断可相扣候

一此末金銀借請無品返済指潛合不儀理候^ニ歟又^テ理不尽

之儀申懸候者も候ハ^ニ訴より可申出候御糺明之上御取上被下其品

寄借人訖度可被及御沙汰候事^ニ右之通 御城下諸士^ヲ寺社町方在々共^ニ不残相触候様

可被申候以上

三月廿三日

佐渡

縫殿

木工

御目付中

一御家中引立之儀此度格別之御吟味をも被成下候義^ニ付^テハ
追年共^ニ相統向之儀を始取締之儀嚴重^ニ可心懸之旨
仰出候左之通可相心得候

(法量一二六〇四×二三一八四)



一拙者儀妹つめ当拾七歳罷成候所中野村御百姓
左仲嫡子美之吉妻内々縁組申合候所縁組

被仰付候様

被成下度奉願候如願之被成下度奉存候拙者義
御知行高八百文御小性組御座候以上

中山吉左衛門

重判

三月廿八日

如願被成下候段四月朔日申渡候事
申渡候段仙表へも相達候事

今野中狹

其方儀御用人仮役被(平出)

仰付候旨御意之事

四月十七日

右之通申渡候段同十九日仙表相達候事

(法量：一五・三cm×二一・五cm)





一佐七郎御知行品々御吟味中二義候得共

先以御家老衆江被相渡候間其御心得向々

御首尾相成候様被 仰付之旨 (平出)

御意之事

三月十四日

右之通伊東昌右衛門殿井向々江も

首尾致候事

一拙者義明二日江刺郡輕石村江御飛脚御入指ヲ以被

仰付承知仕候處過ル廿七日踏拔仕罷在候ニ付

右之段相達申候處押田本復仕罷下リ候様

被仰渡候得共足甚敷相痛遠方步行難

仕病氣罷在候處右之段相達申候以上

五月朔日

瀧口半四郎

(法量二二五・五 cm × 二二三・〇 cm)

如願之被成下候段同三日親類權之丞^正申渡候事
利惣太病氣付親類計罷出候事

一三浦甚平藥用不相叶今五日病死仕候付

養子同氏利惣太儀同日より五月廿五日迄日數五
十日之忌中^而罷在申候間拙者儀依親類右之段
相達申候以上

四月五日

瀧口半左衛門

一中山弥門藥用不相叶今四日病死仕候嫡子弥覺義

同日より五月廿四日迄日數五十日之忌中^而罷在申候間拙者義
依親類右之段相達申候以上

四月四日

中山吉左衛門

一黒沼彥郎右衛門父方之叔父彥吉藥用不相叶今四日病死仕候

右彥郎右衛門義同日より來^ル十三日迄日數十日之忌中^而罷在申候
間拙者儀依親類右之段相達申候以上

四月四日

伏谷金平

一飛來源次義父方之叔父藥用不相叶今四日病死仕候

右源次義同日より來^ル十三日迄日數十日半減之忌中^而
罷在申候間拙者儀依親類右之段相達申候以上

四月四日

藤谷信兵衛

(法量 一五・五 cm × 二二・五 cm)



取詰薬用仕大丈夫〔
被仰渡今日御暇被成下被〔
此段相達申候以上〔

四月廿九日

欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠

〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕

天童右近介

天童右近介殿 古内源

留主居

上野源

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

〔 〕

天童右近介

天童右近介

天童右近介

天童右近介

天童右近介

天童右近介

天童右近介

天童右近介

菊地添紙以仙表より申來候付

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

〔欠〕

(法量 二四・〇 cm × 三一・四 cm)

首尾相成候事

一官澤忠右衛門義妻今廿八日朝五ツ時安産
女子出生仕候間右忠右衛門義同日より來月五日迄
日数七日之血忌罷在申候間拙者義親類
付右之段相達申候事

五月廿八日

佐々木勇

一伊東昌右衛門様 滝口半左衛門

御屋敷持源吾義御用之儀候条評定所^正今拾日罷出候様
被仰渡被相登候同人義中村清治方より買請候品物之義^{三付}
右品物ハ同所^正相納無異儀被相返候段被仰渡候^ニ付直々□當義

被相下候間此段相達申候以上

五月廿四日

一私儀達十九日仙 御屋敷より罷下候刻^二

持病之疝氣再發仕近所步行も相成^二兼出

勤之御用相勤^(兼^{タカ})申候間依病氣^ニ罷^{〔欠〕}右之段

相達申候以上

五月廿七日

菊地大右衛門

右六月二日本復



一 宮沢忠右衛門義妻今廿八日朝五時安産女子

出生仕候間右忠右衛門義同日より来月五日迄日数

七日血忌^二而罷在候間拙者儀依親類右之段相達

申候以上

佐々木勇

五月廿八日

右達六月二日為相登候事

同六日血忌明之段相達候付其段相達

一 伊東昌右衛門様 瀧口半左衛門

私儀各様^一御用状平様^二而相達候義如何様^三訳^二可

可在之哉被仰下承知仕候不念至極^二奉存候間別紙

^一以此段相達申候以上

六月十四日

一 私義各様之御用状平様^二而相達候義如何様^三可

在之哉之段被仰下承知仕候兼^一平様^二而相達候義難

成承知仕候事^一御座候得共此節御用甚取込居候處

右御用状^一相紛認達仕候義^一御座候兼^一心得居候義



認違等仕候義折人不申不念至極奉存候間此段

相達申候以上

六月十四日

瀧口半左衛門

一赤子押返候患風相除候様被遊度旨被

仰出候付段々御制道被成下 御城下在々共二

心得違之者無之様嚴前より被相触置候得共在々

諸家中前凡下御扶持人寺社門前之内八追年

心得違之者も在之事相聞得畢竟主人々等教示
制道疎故歟外ハ不相見得不都合之事候段々被相

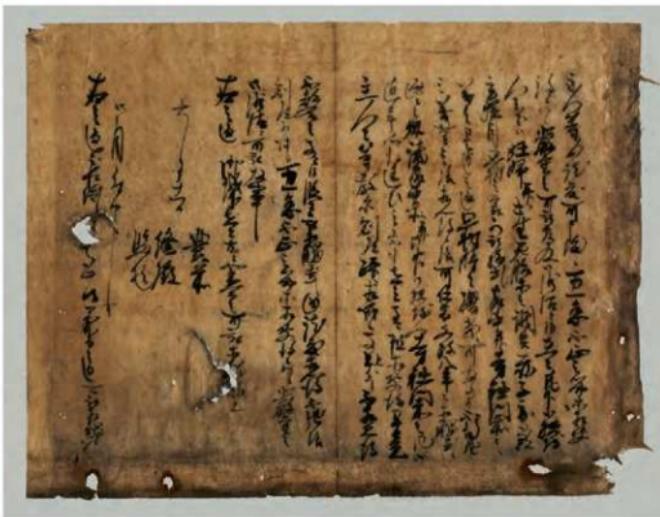
触置候趣訖度相心得不弛様可仕候事

一諸家中前心得違之者在之候付^ノ為夫ヶ百姓前之^(ノ)
御制道も可行届様無之義候間臨横目廻村之時^(ノ)

家中前^(ノ)も折入撮當可仕旨被 仰付文化五年被相

触置候通^(ノ)候處百姓前入接居所柄御家中前制道

不行届候得百姓前氣然^(ノ)も抱候儀相聞得候間



主人等より訖度可申渡候方一怠不正之筋等相聞得候ハ、嚴重之可被為及御沙汰^ニ候在々凡下御扶持人之分ハ姪^井出生死胎等之調^ニ赤子方御郡方横目廻村之節可被指出候家中^ニ寺社門前之義^是迄之通廻村時之撮^ニ可及候間不行届之義無之様相心得候様可仕旨文政八年被相触置候通^ニ候處諸家中前^井凡下御扶持人寺社門前之内^ニハ近年心得違^ヒ之者も在之事^ニ粗相聞得畢竟主人々等教示制道疎^ニ相成候事■外不相見得

不都合之事、候段々被相触置候通訖度相心得不弛様
制道可仕候万一意不正之節等相聞得候ハ、嚴重之
御沙汰ニ可被及事

右之通 御城下在々共_ニ如兼_而之可被相触候以上

三

六月十一日

御目付中

右之通被仰渡候〔欠〕御心得兼而之通可被相触候以上

赤間山右衛門

米山休左衛門

六月十四日

右之通御触到来之段御留守居相達候間如兼而
之可被相触候以上

六月廿日

庄子林右衛門
菊地大右衛門無苗字^ニ
^ニ御目付^正
首尾致候事

伊東昌右衛門

右之通御目付^正首尾相成候事拙者儀疵積之症指癰^ノ去年十二月廿四日

病氣相達罷在申候處彌增身骨痛取詰

藥用仕候得共無然當年二月上旬より右病氣

し候上^ノ之症相煩寒熱往來甚敷食

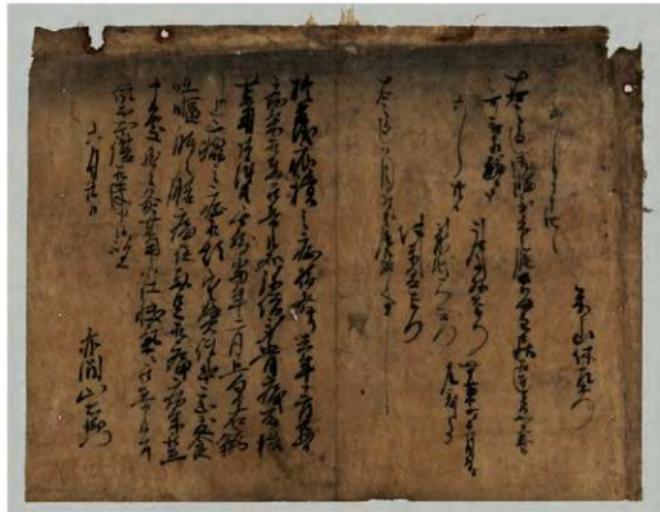
吐嘔時々腹痛仕両足相痛病氣罷在

申候處色々灸藥用等仕快氣^ノ罷在申候間依^用本復相達申候以上

赤間山右衛門

(法量一二五・六 cm X 二二三・一 cm)

六月廿日





庄子林右衛門様

富澤金吾

御同役中様

一御徒組大江音右衛門嫡子同氏平治義
法隆院様等御法事之赦^二家督^三被成下候由

別紙之通願申聞候處(平出)

御目先御免^二寵成候上八家督^三被成下度由音右衛門井
親類共連名^二願申上候^三格別赦^二願申上之
殊^三無之候間依^二願相返候間其段首尾

可被成候以上

八月朔日

右之通申來候付御小性頭手前へ

首尾相成候事

庄子林右衛門様 潛口半左衛門

一御家中月代刺候義^二付御別紙之通被仰下承知
仕候処曉^二之義^一追^三相達候様可仕候間一統先以

月代取之義ハ遠慮仕候様御首尾可被成此段相達申候以上

八月朔日

右之通申來候付一統^一相触候事

(法量二二五〇cm×二二一一四)



143

菊地大右衛門様

瀧口半左衛門

一御家中一統月代取之義達慮仕居候様御首尾
可被成候旨相達置候處早速より勝手次第月代

刺候すも宜敷事こと候間右之趣御家中一統へ
御首尾可被成此段相達申候以上

八月十日

右之通申來候付一統へ相達候事

一拙者儀嫡子同氏平治義家督つね被成下度
旨奉順度奉存候処（平出）

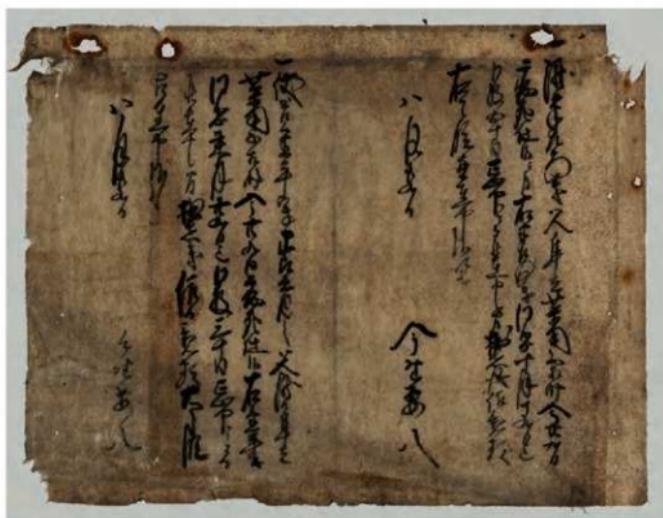
公義御中陰中右様之願申上候候にも可然哉
相聞兼候間此段相伺申候以上

八月十二日

大江音右衛門

仙表添紙（紙）以相達候事

(法量：一五・一 cm × 二二・〇 cm)



一瀧口半左衛門義父隼太薬用不相叶今廿九日

病死仕候付右半左衛門義同日より十月十九日迄
日数五十日忌中而罷在申候間拙者儀依親類

右之段相達申候以上

八月廿九日

今野要八

一伏谷金平義養育之父瀧口隼太

薬用不相叶今廿九日病死仕候右金平義

同日より来月廿九日迄日数三十日忌中而

罷在申候間拙者義依而親類右之段

相達申候以上

八月廿九日

今野要八

(法量二五・六cm×二三・一cm)

一私儀去月中より疾癒相出候处押勤仕罷在候
得共只今罷成座中も立居六ヶ敷出勤之御用
相勤兼病キ罷在申候間依此段相達申候以上

九月廿五日

菊地大右衛門

右達同廿八日立上便ニ為相登候事

十月廿八日本復相達候事

一私儀仙御屋敷懸心被仰付承知仕候過ル廿五日より
風邪ニ相中寒熱往来甚敷亦增無然病氣ニ至
罷在申候間右之段相達申候以上

九月廿九日

長谷川丹官

右達十月朔日立上便ヲ以為相登候事

十月廿四日本復相達候事

庄子林右衛門様

富沢金吾

御同役中様

御徒組大江音右衛門儀

公義御中院中家督願申上候儀伺指出置候

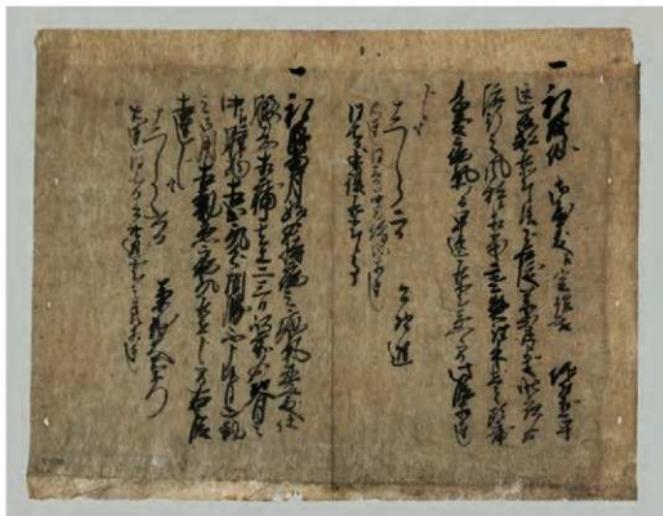
所御中院明ニ被成候間右願申上候様首尾
可被成候以上

十月三日

同人事へ首尾いたし候事

直々

(法量二二五・六)
(三) X (三三一・一)
(三)



一私儀仙 御屋敷^上定詰被 仰付置早

速取都罷登候様被仰渡承知仕候處 昨夜より

流行之風邪^ニ相当寒熱往来在之頭痛

甚數病氣^而早速罷兼候間此段相達

申候以上

十二月二日

今野進

右達同三日御中間便^ヲ以相達

同七日本復罷登候事

一私儀当月始より持病之疝氣再發仕

腰甚相痛其上二三日以前より背之

中^江臍物相出氣分相勝不申候^ニ付出勤

之御用相勤兼病氣罷在申候間右之段

相達申候以上

十二月六日

菊地大右衛門

右達同七日今野進登之節相達

(法量 : 二四・七 cm × 二一・一 cm)

十二月十一日

別紙被仰渡書左二

瀧口太吉

普谷傳兵衛
阿部留太

伏谷金平

伊藤清治
安右衛門

宮澤惣一郎

権三郎
太左衛門

伏谷大吉

一其方共去年中御田地方之義付
令集会一同願申上候義ハ畢竟

心得違故之事相見得候間已來

右様之義無之様可仕候事

右之通頭々御指合日之外被申渡

其段可被相達候以上

十二月十一日

今野中狹
富澤金吾

伊東昌右衛門殿

郷古忠左衛門殿

菊地大右衛門殿

傳兵衛
阿部留太

金平
伊藤清治

惣一郎
宮澤惣一郎
権三郎
太左衛門

右之通御書立之趣御小性頭御用入宅二同十二日七時
惣御役付中列席之上申渡候事

閑口久

一其方義去年中集会人數於
其身宅評義せしめ候不届よて
慎被 仰付置候處畢竟初心
故之義ニ候間向後右様之義無之様

可仕候事

右之通頭々(にぎ)おみて被仰含候様
御首尾可被成候由被(平出)

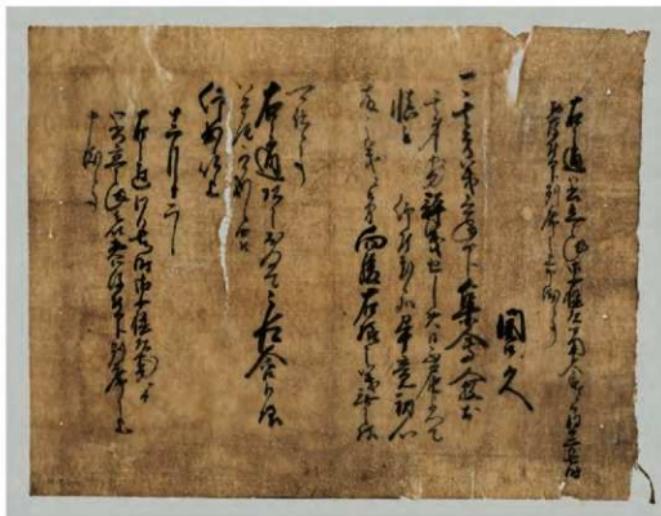
仰出候以上

十二月十二日

右之通同日七ツ時御小性頭宅二面
御書立之趣ヲ以惣御役付中列席之上

申渡候事

(法量 二二五・六 CM × 二三一・〇 CM)





「欠」紙之通今野要八義願申上候處職望之障^ニ罷成
之義^ハ於上兼^用御聞及^ニも罷成候事^ニ候處右を
不在候得ハ今日引続兼候と之義^ハ不引合之事^ニ
候尤右様之義申上候逆被相達候義^ハ不折入御取
合^ニ「欠」存候尤御小性頭手前^ニ能々吟味等相尽
「欠」右様^ニも相至^ニ申間敷様^ニ存候間向後御
「欠」携候御用相勤候者右様之訛^ニ
「欠」事候間已來之義急度被仰含置候

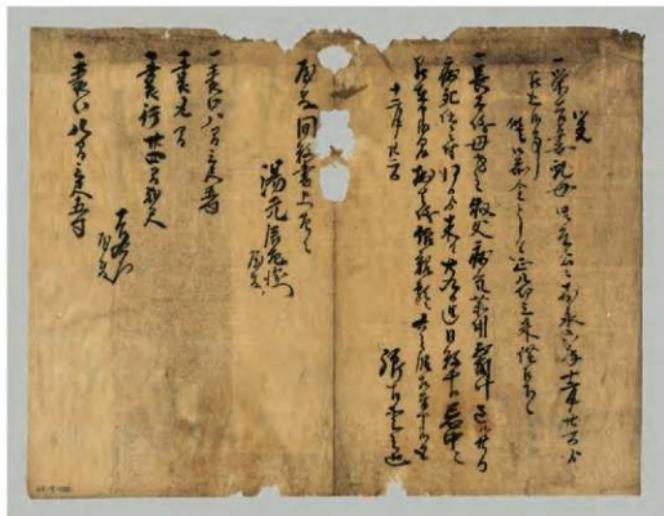
「欠」様被仰出候間其心得為之首尾可成候以上
「欠」十二月十四日

「欠」尚以別紙被相返候以上

伊東昌右衛門様 富澤金吾

「欠」菊地大右衛門様
「欠」渡部四郎右衛門義不都合之事^ニ候得共若干年
「欠」者「欠」格別之（平出）

思召を以松岡様^ニ御貸人^ニ來壱ヶ年



覺

一榮吉妻乳母御奉公ニ嘉永六年十二月廿一日より

罷上候事

但シ御前金として正八切三朱催相下候

一長太儀母方之叔父病氣藥用不相叶過廿日

病死仕候付同日より來ニ廿九日迄日數十日忌中ニ

罷在申候間拙者儀依親類ニ右之段相達申候以上

十二月廿二日 鄉古愛之進

屋敷間數書上左

湯元清左衛門

屋敷

一表口八間三尺五寸

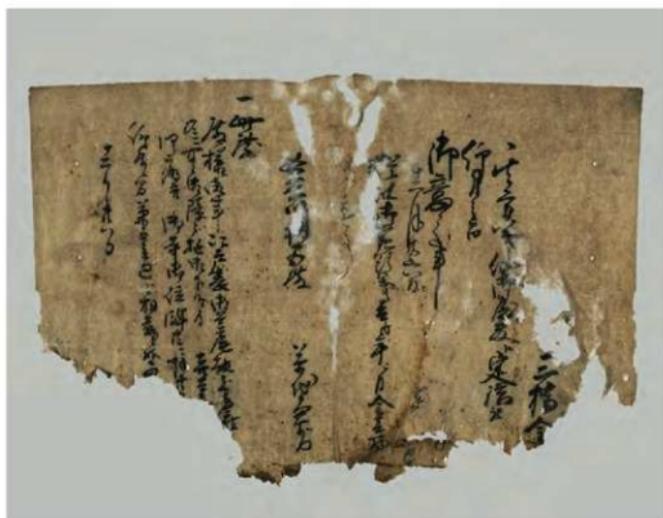
一裏九間

一裏行廿四間武尺

吉右衛門

屋敷

一表口八間三尺五寸



(法量 二二一八 cm × • cm)

三橋金	欠	欠	欠	欠
其方義仙御屋敷定詰被	□	□	□	□
仰付之旨 (平出)	□	□	□	□
御意之事	□	□	□	□
猶以御宛行義宅ヶ年付金壱	□	□	□	□
被下置候事	□	□	□	□
十二月廿六日	□	□	□	□
長谷川丹宮殿	□	□	□	□
菊地大右衛門	□	□	□	□
殿様御事江戸表御首尾能	□	□	□	□
共無御障被遊御下	□	□	□	□
御廟御位牌共明廿九	□	□	□	□
仰付候間兼通被相勤候様可	□	□	□	□
十二月廿八日	□	□	□	□
欠	欠	欠	欠	欠
欠	欠	欠	欠	欠
欠	欠	欠	欠	欠

詰心懸被 仰付置候所弥以被
仰付之旨 (平出)
御意之事

安右衛門

其方儀江戸 御登^リ御供毫ヶ年

番被 仰付之旨 (平出)

御意之事

尚以毫ヶ年江戸詰之者共二月始より
仙御屋敷^{江戸}奉勤仕候様申渡候事
右之通同廿五日朝五半時頭々例席之
上月番宅^{江戸}申渡候所右何も難有仕合^{江戸}
御請仕右御礼申上候付其段仙表^{江戸}
同廿七日御中間使^{江戸}以相達候事以上

(法量：二六・〇 cm × 二三・九 cm)



中山吉左衛門

其方義御供登^り直々老ヶ年江戸詰
心懸被 仰付置候所格別御吟味被成下

走婦御供被 仰付之旨 (平出)

御意之事

(一) 欠 郷古源七

(一) 欠 権三郎 長吉^二

其方共江戸 御登方御供走婦
被 仰付之旨 (平出)

御意之事

菅谷傳 (一) 欠

其方義 御登^り方御供老ヶ年 (一) 欠

(法量 一一五・八 cm × 二四・一 cm)

尚以近村之外^ニ罷在申候

右之通兩人親類老人充附添同日七時

御小性頭宅へ罷出候御順々御首尾合^ニ罷成

御目付ハ不及申懇御役付中列席之上被

仰渡候事

左之通御書立を以御目付中ハ

御目付

御徒目付ハ

一當年中毎夜々時々廻番いたし

御足輕之内老人引廻諸事無油断御役々

屋敷ハ勿論一統之御^ニ罷成候様訖度

可仕事若心得違之者在之^ニ統ハ

間故障等相成候義申唱[#]此度御仕置

被相行候非判等申触候者在之候ハ、

召捕御役人手前へ申出訖度始末可

仕旨(平出)

御意之事



伊東昌右衛門殿

鄉古忠左衛門殿

富澤金吾

菊地大右衛門殿

一別紙四通之通御振合日之外
被仰渡

其段可被相達候

一御改易被相行候上八△所持之穀物等迄も

被召上候様御首尾可被成候事

一被仰渡候ふり合之義八前例逆も可在之候間

其御心得御首尾可被成候

一御目付

御徒目付へ

當年中每夜々時々廻番致御足輕之内

壱人引廻諸事無油斷御役々屋敷八勿論

一統之御△罷成候様訖度可被仰付候事

若心得違之者右を被相行候非判等申触

候者可在之候ハ、召捕御役人手前へ申出

始末可申候事

右ヶ條之趣前以御目付等へ首尾

被成置候様可被成候以上

156
(No. 01097)



(

前 欠

(

欠

(

幡治殿
門左衛門殿印

切紙

一三浦利惣太義養父同氏甚平去月五日

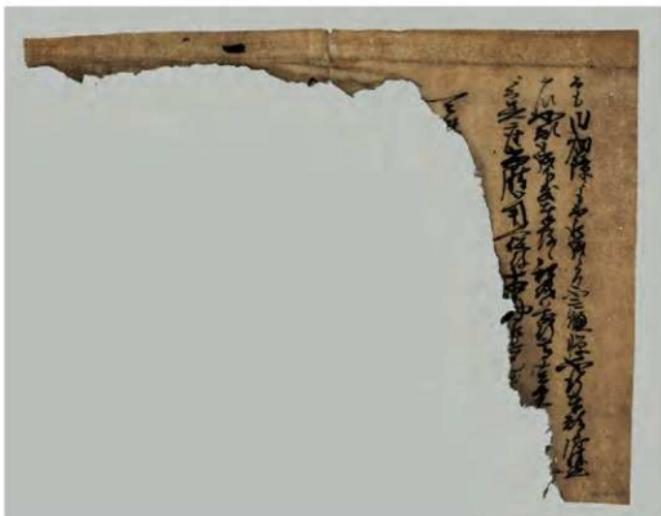
(法量
一一五・九cm
×
一一六cm)

主山相傳主事者之三種是也其後主
山相傳主事者之三種是也其後主
山相傳主事者之三種是也其後主
山相傳主事者之三種是也其後主

田畠も不罷成候間不顧憚如斯奉願候御憐惑
以如願被成下度奉存候私儀御知行高老貴
着座當時御用人役相勤罷在申候「欠」

後 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠

(法量: 二五・五cm × 二二・一cm)





被下旨^レ
御意之段同人^ヰ親類菊地
權之承呼出申渡候事

右御礼申上候段同八日仙表へ相達候事

一三浦利惣太仙
御屋敷^江為見習之被
召仕候間為相登候様佐々木輔治方^江同八日

首尾之事

欠 欠)
欠)
欠)
後欠)

義兵衛^江名代御奉公

) 是迄□
) 御奉公

(法量：二五・二cm×二六・二cm)

史料相互関連一覧表
(同一枠内の資料は続いていることを示す。)

年号 (西暦)	史料番号	史料番号
文化12年 (1815)	2	125 126 127 128 129 130 131、132 133 134 135 136、137 138、139、140 141 142、143 144 145 146 147 148 149 150 151
文政 8年 (1825)	3、4 5、6、7、8 9、10、11、12、13、14 15、16、17 18 19、20、21、22、23、24	
天保 3年 (1832)	25 26、27、28 29、30 31、32 33 34 35、36、37、38 39、40 41、42、43、44、45 46、47、48 49、50、51、52 53、54、55	
天保 4年 (1833)	56 57 58 59、60、61、62、63、64、65 66、67、68	152 153 154 155 156 157 158
天保12年 (1853)	69 70 71、72、73、74、75 76、77、78 79、80 81、82、83 84 85、86、87 88 89、90、91、92 93、94、95 96 97 98、99、100、101 102、103、104、105	
嘉永 6年 (1853)	106 107 108	
安政年間 (1854~60)	109、110、111	
万延 2年 (文久元年) (1861)	112 113、114、115、116、117 118 119 120、121、122、123、124	

※ なお、相互関連化作業は、文章の続き具合や、月日などから最善をつくしたが、錯誤がないとはいえない。今後の調査・研究に期待したい。

多賀城市文化財調査報告書第一二三集

天童家文書 III

平成二十七年三月二十五日発行

編集 多賀城市教育委員会

〒九八五一八五三一
宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

発行 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

印刷 今野印刷株式会社

〒九八四一〇〇一一
宮城県仙台市若林区六丁の日西町二〇一〇

本報告書は、平成26年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものです。



